

平成22年9月9日（木曜日）第1号

| | |
|-------------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 21頁 |
| ○本日の会議に付した事件 | 23頁 |
| ○出席議員 | 23頁 |
| ○欠席議員 | 23頁 |
| ○説明のため出席した者 | 23頁 |
| ○職務のため出席した事務局職員 | 25頁 |
| ○開会宣告 | 26頁 |
| ○開議宣告 | 26頁 |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名 | 26頁 |
| ○日程第 2 会期の決定 | 26頁 |
| ○諸般の報告 | 26頁 |
| ○日程第 3 議案第 86号から 日程第38 議案第121号まで | 26頁 |
| ○監査委員の審査意見の報告 | 29頁 |
| ○休会の件 | 31頁 |
| ○散会宣告 | 31頁 |

平成22年9月13日（月曜日）第2号

| | |
|-----------------|-----|
| ○議事日程 | 33頁 |
| ○本日の会議に付した事件 | 33頁 |
| ○出席議員 | 33頁 |
| ○欠席議員 | 33頁 |
| ○説明のため出席した者 | 33頁 |
| ○職務のため出席した事務局職員 | 35頁 |
| ○開議宣告 | 36頁 |
| ○日程第 1 議案第122号 | 36頁 |
| ○日程第 2 一般質問 | 36頁 |
| 20番 磯 邊 勇 司 議員 | 36頁 |
| 9番 秋 元 洋 子 議員 | 45頁 |
| 2番 井 上 浩 議員 | 54頁 |
| 16番 平 山 秀 直 議員 | 65頁 |

| | |
|-------------|-----|
| 25番 加藤 磐 議員 | 75頁 |
| 1番 花田 進 議員 | 83頁 |
| ○散会宣告 | 96頁 |

平成22年9月14日（火曜日）第3号

| | |
|-----------------|------|
| ○議事日程 | 99頁 |
| ○本日の会議に付した事件 | 99頁 |
| ○出席議員 | 99頁 |
| ○欠席議員 | 99頁 |
| ○説明のため出席した者 | 99頁 |
| ○職務のため出席した事務局職員 | 101頁 |
| ○開議宣告 | 102頁 |
| ○日程第 1 一般質問 | 102頁 |
| 17番 松野 武司 議員 | 102頁 |
| 21番 阿部 春市 議員 | 111頁 |
| 23番 福士 寛美 議員 | 120頁 |
| 15番 古川 幸治 議員 | 134頁 |
| 14番 山口 孝夫 議員 | 137頁 |
| 5番 山田 善治 議員 | 151頁 |
| ○散会宣告 | 154頁 |

平成22年9月15日（水曜日）第4号

| | |
|------------------|------|
| ○議事日程 | 155頁 |
| ○本日の会議に付した事件 | 157頁 |
| ○出席議員 | 157頁 |
| ○欠席議員 | 157頁 |
| ○説明のため出席した者 | 157頁 |
| ○職務のため出席した事務局職員 | 159頁 |
| ○開議宣告 | 160頁 |
| ○日程第 1 議案第 86号から | |
| 日程第36 議案第120号まで | 160頁 |
| ○休会の件 | 160頁 |

| | |
|-------|------|
| ○散会宣告 | 161頁 |
|-------|------|

平成22年9月27日（月曜日）第5号

| | |
|-------------------------------------|------|
| ○議事日程 | 163頁 |
| ○本日の会議に付した事件 | 165頁 |
| ○出席議員 | 165頁 |
| ○欠席議員 | 165頁 |
| ○説明のため出席した者 | 166頁 |
| ○職務のため出席した事務局職員 | 167頁 |
| ○開議宣告 | 168頁 |
| ○日程第 1 議案第121号 | 168頁 |
| ○日程第 2 議案第114号から 日程第 6 議案第120号まで | 168頁 |
| ○日程第 7 議案第118号 | 170頁 |
| ○日程第 8 議案第119号 | 171頁 |
| ○日程第 9 議案第 86号から 日程第37 議案第122号まで | 172頁 |
| ○市長あいさつ | 181頁 |
| ○閉会宣告 | 182頁 |

平成 2 2 年五所川原市議会第 4 回定例会会議録（第 1 号）

◎議事日程

平成 2 2 年 9 月 9 日（木）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 86号 平成 2 1 年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 87号 平成 2 1 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 88号 平成 2 1 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 89号 平成 2 1 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 90号 平成 2 1 年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 91号 平成 2 1 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 92号 平成 2 1 年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 議案第 93号 平成 2 1 年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 議案第 94号 平成 2 1 年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 議案第 95号 平成 2 1 年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 議案第 96号 平成 2 1 年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 97号 平成 2 1 年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 98号 平成 2 1 年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第16 議案第 99号 平成21年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第100号 平成21年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第101号 平成21年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第102号 平成21年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 議案第103号 平成21年度五所川原市神山財産区歳入歳出決算の認定について
- 第21 議案第104号 平成21年度五所川原市松野木財産区歳入歳出決算の認定について
- 第22 議案第105号 平成21年度五所川原市戸沢財産区歳入歳出決算の認定について
- 第23 議案第106号 平成21年度五所川原市病院事業会計決算の認定について
- 第24 議案第107号 平成21年度五所川原市水道事業会計決算の認定について
- 第25 議案第108号 平成21年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第26 議案第109号 平成22年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第110号 平成22年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第111号 平成22年度五所川原市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第112号 平成22年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第113号 平成22年度五所川原市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第114号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 第32 議案第115号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第116号 五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第117号 五所川原市特定商業集積を構成する商業基盤施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例の制定について

て

第35 議案第118号 五所川原市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第36 議案第119号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第37 議案第120号 財産の取得について

第38 議案第121号 協元財産区管理委員の選任について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（28名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 花田 | 進 | 議員 | 2番 | 井上 | 浩 | 議員 |
| 3番 | 片山 | 英幸 | 議員 | 4番 | 齊藤 | 一郎 | 議員 |
| 5番 | 山田 | 善治 | 議員 | 6番 | 鳴海 | 初男 | 議員 |
| 7番 | 吉岡 | 良浩 | 議員 | 8番 | 成田 | 和美 | 議員 |
| 9番 | 秋元 | 洋子 | 議員 | 12番 | 木村 | 博 | 議員 |
| 13番 | 田中 | 賢一 | 議員 | 14番 | 山口 | 孝夫 | 議員 |
| 15番 | 古川 | 幸治 | 議員 | 16番 | 平山 | 秀直 | 議員 |
| 17番 | 松野 | 武司 | 議員 | 18番 | 寺田 | 武造 | 議員 |
| 19番 | 稲葉 | 好彦 | 議員 | 20番 | 磯邊 | 勇司 | 議員 |
| 21番 | 阿部 | 春市 | 議員 | 22番 | 桑田 | 茂 | 議員 |
| 23番 | 福士 | 寛美 | 議員 | 24番 | 木村 | 清一 | 議員 |
| 25番 | 加藤 | 磐 | 議員 | 26番 | 野呂 | 國四郎 | 議員 |
| 27番 | 三淵 | 春樹 | 議員 | 28番 | 川浪 | 茂浩 | 議員 |
| 29番 | 工藤 | 武則 | 議員 | 30番 | 葛西 | 収三 | 議員 |

◎欠席議員（2名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 10番 | 高杉 | 利彦 | 議員 | 11番 | 伊藤 | 永慈 | 議員 |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|

◎説明のため出席した者（29名）

市 長 平山誠敏

| | |
|-----------------|-------|
| 副市長 | 三上裕行 |
| 總務部長 | 佐藤方信 |
| 財政部長 | 佐藤文治 |
| 民生部長 | 三上隆勝 |
| 福祉部長 | 工藤淳 |
| 經濟部長 | 島谷金光 |
| 建設部長 | 黒滝勇 |
| 上下水道部長 | 高山耕一 |
| 西北中央病院 事務局長 | 平山耕一 |
| 會計管理者 | 関秀三 |
| 教育委員長 | 阿部育也 |
| 教育長 | 木下巽 |
| 教育部長 | 福井定治 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 川浪太刀男 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 小田桐宏之 |
| 監査委員 | 山本將雄 |
| 監査委員長 | 工藤雄三 |
| 農業委員会 委員長 | 太田昭市 |
| 農業事務局 局長 | 小山内洋一 |
| 企画課長 | 松橋洋 |
| 財政課長 | 佐藤明治 |
| 市民課長 | 石戸谷鏡治 |
| 保護福祉課長 | 今眞志 |
| 商工観光課長 | 中谷昌志 |
| 土木課長 | 菊池司 |
| 上下水道部 總務課長 | 成田良逸 |
| 西北中央病院 管理課長 | 松野昇 |

教育総務課長 須藤 一 正

◎職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|---------|
| 事務局 長 | 岩 川 静 子 |
| 次長・議事係長 | 竹 内 拓 人 |
| 議 事 係 | 山 中 健 聖 |

午前10時11分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。
これより平成22年五所川原市議会第4回定例会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、30番、葛西収三議員、1番、花田進議員、2番、井上浩議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から27日までの19日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から19日間と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（齊藤一郎） 次に、この際諸般の報告をいたします。
市長より報告第17号から報告第23号まで7件の報告がありました。以上の報告書は、
お手元に配付しておきましたから御了承願います。
また、監査委員から地方自治法に基づく例月現金出納検査及び定期監査の結果報告が
ありました。報告書は、議会事務局に保管してありますので、御閲覧願います。
-

◎日程第 3 議案第 86号から

日程第38 議案第121号まで

- 議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第86号から日程第38、議案第121号まで36件を

一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

平成22年五所川原市議会第4回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第86号から議案第108号までの23件は、平成21年度各会計決算の認定についてであります。

議案第86号は、平成21年度五所川原市一般会計歳入歳出決算であります。

議案第87号は、平成21年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第88号は、平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第89号は、平成21年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第90号は、平成21年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算であります。

議案第91号は、平成21年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

議案第92号は、平成21年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

議案第93号は、平成21年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算であります。

議案第94号は、平成21年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第95号は、平成21年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第96号は、平成21年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第97号は、平成21年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第98号は、平成21年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第99号は、平成21年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第100号は、平成21年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第101号は、平成21年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第102号は、平成21年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第103号は、平成21年度五所川原市神山財産区歳入歳出決算であります。

議案第104号は、平成21年度五所川原市松野木財産区歳入歳出決算であります。

議案第105号は、平成21年度五所川原市戸沢財産区歳入歳出決算であります。

議案第106号は、平成21年度五所川原市病院事業会計決算であります。

議案第107号は、平成21年度五所川原市水道事業会計決算であります。

議案第108号は、平成21年度五所川原市工業用水道事業会計決算であります。

以上、各会計決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第109号は、平成22年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,769万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ307億4,903万8,000円とするものであります。

議案第110号は、平成22年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,656万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,090万1,000円とするものであります。

議案第111号は、平成22年度五所川原市老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ409万2,000円とするものであります。

議案第112号は、平成22年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,444万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,160万1,000円とするものであります。

議案第113号は、平成22年度五所川原市病院事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入の予定額を71億1,565万6,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入3億5,816万7,000円、支出4億7,766万7,000円とするものであります。

議案第114号は、五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてであります。五所川原市の議会の議員及び長の選挙において選挙公報を発行するため提案するものであります。

議案第115号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。五所川原市水道事業経営審議委員会及び五所川原市工業用水道事業経営審議委員会を廃止し、新たに市長の附属機関として五所川原市上下水道事業等経営審議会を設置するとともに、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第116号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部地区土地区画整理事業の施行による字の区域及び名称の変更に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第117号は、五所川原市特定商業集積を構成する商業基盤施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止に伴い提案するものであります。

議案第118号は、五所川原市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部地区土地区画整理事業の施行による字の区域及び名称の変更に伴い、選挙区の区域を変更するため提案するものであります。

議案第119号は、五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険料の延滞金について、市税の延滞金と同様の取り扱いとするため提案するものであります。

議案第120号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第121号は、脇元財産区管理委員の選任についてであります。五所川原市財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎監査委員の審査意見の報告

○議長（齊藤一郎） 次に、決算議案に対する監査委員の審査の意見の報告を求めます。監査委員。

○監査委員（山本将雄） 一登壇一

市長より審査に付されました平成21年度五所川原市一般会計、特別会計及び神山財産区、松野木財産区、戸沢財産区の各会計並びに五所川原市の公営企業会計の各会計決算について、その審査結果の概要を御報告いたします。

初めに、五所川原市一般会計についてであります。歳入歳出予算額323億5,803万1,000円に対し、歳入決算額は308億7,540万4,832円、歳出決算額は302億3,445万1,352円となり、その差し引き残額は6億4,095万3,480円となっております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計から嘉瀬財産区特別会計までの16特別会計の決

算についてであります。各会計の詳細につきましては省略させていただき、16特別会計の合計額で御報告いたします。歳入歳出予算額169億1,692万9,000円に対し、歳入決算額は164億8,287万3,316円、歳出決算額は160億7,919万9,881円となり、その差し引き残額は4億367万3,435円となっております。

次に、五所川原市神山財産区から戸沢財産区までの歳入歳出決算についてであります。神山財産区の歳入歳出決算は、歳入歳出予算額38万8,000円に対し、歳出決算額は40万5,106円、歳出決算額は14万7,693円となり、その差し引き残額は25万7,413円となっております。

次に、松野木財産区の歳入歳出決算は、歳入歳出予算額50万4,000円に対し、歳入決算額は50万3,771円、歳出決算額は6万4,000円となり、その差し引き残額は43万9,771円となっております。

次に、戸沢財産区の歳入歳出決算は、歳入歳出予算額44万5,000円に対し、歳入決算額は47万3,720円、歳出決算額は15万3,000円となり、その差し引き残額は32万720円となっております。

次に、五所川原市公営企業会計についてであります。病院事業会計では収益的収入の決算額が67億9,023万4,461円、収益的支出の決算額が69億5,156万3,881円となり、消費税抜きで計算している損益計算書による純損失額は1億7,127万4,160円となっております。

次に、水道事業会計では、収益的収入の決算額が15億3,644万3,479円、収益的支出の決算額が12億8,688万7,439円となり、消費税抜きで計算している損益計算書による純利益額は2億2,840万1,209円となっております。

次に、工業用水道事業会計決算では、公益的収入の決算額が1億1,142万7,269円、収益的支出の決算額が7,335万8,914円となり、消費税抜きで計算している損益計算書による純利益額は3,756万8,685円となっております。

以上が決算等の概要であります。

最後に、審査結果について御報告申し上げます。審査に付されました各会計の決算等につきましては、法令及び会計の原則に従って作成され、また決算諸表の計数はそれぞれの関係書類と符合しており、予算の執行についても議決予算に従って執行されており、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。明10日から12日までの3日間は休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、3日間は休会することに決しました。

次回は、来る13日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時33分 散会

平成22年五所川原市議会第4回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成22年9月13日（月）午前10時開議

第1 議案第122号 平成22年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）

第2 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（29名）

| | |
|---------------|--------------|
| 1番 花田 進 議員 | 2番 井上 浩 議員 |
| 3番 片山 英幸 議員 | 4番 齊藤 一郎 議員 |
| 5番 山田 善治 議員 | 6番 鳴海 初男 議員 |
| 7番 吉岡 良浩 議員 | 8番 成田 和美 議員 |
| 9番 秋元 洋子 議員 | 11番 伊藤 永慈 議員 |
| 12番 木村 博 議員 | 13番 田中 賢一 議員 |
| 14番 山口 孝夫 議員 | 15番 古川 幸治 議員 |
| 16番 平山 秀直 議員 | 17番 松野 武司 議員 |
| 18番 寺田 武造 議員 | 19番 稲葉 好彦 議員 |
| 20番 磯邊 勇司 議員 | 21番 阿部 春市 議員 |
| 22番 桑田 茂 議員 | 23番 福士 寛美 議員 |
| 24番 木村 清一 議員 | 25番 加藤 磐 議員 |
| 26番 野呂 國四郎 議員 | 27番 三潟 春樹 議員 |
| 28番 川浪 茂浩 議員 | 29番 工藤 武則 議員 |
| 30番 葛西 収三 議員 | |

◎欠席議員（1名）

10番 高杉 利彦 議員

◎説明のため出席した者（29名）

市長 平山 誠敏

| | |
|-----------------|-------|
| 副市長 | 三上裕行 |
| 總務部長 | 佐藤方信 |
| 財政部長 | 佐藤文治 |
| 民生部長 | 三上隆勝 |
| 福祉部長 | 工藤淳 |
| 經濟部長 | 島谷金光 |
| 建設部長 | 黒滝勇 |
| 上下水道部長 | 高橋公 |
| 西北中央病院 事務局長 | 平山耕一 |
| 會計管理者 | 関秀三 |
| 教育委員長 | 阿部育也 |
| 教育長 | 木下巽 |
| 教育部長 | 福井定治 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 川浪太刀男 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 小田桐宏之 |
| 監査委員 | 山本將雄 |
| 監査委員 事務局長 | 工藤雄三 |
| 農業委員会 委員長 | 太田昭市 |
| 農業委員 事務局長 | 小山内洋一 |
| 人事課長 | 前田晃 |
| 財政課長 | 佐藤明 |
| 健康推進課長 | 工藤仁 |
| 保護福祉課長 | 今眞 |
| 商工觀光課長 | 中谷昌志 |
| 建築住宅課長 | 盛重人 |
| 下水道課長 | 秋庭孝樹 |
| 西北中央病院 管理課長 | 松野昇 |
| 教育總務課長 | 須藤一正 |

◎職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|---------|
| 事務局 長 | 岩 川 静 子 |
| 次長・議事係長 | 竹 内 拓 人 |
| 議 事 係 | 山 中 健 聖 |

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 議案第122号

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第122号 平成22年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

本日上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第122号は、平成22年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,100万1,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ308億9,003万9,000円とするものであります。

以上が本日上程されました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第2、一般質問を許可します。

なお、質問は再質問を含め3回までとなっております。また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、20番、磯邊勇司議員。

○20番（磯邊勇司議員） 一登壇一

市政に関心ある傍聴席の皆様、そして報道関係、議会関係の皆さん、改めておはようございます。早朝から大変御苦労さまであります。平成22年第4回定例会に当たり、一般質問の登壇指名をいただきました至誠公明の磯邊勇司であります。新たな会派の名前で初めての質問です。新鮮な緊張感とともに、五所川原市の現在置かれている現状に思いをはせながら、市勢発展のため誠心誠意努めてまいる決意であります。

さて、今回の登壇の時間をお借りいたしまして、去る6月13日投開票の市長選におい

て、再び市長としてその負託を受けられました平山市長を心から歓迎申し上げますとともに、市民の皆様に対して改めて敬意を表する次第であります。市長におかれましては、今後とも健康に十分留意され、選挙戦で挙げられた公約や施策の実現を通し、五所川原6万市民が魅力と生きがいを共有し合い、幸せが実感できるまちづくりに向けて邁進されることを念じてやみません。

平山市長は、五所川原市の顔であり、代表者でもあり、その意思決定は地域と行政の行方を左右することになり、広い意味で対外折衝を進め、市内を掌握し、そしてリードしていくという大きな期待がかかっているのです。市長はまた、役所においては議会との関係を保ち、政策決定を行い、職員の意欲と能力を引き出し、市長としての指導力を大いに発揮していただきたいと思っております。

また、私も平山市政を支持する議員の一人として、引き続きともに汗を流しながら市民の福祉や生活環境を含めた五所川原市の振興と発展のため、努力してまいりたいと思っております。とはいうものの、私自身の任期中、これが議員として今回が最後の一般質問となるのではないかと考えています。まだ4カ月ほど務めを残しておりますが、精いっぱい頑張る所存であります。

さて、私は常日ごろから町内会の発展や地域の発展がなければ、五所川原市の発展はないと信じております。住んでよかった町内、住みやすい町内、いわゆる足元からまちづくりをする、このようなまちづくりが本当のまちづくりだと確信しております。そのためにも現場主義が大切であり、実際を見て、聞いて、市内を見て、足で歩き、市民の皆様の声を直接聞くことが市議会議員として大変重要な仕事の一つと考えております。そのことから、地域が抱える問題点について4つの質問をいたします。

それでは、北部地区新宮住宅団地について質問をいたします。通称若葉の市営住宅は、昭和45年度から50年度にかけて233戸を建設し、現在に至っております。建設されてから既に40年を経過しており、老朽化が著しく住環境の改善が求められており、一日も早い建てかえを町内会及び地域住民、入居者から求められております。

実は、私平成17年第4回定例会の一般質問で、新宮団地の建てかえについて質問をいたしました。当時の成田守市長からは、五所川原市公営住宅ストック総合計画では、松島団地の建てかえ事業が最終年度となり、平成19年度より建てかえ工事に着手し、160戸を整備する計画だという答弁を受けたと思っております。

しかし、合併によって金木駅裏団地の住宅が新宮の住宅よりさらに老朽化が進んでいるため金木に着手、本年度で金木も終わるわけであり、入居者、町内会では一日も早い建てかえを期待しているわけであり、あわせて集会所、森の家の新築の計画につい

でもお伺いいたします。

次に、漆川住宅跡地の活用方法についてを質問いたします。漆川市営住宅の入居者は、平成18年6月まで松島団地の市営住宅に全戸移転入居を終え、その後解体工事も終わり、現在に至っております。このことについても、私は17年の第4回定例会の一般質問で、跡地の活用方法について伺ったところ、市の基本方針として遊休地はなるべく売却する。その際、地域住民の要望も検討するとのことでしたが、地元の町内には今もって何ら説明がないとのことであります。そこで、その後活用方法についてどのようになっているのかお伺いいたします。

それでは、空き家対策についてお伺いいたします。近年各地域において高齢化の影響だと思いますが、空き家が目立っております。私の住んでいる町内でも二十数件もあります。その空き家の中に今にも壊れそうな建物があり、風の強い日なんかトタン屋根が飛び、周辺に散乱、通行人や通学する子供たちに危害を及ぼす危険性があります。また、建物倒壊の危険性のほか、火災発生、子供の非行の温床になるおそれがあり、特に隣近所、町内会などに迷惑をかけているわけであります。

そこで質問ですが、このような空き家など危険と思われる箇所を調査、把握されているのか、また今後どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

引き続き、生き生きセンターについてをお伺いいたします。生き生きセンターについては、私北部地区の振興対策の一環として温泉地区の福祉施設として平成12年、そして16年と2回にわたって当時の成田守市長に一般質問で取り上げ新築を要望、そして平成18年の3月に予算約5億円以上をつけていただき工事を着工、温泉地区の施設として19年の4月から供用開始したわけであります。

しかし、当初の予想に反して利用率、収入とも余りよくないとのことから、これまで平成19年、20年と一般質問で運営のあり方などについて見直しをお願いしたところであります。その後どのように取り組んだのか、あわせて現在までの利用者数などの実績をお願いいたします。

最後に、選挙についてを質問いたします。最近の国政、地方選挙における投票率の低下傾向は、政治または選挙に対する無関心層の増加、中でも若い世代の投票率の低下が目立っており、その対策として投票時間の延長や期日前投票制度の導入など、制度改正がなされましたが、依然として投票率の低下に歯どめがかからない状況だと思えます。

そこで、当市として低下傾向が続く中で、投票率の向上のため選挙啓発にどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

それにもう一点、以前は投票終了時が午後6時と記憶しておりますが、現在は8時ま

でとなっております。そこで、最近の選挙戦で6時以降投票者が何%ほど来ているのかお知らせ願います。

以上で壇上からの一般質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの磯邊議員の新宮団地建てかえについてお答えいたします。

新宮団地建てかえ予定はどのようになっているのかという御質問でございますが、市では昨年度から五所川原市の特性と地域独自の課題に対応した住宅まちづくりの基本的な方向を定めながら、市の適正な市営住宅の建設に努めるため、五所川原市住生活基本計画、市営住宅ストック総合活用計画及び市営住宅長寿命化計画を策定中であり、現在最終調整段階に入っております。その中で新宮団地の建てかえについては、私の任期中には実施する予定として調整しております。

市の中心市街地周辺の住宅地に立地することから、全棟木造低層住宅とし、高齢者世帯に対しては福祉部と連携したシルバーハウジング・プロジェクト制度を活用し、高齢者が安心して居住できる福祉環境を整備したいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 森の家についてお答えをいたします。

集会所、森の家建てかえについては、建物の経過年数と老朽化を考慮した場合、住環境の向上を図る上で重要な課題であることから、住宅建てかえ期間中に実施したいと考えております。

続きまして、漆川住宅跡地についてお答えをいたします。漆川住宅跡地については、建築住宅課で管理していますが、市の基本方針としては売却を含めた有効活用を図っていくこととしており、普通財産にするため境界復元作業の調査を早期に終了したいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（川浪太刀男） 答弁いたします。

午後6時以降の投票者数について、去る7月11日に執行されました参議院通常選挙においては、当日の投票者数2万3,412人に対し、午後6時以降投票者数は3,281人であり、その割合は14.01%となっております。

○議長（齊藤一郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小田桐宏之） 答弁させていただきます。

当選挙委員会におきましては、明るい選挙推進協議会と連携しながら啓発活動を通じて、有権者の投票意識及び投票率の向上に努めてきたところであります。

具体的なものとしまして、若年層を対象とした投票啓発用パンフレット及びポケットティッシュを成人式で配布し、出前講座を開催するとともに、選挙時には街頭での啓発キャンペーン、広報車による巡回啓発などを通じて投票参加を呼びかけております。

今後とも投票率の向上につきましては、的確かつより効果的な啓発活動を心がけてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（佐藤方信） 市内の空き家対策について、私から答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、近年空き家となっている家屋の近隣住民の方々から御相談を受けることが多くなってございます。こうした無人となっている危険家屋の保全是、本来所有者や相続人の方が負うものであり、一方私有財産であることから、行政といえども簡単に処分することはできないものでございます。

市では、無人となっております危険家屋の調査、戸数把握は行っておりませんが、近隣の方々からの相談に対しましては、所有者やその身内の方々に相談内容を御連絡し、処置をお願いしているところでありますが、強風等により屋根トタンが今にも剥離し、近隣住民の方々の生活を脅かすような急迫した場合には、飛散防止等の処置を先行して実施し、その後において所有者に処置した旨を通知するとともに、処置費用等を請求することといたしております。

核家族化の進展により無人となる危険家屋は今後増加するものと思われませんが、無人危険家屋の近隣住民の安全を確保していくためにも、こうした相談内容につきましては即時対応し、適切に処理してまいりたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 生き生きセンターの利用状況についてお答えいたします。

営業日を平成21年7月1日から火、木、土曜日に変更することによりまして、振りかえ休日の影響がなく、146日間稼働いたしました。

営業時間についても、午前9時から午後4時までを午後5時までに1時間延長し、週3日間のうち1日無料としたことに伴いまして、平成20年度の入浴利用者5,198人に対し、平成21年度は1万4,311人と約3倍近く利用されております。特に無料化を実施した7月以降は、1日平均122人の利用となっております。ただ、無料の方がふえ、有料の利用者は3,808人と減っている現状ではありますが、今後は無料の方以外の利用の増加

を目指すべく検討してまいりたいと思っております。

○議長（齊藤一郎） 20番、磯邊勇司議員。

○20番（磯邊勇司議員） それでは、再質問に入ります。

若葉の住宅については、1回目の質問でもお話ししたとおり、建設後40年以上経過し、建物としての耐用年数もなく、老朽化による居住環境の悪化が懸念される状況で、さらに居住者が高齢化し、独居老人もふえ、いわゆる限界団地になっております。高齢者世帯が他の世帯と交流し、共同体として成り立つようにするのが市営住宅の原則だと私は思っております。隣の県営住宅と比較すると、雲泥の差であります。4月に行われた市長自身の若葉後援会の市政報告会で強く要望された一つでもあり、居住環境の整備やまちの美観上からも、ぜひ一日も早い建てかえを希望いたします。

あわせて森の家の新築ですが、先般お通夜があった際、控え室の床が腐って落ち、お寺の住職が危うくけがするところであったそうで、それについては私すぐに補修をお願いいたしました。それから、駐車場がないため、各種の会合やお通夜、葬式があれば、道路に車を駐車することから、道路交通の妨げにもなり、交通事故につながるおそれもあります。あわせて御答弁をお願いいたします。

それから、漆川、通称十川の住宅の跡地の件ですが、住宅解体後約4年以上経過しておるわけですが、現在あそこに雑草が生い茂り、虫やヒルもいるとのことで、荒れ放題であります。市当局としても草刈りは行っておりますが、あそこに集会所もあり、地元の子供たちのために、集会所において放課後児童健全育成事業も行っている関係で、町内でも小まめに周辺の草刈りは行っております。近くに津鉄の十川の駅もあるわけでございまして、景観上好ましくないと思っております。これについても御答弁をお願いいたします。

次に、空き家対策問題は、隣近所に空き家がないと余り気になりませんが、隣近所にありますと防犯上、大変気になるものであります。以前私の町内に老朽化した危険家屋があり、風の強い日は、通学路に面しているのも、何とかして早く安全な状態にと町内会の役員会で要望され、役所をお願いしたところ、個人の財産なので行政は手が出せないと言われ、私は近所の人に聞き込みを重ねて持ち主を捜し、走り回ったところ、既に持ち主は死亡、兄弟3人が所有でございました。しかし、3人とも仲が悪いため、大変難儀いたしましたわけでございます。再三にわたってお願いをし、現在ではその場所にうちも新築され、問題解決した例もあります。行政側も人が住んでいるのか捜査するのに大変だと思います。そこで、町内会に詳しい、例えば町内会長とか、行政連絡員をお願いするのも一つの方法だと思います。これについても御答弁をお願いいたします。

続いて、生き活きセンターの利用者が大幅にふえたということは、大変喜ばしいことでもあります。これについては、3回に1回は料金が無料、入浴時間の延長、曜日の変更、さらには昨年12月に浴室が寒いということから一部改修していただき、それが私大幅にふえたものと思っております。ただ、利用者がふえた割には収入は上がらないようでございますけれども、でもよその市町村では65歳以上の高齢者は無料という自治体もございます。生きていく上で健康が一番の条件だと思います。温泉につかることによって健康になり、医療費の削減、すなわち五所川原市の財政に大きく寄与するものと思えます。

実は、私も先般の火曜日に利用させていただき、その後利用者の方たちの話を伺ったところ、交通の便が悪いので、行政バスを出してほしいという声が圧倒的に多いわけで、特にこれから冬に向かって寒くなり、バスで来ている方もバス停が遠いため大変不便をこうむっております。運転できない高齢者、主婦などの交通手段として利便性を高めるため福祉バスを利用している自治体も多く、旧金木町では以前から週3回、各地区ごとに行っているとのことで、地域間の交流にもなり、3市町村が合併したわけですので、同一歩調をとるべきだと私思っております。金木町では、社協に委託させているようですが、これについて御見解をお願いいたします。

さて、選挙の投票率の低下の原因は、もろもろの要因が絡み合っていると思いますが、投票所にも問題があるのではないかと思います。以前は若葉の団地、森の家も投票所がありました。現在は、五所川原小学校が投票所となっております。下平井町の一部も含まれており、特に若葉の市営住宅には高齢者が多く入居しており、先般の選挙戦でも投票に行くようお願いしたところ、遠くて大変だという声が大部分であり、棄権するという方もおりました。ただ、投票所をふやすことによって投票立会人や、それにかかわる経費も増すわけですが、6時以降投票に来る方は余り多くないので、投票時間を短縮することによって経費も浮き、早目に開票、速報、確定できると思っております。

特に来年1月には市議選が行われることとなっております。1月ですと大変寒いときであり、もう4時ごろとなりますと暗くなります。今や期日前投票が定着しつつあり、現に投票時間を延ばしても投票率向上に余りつながらないと思います。よその市町村においても、投票閉鎖時刻の繰り上げを検討しているよう聞いております。選挙管理委員会連合会というのですか、恐らく選挙長、その会議にも出席していると思います。その機会をとらえて質問してみるのも一つの方法だと思います。お伺いをいたします。

以上で再質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（川浪太刀男） 御質問の投票時間の繰り上げについて、県選挙管理委員会より県内市町村の一部の地区で実施しているということを聞いております。当市においても、遠距離のため開票所までの時間がかかる地区があるということも認識しているところです。議員提案のとおり、今後県内の状況を参考に他市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 新宮団地の建てかえについてお答えをいたします。

先ほど市長答弁のとおり、任期中には実施する予定として調整しております。

続きまして、森の家の駐車場についてお答えいたします。集会所、森の家建てかえの際には、駐車スペースを十分考慮した計画にしたいと考えております。

続きまして、漆川住宅跡地の管理についてお答えをいたします。建築住宅課では、年2回の草刈りを実施し管理してきましたが、敷地内には集会所がありますので、今後は回数をふやすなど、町内会とも協議しながら管理をしてまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（佐藤方信） 議員御提言の空き家の調査を地域の実情を一番把握されている町内会長さん等に依頼するということにつきましては、大変有効な手段だと考えられます。

仮に調査を実施した場合の調査データの活用等も含めまして、今後検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いします。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 生き生きセンターについての御質問、改善要望の中に送迎バスの件もございしますが、企業努力により利用者の送迎をしている公衆浴場さんもいることから、新たな定期バスによる送迎につきましては検討が必要であり、それにかわる措置として生き生きセンターで実施している介護予防事業による年6回の元気教室の参加者を送迎したところ、バスの利用者は数名しか乗車していなかったというのが実情でございます。

今後は、元気教室への参加者や利用者が多い地区の御意見を伺いながら、回数、停留所等をまとめ、検討してまいりたいと思っておりますので、どうか御理解をお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 20番、磯邊勇司議員。

○20番（磯邊勇司議員） 1回目、2回目の答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、私の持ち時間まだ若干ありますので、3回目は私の提言と要望を申し上げます。

す。

公営住宅は、住宅に困っている市民に対して、できるだけ安い使用料で良質な住宅を供給する重要な役割を果たしており、市民からの期待もまた大きいものがあります。経済不況や格差と貧困が広がる中で、自宅を持ってない市民が年々ふえ、自宅を持ってても老朽化や高齢化によって、ついの住みかとして市営住宅への入居希望者が年々増加する傾向にあると思います。市営住宅の入居相談は、私のところにもかなり寄せられております。最近では、特に団地でのひとり暮らしの孤独死が報道されておりますが、市営住宅におけるひとり暮らしの孤独死を出さないための対策も考える必要があるのではないかと考えております。

生き生きセンターについてですが、やはり私たちの先人、高齢者が若いときに一生懸命働いて頑張ってくれたおかげで、今の五所川原市があると考えております。そういう高齢者を私は大事にする。高齢者があって現在の五所川原市があるわけでありまして、やはり私もそうなんですが、必ずだれもが高齢者になるわけでありますから、子供は親の背中を見て育つと申します。高齢者を大事にすることは、市民の安心と安全な生活ができる地域づくりにも通ずるものと確信しております。私たちが高齢者を大事にすることによって、私たちも高齢者になったら今の若い人たちに大事にされる。これは平山市長、私ども政治に携わる者の務めと私は考えております。そういう意味から、生き生きセンターの料金、行政バスのほうをよろしく御検討をお願いいたします。

さて、私は今回の市長選、続いての参議院選で、多くの市民と対話する機会を重ねてまいりました。市民の皆さんから、五所川原市を本当に大切に思う温かい激励、日々の生活の厳しさの訴え、市政、行政に対する不満やおしかりなど、いろいろな御意見をいただきました。そして、できる限り誠実に対話したと考えております。多くの市民の皆さんは、過去の批判からは何も生まれたい、これから五所川原市を本当に安心できる五所川原市にしてほしいという声が高齢者の方々から随分言われました。

そこで、理事者の皆様に申し上げます。今日、現在の五所川原市を取り巻く環境は、少子高齢化問題、中心市街地の衰退など、さまざまな分野で課題が残されているのもまた事実であります。特に今日の五所川原市を支え、繁栄の中核として頑張ってきた私どもの先輩の高齢者の市民や、次の世代を担う子供たちの健全育成に関する予算だけは、どうか熟慮していただき、活力ある明るく住みよい豊かなまち五所川原市を実現、それを基本目標に市当局の特段の御配慮をお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって磯邊勇司議員の質問を終了いたします。

次に、9番、秋元洋子議員。

○9番（秋元洋子議員） 一登壇一

議長のお許しを得ましたので、至誠公明、9番の秋元洋子、一般質問させていただきます。

その前に、先日集中豪雨の被害を受けられました市浦地区の皆様、一部金木町喜良市地区の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、今議会よりクールビズのホワイトカラーが市長を初め職員の方々、議員の皆様方、きょうは少し背広も着ていらっしゃいますが、実年齢よりも非常に若く見え、さわやかに見え、好印象そのもので、議場が明るく見え、とてもいいことだと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。五所川原市給食センターについてですが、ことしは近年にない猛暑が続き、そんなとき八戸市西地区給食センター、板柳町の学校給食施設、ネズミが見つかり、死骸また捕獲されたとのショッキングなニュース、五所川原市では給食センターと学校給食施設と両方を有しているわけです。今までにネズミ、虫、ゴキブリなどの被害の報告がなかったこと、また食中毒がなかったことが幸いです。今後の対応といたしまして質問させていただきます。

五所川原市の給食センターは、築何年になるのでしょうか。

2番目に、衛生面での不安、調理器、食器保管等大丈夫でしょうか。

3番目に、排水溝、食器運搬その他の搬入等に当たって安全なのか。

4つ目に、そろそろ新築する計画はあるのかどうなのかを伺いたいと思います。

次に、子宮頸がん予防ワクチンについてお伺いいたします。

1つ目、予防ワクチンは接種対象者数は何人ぐらいいるのか、お答えください。

2番目に、ワクチン接種に必要とされる費用はどのぐらいなのか。

3番目に、この接種のために市当局はどのように対応していく計画があるのか示してください。

3番目に、旧五所川原市内の住宅入居事情についてお伺いいたします。

現在入居を希望している待機者数はどのぐらいあるのでしょうか。

2番目に、今後旧市内に住宅建てかえでもよろしいですし、新築でもよろしいです。建築予定はございますでしょうか。

3番目に、住宅入居者が死亡または何らかの事情で家賃不払いがあり、本人が行方不明で、荷物だけ置いて使用していない住宅はどのように対処するのかお知らせください。

合併後、金木地区ではさくら団地を建てていただき、ひとり暮らしの老人たちは、死ぬ前にこんないい住宅に入れていただいで本当に幸せだと言っております。五所川原地

区の皆様方にも、そのような思いをしていただければ幸いではないかと思っておりますので、住宅事情について質問させていただきます。

4番目に、青森県立芦野公園動物園拡張と充実について。県立芦野公園は、青森県の中でも公園の中に津軽鉄道が走るといって日本で一つしかない県立公園でございます。その中に動物園があるわけなのですが、非常に寂しい動物園でございます。動物園内の整備について、どのようにお考えになっているかお答えください。

2番目に、動物の種類をもっとふやせないのか、これもお答えいただきたいと思っております。

3番目に、子供たちが動物に触れ合える、そんな場所をつくることについて考えたことがあるのでしょうか。どうかそれも実現させていただきたいと思っておりますので、質問させていただきます。

5番目に、先日以来、十三湖ヤマトシジミを守れと私は題して今一般質問いたしますが、外来種のシジミ、タイワンシジミでございますね。ヤマトシジミの生態系へ影響を及ぼさないのか、そのための対策はどうかということについて質問したいと思っております。

壇上からの1回目の質問をこれで終わります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの秋元議員の子宮頸がん予防ワクチンについて、市の今後の取り組みについてお答えいたします。

子宮頸がんの発症は、若年層において増加傾向となっておりますが、予防への関心が低いことから、健診の受診率は全国で約20%低迷し、母性の健康保持の観点から、対策のおくれが危惧されております。

当市では、昨年より女性特有のがん検診推進事業として、20歳から40歳まで5歳間隔の節目年齢の方を対象に子宮頸がん検診を、40歳から60歳まで同様に節目年齢の方を対象に乳がん検診を実施し、無料クーポン券により受診しやすい環境づくりに努めてまいりました。

これに加え、子宮頸がん予防ワクチンの無料接種を実施することにより、女性特有のがん予防対策が強化されることから、安心して子供を産み、健やかで健全な子育て支援に寄与するものと考えております。

今後は、新年度に予算計上し、関係機関と連携を図りながら体制を整備し、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

学校給食センターの新築計画についてであります。市総合計画の平成22年度までの前期基本計画には、老朽化の顕著な給食センターについては改修整備の計画的な実施を検討していくこととしており、昨年、いつ故障してもおかしくない状態が続いていた給食施設の基幹となっているボイラーを初め配管の一部等の改修を実施したことで、五所川原地区の16校に毎日4,500食を当面安定的に供給することが可能となりました。

今後、現在策定中の市総合計画の後期基本計画及び過疎計画に建設計画を反映させ、中央小学校、消防署、中核病院に加え、学校統合が一段落するであろう平成26年度または27年度をめどに関係部署と協議を重ね、施設整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 給食センターの衛生対策等についてお答えいたします。

学校給食センターは、昭和43年、市内小中学校25校に対して1日1万食を供給する計画で竣工し、築42年を経過しております。食の安全を最優先するための給食施設であることから、調理過程及び運搬、配ぜんに至るまで細心の注意を払うことは当然であります。厚生労働省通知による大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた取り組みについては、第一に給食従事者の毎日の健康チェックを初め、手洗いなどの励行に努めているほか、〇157、赤痢菌等の腸内細菌検査を月2回、黄色ブドウ球菌数の手指及び鼻腔検査を年1回実施し、調理器等については表面付着菌検査を年1回、食器については洗浄後、食器保管庫内で温度を80度以上に保ち、5分以上の加熱殺菌消毒して保管するなど万全を期してございます。

また、ネズミなどの外部からの污染源根絶のための対策として、建物内の排水口に金網状のごみ受けを設置し、建物外の排水口にはネットを取りつけて、その侵入を阻止しております。

食品その他の搬入等につきましては、ハエなどの衛生害虫の侵入にもつながりますので、搬入口にあるシャッターや戸外に通じるドアの開閉は必要最低限とし、指導を徹底しているところでございます。

いずれにいたしましても、衛生管理については引き続き万全を期してまいりますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（三上 隆） 議員御質問の予防ワクチンの接種対象者数についてでございますが、子宮頸がんは全国で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が死亡している状況となっております。特に20歳、それから30歳代の若年女性の発生数、死亡の数が増加していることから、その予防対策が喫緊の課題となっております。

原因となりますヒトパピローマウイルスは、主に性交渉を通じて感染することから、予防には若年層へのワクチン接種が効果的とされております。日本産科婦人科学会では、11歳から14歳までのワクチン接種を推奨しているところであります。このことから、当市では効果的とされる中学1年の13歳女子331名を対象として実施をすることとしております。

ワクチンは、子宮頸がんの約70%が予防でき、安全性も高いとされておりますが、治療されるものではないことから、思春期を迎える対象者及び保護者に接種の必要性を十分理解してもらい、医師会との連携を密にしながら接種実施をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、予防接種にかかわる費用についてでございますが、現在承認され使用されている子宮頸がんワクチンは、平成21年12月に発売されたもので、実費診療のため費用は5万円から6万円と高額となっております。当市では、中学1年の女子331名を対象とし実施することから、接種費用は1,986万円を見込んでおまして、全額助成することで検討しているところでございます。接種は初回接種後1カ月、6カ月の計3回接種で、有効性はワクチン接種から10年程度とされております。

実施に当たりましては、北五医師会と連携を図りながら、医療機関で速やかに接種ができるよう、その体制づくりに万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 旧五所川原市内の市営住宅の団地別待機者数についてお答えをいたします。

現在市が管理している市営住宅は、五所川原地区で5団地1,199戸あります。そのうち新規入居を停止している新宮団地233戸を除いた966戸に対し、空き住戸が生じた場合の入居募集を前期、4月から9月、後期、10月から翌年3月までの2回、常時募集しております。

平成22年9月6日時点での申込者数は95名であり、うち入居の決定や申請を取りやめた方は13名あります。現在待機者数は82名となっております。

各団地別の待機者数ですが、松島団地34名、千鳥団地21名、富士見団地18名、広田団地9名となっております。

続きまして、五所川原地区に住宅建設予定はあるかとの御質問でございますが、市では昨年度から五所川原市住生活基本計画、市営住宅ストック総合活用計画及び市営住宅長寿命化計画を策定中であり、その中で新宮団地については建てかえを実施する予定としております。

続きまして、本人が行方不明で使用していない住宅についてお答えをいたします。旧五所川原市内の住宅入居者で、御質問に該当する入居者は1件でございます。

現在行方がわからなくなっており、親族の方へも協力をお願いしているところであります。しかし、今後とも状況が変わらない場合には、最終的に法的手段も辞さない考えで進めていきたいと考えております。いずれにしましても、早期に退去していただき適正な入居に努めてまいります。

続きまして、芦野公園動物園の整備についてお答えをいたします。芦野公園動物園は、昭和36年4月に開園され、以来49年を経過しております。当動物園は、津軽地区でも数少ない動物園であることから、小学校の課外授業や遠足等に利用されており、児童の情操教育及び観光に資してまいりました。しかしながら、施設及び設備等の老朽化が著しいため、必要な補修を行ってきたところであります。今後も来園者の安全を第一に考えるとともに、子供たちに喜ばれる動物園の整備について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、この動物園の動物の種類と頭数についてお答えいたします。芦野公園動物園で現在飼育している動物は、ヒグマ4頭、ヤギ1頭、シカ1頭、猿1匹、ウサギ3羽、ハクビシン1匹、クジャク2羽、ガチョウ2羽、チャボ4羽、ウコッケイ8羽となっております。

続きまして、子供たちが小動物に触れ合える場所をつくれないう御要望ですが、実施している先進施設を調査し、子供たちの動物愛護精神を培う観点から、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（島谷 淳） 十三湖ヤマトシジミとタイワンシジミに関しての御質問にお答えいたします。

先般、平川市の猿賀神社裏手の農業用水路にタイワンシジミと見られる外来種の二枚貝が大量繁殖している問題や、その駆除について報道されておりました。タイワンシジ

ミは淡水域に生息し、水路等に定着して高い繁殖力を持つと聞いております。一方十三湖のヤマトシジミは、淡水と海水がまざり合う汽水域に生息しておりまして、潮の満ち引きや波浪の影響を受けるなど、特殊な環境区域に定着しております。双方の生育環境が異なることから、ヤマトシジミへの生態系への影響は極めて少ないものと思われま

す。これまでのところ、十三湖におけるタイワンシジミによる生態系の被害報告は受けておりませんが、当市のブランドである十三湖ヤマトシジミを守るために、今後とも関係機関と連携を図りながら、タイワンシジミに関する情報収集に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 9番、秋元洋子議員。

○9番（秋元洋子議員） それでは、2回目の質問に入ります。

一番最後の十三湖のシジミについて、これは質問ではなく、今部長から説明がございましたように真水と塩水との違い、生息する場所が違うという説明を受けまして、私の取り越し苦労かなとは思っておりますが、十三湖も真水と海水のまじり合う場所があるんです。その場所に、こういう外来種というのは繁殖率も強く、環境に順応していく、適応していく力がすごく強いと聞いております。

そしてまた、これが鳥や魚のふんの中にでしょうか、稚貝とかがまじって十三湖に影響があるのかなのか私は部長の言葉を信じまして、大丈夫だと、安全だということを確認いたしましたので、十三湖のヤマトシジミを守る、そういう言葉が、非常に私は部長のいい答弁を聞きましたので、ありがとうございます。それは終わります。

1番目の学校給食の件についてですが、築42年になるということでございます。そして、先ほど教育部長の説明を聞きますと非常に細心にわたって注意を払っておられます。それで、私も平成17年のときに五所川原の給食センターにボイラーが故障したとき、視察に行ったことがございます。そのときに物すごく古い建物、物すごく古い設備、それを見てきて非常にびっくりしたものです。ですが、そのときも職員の方が非常に感心するほど細部にわたって気配りがあり、創意工夫もあり、努力している姿を見て、これだったら大丈夫かなという感じで見てきておりました。

でも、今回ニュース等により、ああいうネズミやら、細心の注意を払いながらも、またああいうニュースが流される。その部分について五所川原市当局も給食センターについて細心の注意を払っていただければいいと思います。教育部長の答弁、それが守られれば私たちは子供の食生活、健康、すべての面に安心して暮らしていけると思います。

それから、新築する計画はあるのかということに対してお答えがちょこっとなかった

ような気がするんですが、先ほどの市総合計画の中で何年ぐらいのころをめぐりに計画が立っているのか、その年度だけお知らせください。

それから、子宮頸がんのワクチンについてでございますが、私が考えている以上に市のほうでは対応がきちっとされており、非常に感心いたしました。そして、なぜだか女性は神様が与えてくれた子供を授かりお産の苦しみの中から男性には経験できない喜びがあり、その反面子宮頸がんとか子宮がんとか、女性特有の病気になり、子供が産めない体になる悲しい事実もあるのです。

また、ウイルス感染についても、先ほど部長の説明の中にあつたように10代前半での性交渉で感染することが多いと発表されております。若い結婚前の女性、結婚後の病気を防ぐためにも、予防ワクチンに対する助成をしてくださるということで、非常に安心しております。ありがとうございます。

それから、3番目の住宅入居事情についてでございますが、先ほど部長の答弁の中に94件あつた中で、取り下げが13名で今82名だということです。私のところにも、先ほど磯邊議員が話ししていらっしゃいましたように、皆さん相談に見えます。生活が苦しい、主人の仕事が定職がきちっと決まっていな。そんな中でアパート代を払うのは非常に苦しいんだと。ですから、住宅のほうに入って安い住宅料を支払いしながら子供たちを育てていきたいという相談がいっぱいございます。

でも、その中で私はびっくりしたことは、待機者の中には6年間待っている方がいるんです。6年ですよ、1年に2回申し込みの書きかえをして。それも、申し込みの書きかえる時期を忘れることなく6年間待っている方がいるんです。そして、先日もある講習会に行きましたら、私の横にいた人が、私のことを何も知らない、五所川原から来た若い女性でした。その方が2年間待っているけど、全然私にもう住宅に入る見込みがないのか、本当に困っていると。主人の給料はだんだん減るし、子供は大きくなるし、教育費はかかるし、大変だという話をしておられます。こういう入居希望者に対して、どういうふうに処理していくのか、だれが優先なのか、そこのところを少しお聞かせください。

そして、3番目に、荷物を置いて行方不明になっている方、亡くなられた方、家賃は どういうふうになっているのか。もちろん入金はないでしょうね。そして、それは松島団地にそういう場所が1件あるんです。でも、住宅に入りたい方々はそこの場所を見ているんですね、だれも入っていないということ。どうしてもっと早くに荷物を片づけて、私たちにそういう場所を明け渡してくれないのかと、そういうふうに私のところにも話ししに来た方がございますが、その荷物をどこへやるのか、だれが責任を持ってや

るのか、そこら辺。先ほど部長が法的に手続をとると言っていたらっしゃいましたが、どんなふうな法的手続をとってやるのか。その荷物を置いているのは、どのくらい荷物を置いていたのか、お聞かせください。私が知っている限りでは、6カ月以上はたっていると思います。そこら辺もお聞かせください。もっと早い対応が望まれますので、どうかそこら辺の答弁をお願いいたします。

それから、県立芦野公園の動物園についてですが、先般8月23日から25日と経済常任委員会で苫小牧市議会、旭川市議会を研修いたしました。その中で、旭川市では旭山動物園を見学させてもらい、金木町の芦野公園に思いをはせたときに、前から思っておりましたが、芦野公園の動物は種類が少ないし、園内は昔のまま何も変わっておりません。かわりばえもせず、クマさんだけが元気に動き回って、えさを食べております。残念ながら色彩も少なく、暗いイメージしかわからないのです。子供が見に行きたい、見たいという思いに駆られるような、子供たちが好むカラフルなきれいな色とか、そういうものを使って鳥小屋やフェンスや、管理室も非常に汚いです。そういうものも整備できないものでしょうか。来春の花見の前に夢のあるかわいらしい、小ぢんまりとした動物園が欲しいものです。どうか御答弁のほどよろしくをお願いいたします。

2回目の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 給食センターの建設計画の時期についてでございますけれども、先ほど教育長の答弁と重複いたします。昨年ボイラーと給水の関係を大々的に改修したということで、当面安定的に給食が供給されるということ踏まえて、ことし、平成22年度ですけれども、市の総合計画、これの後期基本計画の見直しの時期となつてございます。この基本計画とこれから予定される過疎計画、この計画の中に給食センターの建設について反映していつて、できれば財政の優先順位もございましてけれども、消防署とか中核病院、あるいは診療所施設、市の抱えているいろいろ課題もございましてけれども、それらが一段落した平成26年度または27年度あたりに給食センターを建設したいというふうに考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 市営住宅に毎回、申込者に対してどのように対応しているのかということでございますが、入居者の選考については、五所川原市市営住宅管理条例第9条に基づき、住宅に困窮する度合いの高い方から入居を決定しております。よろしくをお願いいたします。

それから、松島団地の件でございますけれども、その方は承継できない方でございます

して、それから住宅内にある荷物については入居状況をまだ確認できておりませんので、それを確認してから、その荷物をどうするのかいろいろ検討したいと思っております。

それから、あと芦野公園の動物園についてでございますけれども、芦野公園については私どものほうで、まず桜を前のように復活させたいと、そういったことをまず第一に考えて、そしていろいろ公園管理課では努力してきました。その結果、ことしはここ二、三年では一番いいというお話を私も聞いております。ですから、公園管理課としてはもう少し桜の状況とか、そういったのを見たいと、そう思っております。そして、見ながらこの動物園について今後どのようにしたらいいのか等いろいろ検討したいと、そう思っております。

それから、あと小屋とかそういったやつ色彩のことですけれども、これは私どものほうでできるものはそういったことも頭に入れて、修繕できるものは修繕したいと、そう思っておりますので、よろしく願いいたします。

(不規則発言あり)

法的ということは、民事訴訟で住宅の明け渡しを請求するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(齊藤一郎) 9番、秋元洋子議員。

○9番(秋元洋子議員) では、3回目の質問させていただきます。

今の住宅の民事訴訟ということでございますが、随分1年ぐらいほっておいたというふうには伺っておりますが、その間何も手を打たなかったのでしょうか。そこら辺をもう一度聞きたいと思えます。

それから、芦野公園の動物園ですが、もうちょっとかわいらしいきれいな動物園にして、桜も確かにきれいです。ことしはきれいに咲きました。去年は悲惨でございました。ウソの鳥に食べられたという事情がございましたので。ですが、桜に力を入れることも大切ですが、動物園、例えばなくするのであればなくする方向、残しておくのであればきちっともう少し手を入れてほしい。そんなにそんなに、私はライオンを入れろとか、トラを入れてほしいとか、キリンを置いてほしいとかという、そういう要求はしておりません。先ほどの部長が説明したように、アヒルとかシカとか、例えばカメとかウサギとか、そういうかわいらしい動物で結構なんです。もう少し公園の中の動物園に、部長は色をつけると言われておりましたが、ペンキ塗るだけで全然違うと思いませんか。もう少し気を使っただけであれば、元金木町住民の一人として、非常に私はそれをやっていただければ感謝するものでございます。いろいろ質問いたしましたが、適切な、非常に明快な答弁がございました。

それで、3回目もいろいろ質問しようかなと準備をしておりましたが、それに対する答弁がきちとございましたので、部長から先ほどの法的手続の、そこら辺だけ1つ聞けば、それで終わりたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 先ほども答弁したとおり、現在行方がわからなくなっておりますので、いろいろこの方の親族、親戚とかそういったのをいっぱい探しまして、私のほうの職員が何とかということでもいろいろ探している時間も結構たってしまったということで、どうかその辺で。今後はこういったことをまた敏速にやっていきたいと思うんですけれども、いろいろ親戚が多ければ多いほどまた時間もかかるわけですので、その辺で御理解を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって秋元洋子議員の質問を終了いたします。

次に、2番、井上浩議員。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

社会民主党の井上浩です。質問の前に8月31日、9月1日の津軽下北地方を襲った大雨により、農林関係被害費だけでも県全体で8億4,822万1,000円に上り、当市内でも市浦地区を中心に多くの方が被災されました。先日議会としても現地調査をさせていただきましたが、改めてお見舞い申し上げます。

さて、衆議院で多数を占める民主党があすにも新たな代表選出を行い、次の内閣総理大臣選出へ向けた民主党内の帰趨が明らかとなります。今定例会では、そんな緊迫した情勢のもとでの質問となりましたので、心して質問をいたします。市長を初め、理事者の皆様方の誠意ある答弁をお願いいたします。

まず第1の質問は、公共サービス基本法についてです。公共サービス基本法が今年の5月20日に制定されました。公共サービスは、当たり前私たちの生活に溶け込んでいますので、日ごろそのことを意識することはないと思います。しかし、もしこの公共サービスがとまってしまったら、一体どうなるのでしょうか。例えば水が出なくなったり、ごみが収集されなくなったりすると、1週間もたたないうちに私たちの生活はにっちもさっちもいかなくなってしまうと思います。公共サービスは、私たちの生活そのものではないでしょうか。

今定例会の一般質問の通告でも、市営住宅、生き生きセンター、給食センター、子宮頸がん予防ワクチン、芦野公園動物園、児童相談所、公共施設の維持、下水道及び側溝、招魂堂、学校、インフルエンザ予防接種、スポーツ施設、消防庁舎、土地区画整理等々が指摘をされていますが、まさしく公共サービスが私たちの生活そのものとなっている

あかしだと思えます。

公共サービス基本法の起案者でした原口一博総務大臣は、この基本法の3つの柱として、1、公益を市民化、自由化する新しい公益の創造、2、国民の公共サービスにおける権利、3、公共サービスを担う人たちが人間らしく働ける環境の保障を挙げています。そして、「この基本法のもとでの公共サービス基本条例制定の広がりを願う」と大臣は話されています。

そこで、お伺いします。公共サービス基本法にかかわる第1の質問は、地方公共団体にかかわる公共サービス実施の責務についてです。社会的セーフティーネットとしての公共サービスのありようについての市長の見解をお知らせください。より具体的には、公共サービス基本法第5条に定められました実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務についての市長のお考えをお知らせください。

公共サービス基本法にかかわる第2の質問は、原口一博総務大臣が主張されていますように、公共サービス基本条例制定が必要と考えますので、以下の6項目につきまして市長のお考えをお知らせください。

公共サービスは、必要とする市民に過不足なく実施されるべきです。

2点目として、公共サービスの質と量の観点での判断は市民にゆだねることでございます。

3点目として、公共サービスの実施主体について、それぞれの個性と自律性を大事にしながらも連携、協力での相乗効果を目指すべきです。

4点目として、公共サービス実施については、公共の規律を遵守すべきであります。

5点目として、公共サービス実施の中では、情報公開による透明性確保が必要でございます。

6点目として、公共サービス実施従事者の労働環境は適正なものに保持されるべきです。

次に、質問の第2は、本年度の人事院勧告と職員の賃金についてです。賃金決定の内容に入る前に、まず当市で働く職員の皆さんの適用法律に関しまして、地方公務員法と地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用がどうなっているのか、移行準備中の上下水道部職員の方々の見通しも含めてお知らせください。

といたしますのも、第2次世界大戦が終了した直後の一時期は、警察、消防、刑事施設勤務者を除いて、すべての公務員は民間労働者と同様、団結権、団体交渉権、争議権の労働三権を持っていました。敗戦による連合軍総司令部、GHQの占領下でしたが、公務員も含めた賃金労働条件決定における労使対等原則が労働基本権として保障されて

いたのです。憲法第28条に規定される国民の生存を確保するために不可欠な権利の一つとしてでございます。

ところが、1948年7月末に出されましたマッカーサー書簡により、官公労のストライキ禁止を命じた政令201号が制定され、同年12月の国家公務員法改定、その後の地方公務員法の制定などにより、公務員の労働基本権が著しく制約されることとなりました。当市を初めとして、みずからの賃金を労使で決定できず、人事院勧告と県の人事委員会報告を判断材料とするしかないという根本的な欠陥の上での賃金決定のルーツはこういうわけでございます。

それでは、具体的な質問に入ります。人事院勧告と職員の賃金に関しての第1の質問は、50歳台後半層の俸給及び俸給の特別調整についてです。賃金決定が労使でままたまらない上記の制限ありの一方で、市職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定める。給与に関する条例に基づかずには、いかなる金銭または有価物も職員に支給してはならないとされているのが現行法の状況ですので、人事院の新たな提案には無関心でいられないわけです。人事院の新たな提案ですが、市当局の御見解をお知らせください。

次に、人事院勧告と職員の賃金に関しての第2の質問は、公務における自律的労使関係制度のあり方についてです。人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告の中で、公務員の労働基本権問題につきまして、異例とも言える意見開陳をしております。

細川律夫厚生労働副大臣がILO、国際労働機構総会で明言されましたように、日本国の公務員制度改革として国際労働基準を満たした労働基本権確立と自律的労使関係制度の具体的な制度設計を早急に取りまとめたいというこうした意思のあらわれだと思います。

2008年6月13日に成立いたしました国家公務員制度改革基本法の第12条では、政府は協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする旨とされました。

ここでいう自律とは、外部からの制御、すなわち人事院勧告と県の人事委員会報告の制御から脱して、自身の立てた規範、すなわち市役所で働く方々と使用者たる市長との労働契約に基づく労使関係に従っていかうということでございます。

すなわち、第1に市役所の一般職非現業職員が労働協約締結権を持つようになります。2点目として、人事院及び人事委員会勧告制度がなくなります。3点目として、争議権については、いずれの公務員も引き続いての課題とされました。ということが現行法のもとで現実の取り組みとなってきたのです。市役所職員の方々も、これまでの人勸

制度にかわり、団体交渉と労働協約による賃金、労働条件決定制度に移行することとなります。

無論、先般の参議院選挙で躍進をいたしましたみんなの党が主張しているような公務員のリストラ、再構築をやるために労働基本権を付与せよといった本末転倒の議論は、私も断固排斥していかねばならないと考えています。市役所職員の労働基本権は、基本的人権であり、社会権の問題です。このように国においては相当程度議論が進められていますが、労使にとっての労働基本権確立を含む公務員制度改革の課題は、市民に開かれたものとしなければなりません。当市で働く方々にとっても最重要課題でもありますので、現段階での市当局の御見解をお伺いいたします。

質問の第3は、平成22年度第1回市民提案型事業についてです。市の広報やインターネット上の市のホームページで示されていますが、これまでもこの議場で討論をしてきたことでもありますので、改めて以下質問をいたします。

平成22年度第1回市民提案型事業に関しての第1の質問は、今年度の取り組み内容と成果についてです。

平成22年度第1回市民提案型事業に関しての第2の質問は、公開プレゼンテーション実施の成果と今後の課題についてです。取り組み内容の詳細と評価についての御説明をお願いいたします。

壇上からの1回目の質問は以上でございます。市長及び理事者各位の心ある答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの井上議員の公共サービス基本法についてお答えいたします。

平成21年7月1日より施行された公共サービス基本法では、公共サービスを国または地方公共団体の事業であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものと定義し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び実施することが地方公共団体の責務として規定されております。

公共サービスは、福祉、医療、交通、教育などの各分野にまたがっており、住民の皆様が安心、安全な暮らしを営む上で欠かせないものとなっております。同法においても安全かつ良質で効率的な公共サービスの提供を受けることは住民の権利としており、地方公共団体においては、サービスの提供に住民の皆様の意見を反映させ、不断の見直し

を実施していくことがその責務とされているところであります。

また、公共サービスは、時に社会情勢等に弾力的に対応しながら、持続的に提供していくことが住民の皆様への安定的な生活を保障し、信頼感を維持、向上させるものであります。当市の公共サービス提供に当たっては、これまで財政基盤の強化と公共サービスの持続性の両立に配慮しつつ実施してきたところであり、今後ともこうした同法の趣旨を踏まえつつ、住民の皆様への意見に耳を傾け、よりよい公共サービスの提供を実施してまいりたいと存じております。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（佐藤方信） それでは、私からお答えを申し上げます。

まず、1点目の公共サービス法第5条の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務についてでございます。実情ということにつきましては、その地域固有の事情、課題であるというふうに考えております。

当市におきましても、全国で2番目となる低い求人倍率等の雇用問題、農林水産業の振興、安全、安心なまちづくりのための各種支援策、中核病院建設事業等、新幹線開業に向けた観光振興と、さまざまな課題を抱えてございます。これらの課題に対し、市長が公約に掲げております7つの施策がその対応策であるというふうに考えておりますので、今後これらの実現、実施を検討することが責務であるというふうに考えてございます。

次に、人事院勧告での50歳台後半層の給料の引き下げについてでございます。本年度の人事院勧告につきましては、ただいま井上議員も申し上げましたとおり、若年層を除く給料表を平均で0.1%引き下げに加え、期末、勤勉手当につきましても0.3%引き下げられます。また、行政職給料表（一）の6級以上で55歳を超える職員につきましては、さらに給料等の支給額を1.5%減額するという大変厳しい内容になってございます。

勧告では、「国家公務員の50歳台後半層では6級以上の在職比率が高まっていることから、官民の給与格差が拡大している傾向にあることを踏まえ、当市の措置として、本年の民間給与との格差を解消するための措置を通じて、50歳台後半層の給与水準の是正を図ることとした」といたしております。

また、給与勧告の基本的な考え方として、「勧告は労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤」としてありますが、55歳を超える職員の給料等を特別に減額することは、地域経済への影響、職員個人の職務に対する意欲の低下につながるおそれもあり、果たして人事院の勧告どおり実施することが適切であるかどうか疑問がないわけで

はございません。しかしながら、県内ではこれまで県を含め全市町村が人事院勧告もしくは青森県人事委員会勧告に基づいて実施した経緯がございますので、今後県の人事委員会からの勧告内容並びに県内他市の状況を勘案し、また職員組合との交渉を通し、本年度の給与改定を実施してまいりたいと考えております。

次に、労働基本権を含む公務員制度改革への認識についてでございます。内閣官房国家公務員制度改革推進本部内に設置されております労使関係制度検討委員会において、国家公務員法制度改革基本法第12条及び附則第2条第1項の規定に基づき、自律的労使関係制度の措置について調査、審議され、平成21年12月に報告が取りまとめられてございます。

その内容は、現在協約締結権が付与されていない職員への協約締結権を付与することを前提に制度的検討の成果を取りまとめたものであり、今後国において見直しの基本方針を定め、関連法案等制度化に向け検討されることと思われます。

憲法第28条において、勤労者には団結権、それから団体交渉権、争議権の労働基本権が保障されております。公務員も労働基本権を保障される勤労者であります。職務の公共性などから厳しく制限されており、現在非現業職員については協約締結権及び争議権は認められておりません。

非現業職員にも協約締結権が制度化されることにより、高度化、多様化する行政ニーズへの円滑な対応、職員モラルの向上と人材確保、国民に理解される労使関係の確立などの便益があるとされており、今後の国の動向を注視し、適正に対応してまいりたいと考えております。

(不規則発言あり)

大変失礼いたしました。ただいまの答弁で、勧告では国家公務員の50歳台後半層では6級以上の在職比率が高まっていることから、官民の給与格差が拡大している傾向にあることを踏まえ、その次、「当市」と申し上げましたけれども、「当面」の措置ということで訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

それでは、次に市民提案型事業の採択事業の具体的な内容についてでございます。市民提案型事業につきましては、はじめの一步事業に9件、市民提案型事業に5件の合計14件が申請され、市民提案型事業審査会の審査を経て、そのすべてが事業採択されております。

採択事業の内容は、当市の新たな食ブランドの確立を目指すものや、環境美化活動、市特産品を使った商品開発の可能性を探る事業、東北新幹線新青森駅開業に向け、太宰文学の読み歩き解説板を設置する事業、太宰治検定や奥津軽虫と火まつりPR事業など、

いずれも団体の創意と自主性に富んだ内容となっております。

また、採択に当たっては、審査要領に基づき、審査会での書類審査と事業内容のヒアリングを行い、市民提案型事業につきましては、書類審査に加え、公開プレゼンテーション審査を実施しております。

審査の基準は、書類審査において地域課題の解決や市の活性化に資すると認められる事業であること、社会性の高い公益的活動であること、事業計画に客観性があり、現実的な事業であること、先駆性、独創性があり、新しい視点の取り組みであること、団体の自助努力が見られるかという5つの視点において審査いたしました。

プレゼンテーション審査の主な基準は、事業に対する熱意、事業内容の精通度合い、プレゼンテーションのわかりやすさや工夫についての3項目となっております。書類審査、プレゼンテーション審査ともに各項目5点満点で採点し、審査会での最終討議の後、採択基準としておおむね6割の得点数を境界線として設定し、即日結果発表を行っております。

次に、公開プレゼンテーションを実施した成果と今後の考え方でございますけれども、公開プレゼンテーション審査につきましては、プレゼンテーションをされる団体の担当者はもちろん、審査委員や参集した方々も熱心に事業内容に耳を傾けるなど、活動団体がそれぞれ事業実施に向け、寄せる強い思いと自主性、主体性が感じられるものであったと思っております。

今後は、申請件数の増加により審査への時間的制約も懸念されることから、審査会の開催時期や期間等にも検討を加えるとともに、採択、不採択の根拠につきましてもより一層明確化に努めてまいりたいと考えております。

今年度末には、審査委員や一般来場者を交え、各事業実施団体による活動実績報告会の開催を予定しておりますが、公開審査という手法をとることにより、申請団体同士のつながりが見え始めるといった効果も見受けられますので、今後とも地域を元気にする活動の芽を育てつつ、各団体の連携体制につきましても支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(不規則発言あり)

○議長(齊藤一郎) 2番、井上浩議員。

○2番(井上 浩議員) それでは、お昼が近づいてはいますが、持ち時間はまだ結構ありますので、済みません。

今ちょっと法律の適用の問題を話ししたのは、対象がどうなるか、すごく労働契

約結んでいく場合に違いが出てきますので、それでさらっと答えていただければいいと思ったんですけども、お答えがないようですので、具体的なところから質問をさせていただきます。

まず、公共サービス基本条例については、法律はあるんですけども、市長、部長の答弁はそのとおりだと思うんですけども、より五所川原市の実情に合わせていくためには、やはり基本条例を私はつくったほうが市民の前でもよりわかりやすくなりますし、それから市長、部長がおっしゃっている中身も、よりもっと具体的に必要とされる良質な公共サービスを保障すること、安心、安全な暮らしの実現と豊かな地域社会の発展につながることを市当局の責任、さらには市民の協働の問題、そういったところは明確にしている方がいいと考えています。

そういう意味で6点、条例化、条例の案文も全国各地で検討が今されているところですので、この問題につきましてはどちらかといえば全国的には議会議員が中心となりまして住民、そして公共サービスの担い手であります職員の皆さんと一体となって議員発議も含めての検討が進んでいるところでございますので、4カ月後に市議会議員選挙も迫っておりますから、ぜひその後の課題としても鋭意努力をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。この問題については、具体的に取り組んでいくべきだと考えていますので、きょういただきました答弁は、そのまず第1の前提とさせていただきますと思います。

それから、再質問の2番目ですけども、ことしの人事院勧告の特徴が今部長からも答弁ありましたけども、56歳以上の管理職給料月額と俸給の特別調整枠、管理職手当ですけども、一律1.5%削減が強行されたということなんです。当初人事院が考えていたのは、56歳以上全員を想定をしていたようでございますけども、それは押し戻しました。人事院がこれまでずっと自分たちの理屈としていた職務給や能力給の考え方と相反する考え方を今回打ち出しているわけで、削減ありきのねらい撃ちで、到底認められるものではありません。

そこで質問ですけども、部長のおっしゃいました人事院が示した行政職俸給表の(一)の6級以上、これは対象は青森県では副参事以上に相当することになりますけども、当市ではどうなるのか。対象人員数を含めてお知らせください。また、56歳以上全員対象となった場合の当市での対象人員数をお知らせください。

それから、公務員制度改革につきましては、ちょっと参議院と衆議院でねじれといたしますか、数が違っておりますので、当初政府が予定しておりました関係法律整備等が少し時間がかかるようではございますけども、基本的な国の動きについては引き続き注視

をしていただいて、当市での対応についても関係方面それぞれとの準備をしていただきたいと思います。

それと、ちょっと今職員の賃金の問題でやっているわけですが、市役所で働いていらっしゃる臨時や非常勤の方々が多くいらっしゃるわけです。

そこで、お尋ねをしたいと思います。今議会は、平成21年度の決算を審査する議会ですので、詳細は委員会での議論で行うこととしますが、基本的な事項につきまして何点かこの場でお答えを願えるのであれば指摘をしておきたいと思います。いわゆる官製ワーキングプア問題として、上のほうで話題となっている問題でございますが、職員の皆さん方の賃金につきましては、毎年の予算議会で給与費明細書として明示をされています。その趣旨は、給与水準の適正化の確保のために判断資料を提供して、議会がその監視機能を十分に発揮しようというものです。これらの数字につきましては、性質別歳出項目の整理の中で人件費としてくくられていますので、そのもとでの区、節、分として理解できるわけですが、6日に開催されました一部事務組合等の平成21年度決算概要についての議員説明会の中では、西北五環境整備事務組合決算の概要の説明で、人件費のほかに臨時職員賃金として計上されているわけです。臨時職員賃金は、人件費として扱われていないと。

そこで、改めて昨年の予算書を点検しましたが、市役所では人件費に計上されない賃金は、区分けからいけば維持補修費などと同じく物件費としてくくられていますよね。労働力の対価として人に支払われる賃金が物件費だから物扱いとは思いませんけども、こういう枠組みの中にあると。そういうことを考えますと、今全国的に問題になっております官製ワーキングプア問題、当市でもこの際決算議会全体を通じて明らかにする必要を感じております。

といいますのも、形はどうであれ、市役所で絡んで働く方々と使用者たる市長との関係は、労働契約に基づく労使関係と私は考えています。ところが、以下に述べます実情に反しまして、労働契約とはとらえず、市役所の長である使用者、すなわち任命権者による一種の行政処分である任用行為と当市でもみなして、多分そうだと思うんですけども、そこら辺のところをちょっと明確にしておいていただきたいと思います。ここは、任用行為とみなしていれば再任の必要なくて、必要なときだけ使って、要らなくなればポイするわけですから、そこら辺の認識についてお知らせをしていただきたいと思います。

それから、これ答弁できればですけども、全国の地方自治体で臨時や非常勤の職員がどんどん、どんどんふえています。正規職員は大幅に減っています。全地方自治体の非正規職員は、2008年4月時点で49万8,000人、その3年前の2005年の調査より4万2,000人

非正規職員が全国でふえています。同時に正規職員は、この同期間、3年間で実に14万3,000人削減となっているわけです。ここら辺の同様のデータについてもお知らせをしていただきたいんですけども、きょうは具体的に通告いたしておりませんので、すぐ出ないというのであれば、予算決算委員会までにお知らせをしていただき、それに基づいて討論をしたいと思います。

問題にしていますのは、非正規職員及び一時雇用の方々の労働条件、具体的に言えば日給や時給の問題なんです。当市での日給、時給制職員の時間当たりの賃金はどうなっているのか。月給制職員のそういう賃金があるんでしたら、詳細をお知らせいただきたい。全国では、年収200万円未満のワーキングプアが8割前後に上ると見られています。当市でもこのような状態で働いていられる方がどうなっているのか、決算委員会も含めて詳細にわたりお知らせをしていただきたいと思います。

それから、市民提案型事業ですけども、力を入れてやってられることには敬意を表します。具体的にちょっとお尋ねしますけども、活動成果の報告会、これをもうちょっと具体的に、いつごろ、どういう形で今計画をされているのか。というのは、私は県内では八戸市でのこの取り組みに随分着目をしてきたんですけども、市民に対する情報発信、宣伝、相互の意見交換をもう執拗に繰り返し、繰り返しやってきております。それでもなかなか市民の中での認知度はそんなに上がらないと社民党の同僚議員からも聞いております。我が市の場合、大変いいことやっていると思うんです。やっぱりまだまだ市民全体の中での認知度では欠けていると思いますので、ここら辺報告会の具体化を含めまして、どのように改善をされていくのか、お知らせを願いたいと思います。

再質問は以上です。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（佐藤方信） 大変失礼しました。2回目の再質問、大変多くございまして、それぞれ答えられる面と答えられない面がございます。ただいま申し上げましたとおり通告のないものについて、細かい数字的なもの、私の範囲内でわかっている例えば非正規の職員の時給が680円、それから日給が5,440円とかという、私の今の頭の中で答えられる面があるんですが、なかなか詳細については今私手元に資料ございませんので、その部分は御容赦いただきたいと思います。

まず、公共サービスの基本条例制定についてでございますけども、これにつきましては全国的にそういう条例の制定に向けて、いろんな取り組みをされている市町村もあるように聞いておりますが、青森県内においてはまだそういった動きが見えてこないということも私のほうで聞いてございます。社会情勢、今言った他市町村の動向を踏まえな

がら、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、ちょっと飛んだりで申しわけないんですけど、市民提案型の報告会につきましては、来年1月か2月ごろを予定してございますけれども、参加した活動団体のみならず、審査委員の皆様、そして先ほども申し上げましたけれども、市民の皆様にも公表して、ぜひそういう報告会に来ていただくという形で、土日とか平日とか、そういったものを含めて今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それと、非常勤の職員等につきましては、任用行為ということで、期限は定めております。

それともう一点、56歳以上の人員につきましても、手元に資料がございませんので、後ほどといいますか、決算委員会等でもまたお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 2番、井上浩議員。

○2番（井上 浩議員） それでは、3回目、最後の質問というか、指摘をしておきたいと思います。

といいますのは、先ほどから申していますように、具体的には21年度の決算の中身で、後年度の予算につなげて議論ができると思っていますので、指摘だけしておきます。

昨年の予算書でちょっと点検をしてみたんですけども、当市で非正規職員及び一時的雇用、国、県が絡んだ臨時雇用が大きいんですけども、に支払われている国、県から来ているお金はそのまま出ていっているのも多くあるんですけども、合計しますと2億2,741万円出ているんです。だから、この全体像がなかなか把握しづらいと。議会議員の職責にあっても、なかなか把握しづらいということを決算委員会の中ではただしていきたいと。2億2,741万円となりますと、正規職員給与のおよそ1割弱となっています。

指摘だけしておきますけども、非正規職員及び一時的雇用の職員に支払われる予定の給与はほぼ全部の課に分布いたしております。喜良市財産区議会議員選挙費4万9,000円、総務費ではこれ1件でした。民生費も1件ですけども、児童福祉の児童措置費で1,758万3,000円。保健衛生総務費では37万8,000円、老人保健対策費157万3,000円、保健センター管理費17万1,000円、じんかい処理費では478万6,000円、衛生ではこの4件で総額690万8,000円。農業振興費では9万円、畜産費では338万円、国土調査費では39万9,000円、農業センター費で589万円、農道整備事業費では3万5,000円、林業振興費で173万8,000円、農林水産業費ではこの6件で総額1,153万2,000円です。多いですけども、先ほどの民生費には及びません。観光物産費1万3,000円、公園管理費852万4,000円、商工費ではこの2件で853万7,000円。土木費が大きいわけですけども、道路橋梁総務費

5万円、道路維持費6,039万1,000円、河川総務費14万円、堰統廃合対策費10万5,000円、長者森平和公園管理費148万9,000円、この5件総額は6,217万5,000円となっております。

次に多いのは教育委員会関係ですけれども、教育委員会事務局費1,004万5,000円、小学校学校管理費2,918万9,000円、中学校学校管理費881万3,000円、社会教育総務費80万7,000円、公民館費203万5,000円、図書館費144万8,000円、文化財保護費3,401万2,000円、保健体育施設費155万6,000円、学校給食費3,187万5,000円、海洋センター管理費79万6,000円、教育費ではこの10件で総額1億2,057万6,000円と断トツになっているわけです。公共土木施設災害復旧費5万円と。

あえて指摘をさせていただきましたのは、それぞれの部課別にどういう形で何人の方、いつからいつまで、どういう国、県との流れの中で、あるいは市独自にお幾らぐらい支払って、どういうふうになっているかについて、総括的にできれば決算委員会の前に資料をいただき、そして決算委員会で議論をさせていただきたいと思えます。

各部、各課では、合併をしてからのさまざまな問題も解消の方向に向かっておりますけれども、隣同士の職員の皆様方の中で、分け隔てなく当市発展のために頑張っているわけですから、市長、副市長、総務部長、人事課長におかれましては、こうした職員の皆様の心意気にこたえる給与、賃金方針を立てていただきますよう、今大きく制度設計がなされようとしているときですので、国の動向待ちではなくて、当市として厳しい当市内の雇用状況もあるわけですから、そこら辺をにらみながらも十二分の対応、準備をお願いをいたしまして、一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 零時09分 休憩

午後 1時02分 再開

○副議長（野呂國四郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

16番、平山秀直議員。

○16番（平山秀直議員） 一登壇一

平成22年9月第4回定例会に当たり、至誠公明の一員として一般質問をさせていただきます。

まず、8月31日、9月1日の記録的な大雨は、津軽地域に大きな被害をもたらし、と

りわけ市浦地区を視察したところ、住宅床上、床下浸水、道路陥没、土砂崩れ及びため池決壊などの被害、また農作物など特に水田、パイプハウスなどの被害が発生しております。被害に遭われた方々には、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧作業と住民の方々への手厚い補償がなされますよう、市長及び理事者側に強く要請いたしまして、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

通告の第1点目は、子宮頸がん予防ワクチン、がん対策についてお伺いいたします。この質問は、午前中に秋元洋子議員のほうからも質問がございましたけれども、重ねてお尋ねいたします。厚生労働省が2011年政府予算で特別枠に要求する事業案が8月16日明らかになりました。それによれば、子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約150億円を盛り込む方針であります。子宮頸がんは、10代前半のワクチン接種で予防が期待できると言われ、費用は五、六万円、厚生労働省は国、都道府県、市町村で負担し合って助成する仕組みを想定しております。

私たち公明党は、子宮頸がんのワクチンや予防検診費用への公費助成を盛り込んだ子宮頸がん予防法案については、人間の生命を守る人道的法案であり、各党は与野党の枠にとらわれることなく、前向きな議論をすべきとの考えを示しております。この病気で約3,500人が亡くなっておりますが、予防検診とワクチン接種を併用すれば、ほぼ100%予防できることがわかっております。きちんと予防検診などを受ければ、数多くのとうとい生命が救われる、その体制を整備することは政治の責務であります。公明党は、さきの通常国会でも同法案を提出いたしました。審議未了で廃案となっていました。しかし、次期通常国会に再提出し、成案を目指し全力投球しているところであります。

そこで第1点は、来年度予算編成に当たり地方自治体に広がっている予防ワクチンについて、我がまちも積極的に取り組むべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

第2点は、特に予防できる唯一のがんが子宮頸がんであり、検診とワクチン接種を併用すれば、ほぼ100%発見できるとされています。来年度も乳がん、子宮頸がん検診クーポンの継続を実施し、我がまちも子宮頸がんゼロへ挑戦すべきと考えますが、この点をお伺いいたします。

第3点は、日本は世界有数のがん大国であり、がん対策の柱の一つである検診について、がん対策基本計画では2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げております。無料クーポン券で少し上がっても、全国平均24.5%であります。目標年次まで1年半、我がまちの受診率アップの取り組みについてお伺いいたします。

続いて、通告の第2点目、新しい福祉への取り組みについてお伺いいたします。日本

では、今新たな社会問題があらわれております。自殺者も年間3万人、そのトップはうつ病であります。また、児童虐待は児童相談所が受けた相談件数がふえ続け、4万2,010件に達し、最近の大阪市西区のワンルームマンションで幼児2人の遺体が発見された事件は想像を絶します。さらに、ひとり暮らしの高齢者がふえ続けている中、地域社会とのつながりが希薄になり、100歳以上の高齢者の所在がわからないことが判明した人の数は、8月11日現在全国190人に達し、大きな社会問題となっております。

私たち公明党では、新しい福祉を提案しています。以上、我がまちの新しい福祉への取り組みについてお伺いいたします。

第1点は、我がまちなうつ病有病者数や引きこもりの実態をどのように現在認識しておられるか、お伺いいたします。

第2点は、大阪の幼児放置死事件でも住民と児童相談所や行政との連携のあり方が問われております。子供の安全確保優先の対応について、当市の考えをお伺いいたします。

第3点は、我がまちにおける高齢者所在確認業務の実態と高齢者所在不明のような事実が現在あるかどうかお伺いいたします。

続いて、通告の第3点目、社会基盤の老朽化への備えについてお伺いいたします。我がまちにおける道路や上下水道、建築物の更新財源の不足によって生ずる老朽化は、都市機能の低下といった問題に発展するおそれがあります。これらの多くは、1950年代後半の高度経済成長期に一気に整備が進められたため、今後耐用年数を超えるものが急増する見通しにあります。これに伴って更新費も急増するため、国や地方自治体の財源を圧迫することも予想され、対応が求められております。既に先進的な自治体では、公共インフラを効率よく管理し、低いコストで維持、補修、新築していく公共施設のアセットマネジメントという概念が導入され、長寿命化への取り組みも始まっております。そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

第1点は、我がまちの公共施設の50年以上経過している割合はどうなっておられるか。

第2点は、我がまちの公共施設の維持、更新などにかかる費用と、その確保についてどのように考えておられるか。

第3点は、我がまちの公共施設のアセットマネジメントの考え方を導入する考えはないかお伺いいたします。

以上、大きく3項目にわたり質問いたしますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○副議長（野呂國四郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの平山議員のがん検診の受診率と今後についてお答えいたします。

国は、がん対策推進基本計画に基づき、平成23年度末までがん検診受診率50%以上を目標としておりますが、平成20年度の全国平均の検診受診率は、すべてのがん検診において20%を下回るなど、非常に厳しい状況が続いており、対策の強化が急務となっております。

当市の平成21年度の対象から見た検診受診率は、胃がん26.0%、肺がん31.0%、大腸がん28.8%、子宮がん23.5%、乳がん30.3%と、全項目において前年を上回っております。特に昨年度から実施された女性特有のがん検診推進事業の効果もあり、子宮がん受診者が375人の増、乳がん受診者数が763人の増となり、今年度も受診者の増加が見込まれております。今後は、働き盛りの40代から50代の受診率が低いことから、検診の普及啓発を強化し、検診を受けやすい環境を整え、受診率の向上を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（野呂國四郎） 民生部長。

○民生部長（三上 隆） 御質問の子宮頸がんの予防ワクチンについてでございますが、厚生労働省は平成23年度予算概算要求で特別枠として子宮頸がん予防対策強化事業に149億6,000万円を盛り込んでおりまして、市町村が実施する事業の一部を助成する内容となっております。

子宮頸がん予防ワクチンは、昨年10月に薬事承認されまして、12月から販売が開始されておりますが、接種費用は半年間で3回接種が必要でありまして、1人当たり5万円から6万円と実費負担の重さがネックとなりまして、ワクチンの普及が進んでいない要因となっている状況のようでございます。

当市では、本年度より子宮頸がん検診及び乳がん検診の対象者を従来の2年ごとの実施に加え、昨年未受診の方に拡充いたしまして、市民の方が検診を受けやすい環境づくりに努めてまいりましたが、中学1年を対象に子宮頸がんワクチンの無料接種を実施することで、より効果的ながん対策が強化されるものと考えております。

次に、女性特有のがん検診の現状等についてでございますけれども、女性特有のがん検診推進事業は、昨年6月に国の経済危機対策、平成21年度補正予算の子育て支援の一環として創設された事業でございます。一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券を配布するとともに、検診手帳を交付することによりまして、検診受診率の向上を図るといった内容になってございます。

平成21年度の女性特有がん検診推進事業の実施状況について、これは無料クーポン券

を利用された受診者数及び受診率で申し上げますと、子宮頸がん対象者数は1,670人であり、受診者数は320人、受診率は19.2%でございます。乳がんにつきましては、対象者数が2,284人、受診者数が603人で、受診率は26.4%となっております。

平成21年度の総事業費833万1,000円は、補助率が10分の10で補助金として交付を受けたところでございます。平成22年度は、補助率が2分の1に変更されましたけれども、交付税により地方負担分が措置されることとなっております。当市では昨年同様事業を実施し、医療機関との連携を密にしながら検診受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、うつ病、引きこもり等の現状と取り組みについてでございますが、うつ病や引きこもりは年々増加傾向にありまして、自殺と密接に関係していることから、予防対策は喫緊の課題となっております。しかし、個人の状況を把握することが極めて困難なこともあり、その背景が個人の問題にとどまらず、社会的な要因が複雑に関係していることから、予防にかかわる部署は一つではなく、さまざまな分野の関係機関、団体が連携を図り、対策を実施している状況となっております。

当市では、健康推進課において、こころの相談等を実施し、五所川原保健所では精神保健福祉相談を実施するなど、各機関においてそれぞれの分野での対応となっておりますが、その相談内容に応じまして、どの機関で対応しているかを記載した、こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧表を作成いたしまして、市民の方々に現在周知をしております。

市では、今年度よりスタートした市民提案型事業によりまして、心の健康づくりを通して、暮らしやすく生きがいのある地域社会を目指し、精力的に活動を展開しているNPO法人、ほほえみの会を支援しております。当該団体は、自殺の予防のための傾聴サロンの開設や勉強会、講演会の開催などの事業を行っておりますが、市といたしましても今後とも市民団体との協働、連携を図りながら積極的に地域に根差した活動を展開してまいりたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 児童虐待と行政、児童相談所との連携についてお答えいたします。

児童虐待早期発見のために行政として実施していることは、児童虐待は未然に防ぐことが重要なことから、健康推進課で生後4カ月までの赤ちゃんのいる家庭を全戸訪問するこんにちは赤ちゃん事業や、乳幼児健診等で児童虐待防止の視点を強化して、虐待の

ハイリスク家庭等の養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援活動を行い、児童虐待の発生を未然に防止する取り組みを行っております。

また、家庭福祉課では、窓口や電話での虐待相談や情報提供に迅速に対応しているほか、関係機関が連携を図り、児童虐待等への対応を行う子供を守る地域ネットワークとして、子どもの幸せ推進協議会を設置し、要保護児童の早期発見や、その適切な保護を図るため、平成21年度におきましては実務者会議2回、要保護児童延べ29ケース、それから個別ケース検討会議1回、同1ケースの情報共有や支援、さらに評価、検討を行いまして対応しております。

五所川原児童相談所との連携につきましては、子どもの幸せ推進協議会に参加していただき、問題点の確認、支援、評価、関係機関との連携について助言をいただいておりますが、今後とも支援の困難な家庭への対応をお願いするなど、連携強化に努めてまいります。

次に、高齢者の所在状況についてであります。8月末現在で100歳以上の高齢者は住民基本台帳上で14名であります。今年度100歳の顕彰対象者は9名となっており、その方々の所在確認としては、内閣総理大臣及び県知事から授与される顕彰状を訪問の上、直接本人にお届けすることで確認しております。

また、それ以外の方々は施設へ入居中であったり、介護保険による何らかのサービスを受けておりますので、所在確認は行われているものと認識しております。

○副議長（野呂國四郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤文治） 社会基盤の老朽化への備えについてお答えいたします。

まず、公共施設の50年以上経過した割合についてでございますが、公共施設の対象といたしまして、道路につきましては橋梁を、上水道、下水道につきましては施設全般、建物につきましては市所有建物と学校に分類して50年以上経過したものを調査いたしました。

道路の橋梁は5.6%、上水道は浄水施設、配水施設とも50年以上経過したものはなく、配水管路が1.3%、下水道は50年以上経過した施設はございませんので、ゼロ%、建物のうち市所有建物につきましては1.4%、学校関係につきましては3.0%となっております。

次に、公共施設の維持、更新にかかわる費用と、その確保についてお答えいたします。整備後相当年数を経過した公共施設の維持、更新費用の確保の問題は、施設の統廃合の議論を避けて通ることはできないと考えております。公共施設といっても、その種類はさまざまあり、維持と更新とでもその費用に大きな隔たりがあるため、より費用面で負

担の大きい更新に絞って答弁を申し上げますと、まず老朽施設の更新に当たっては、利用状況等に基づき更新が不可欠であるか、類似機能を持つ施設と統廃合が可能ではないか、当該施設の更新後相当期間の明確な活用計画があるかといった視点で検討する必要があると考えております。

更新については、担当部署において公共施設の総合的な配置統廃合の一環として位置づけた整備計画を策定し、他の事業との兼ね合いを図りながら、段階的に整備していかねばなりません。

一方、予期し得ない突発的な修繕、さらには長寿命化は、市の財政状況に大きく左右され、これまで適切な時期に実施できない状況にありましたが、平成20年度、平成21年度の国の補正予算で交付された地域活性化・生活対策臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金により、施設の維持、更新を集中的に実施したところであります。しかしながら、このような交付金制度は今後は見込めず、臨時の財政需要に弾力的に対応するには財政調整基金によるほかありませんが、そのためにも積み立てを充実させ、基金の残高を確保していく必要があると考えております。

次に、御質問の公共施設アセットマネジメントにつきましては、公共施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な公共施設の状態を予測するとともに、予算的な制約のもとで、いつ、どのような対策を、どこに行うのが最適であるか、優先順位を含めて決定する総合的なマネジメントととらえております。

現在は、各管理部門が個別にこれまでの経験、状態、建設時期等により維持、更新の判断をしている状況でございます。県におきましては、橋梁を対象にアセットマネジメントを導入しておりますが、今後は当市においても導入を検討していかねばならないものと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 16番、平山秀直議員。

○16番（平山秀直議員） 答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、子宮頸がん予防ワクチンの接種と検診について、市長は検診のほうで御答弁をいただきました。まず、子宮頸がん予防ワクチンの助成事業について、今後の国の見通しというのは、助成費用の約3分の1は国が、あと残り3分の2を県、市町村となっていくだろうというふうにして予想を立てるわけです。

また、子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン事業というのは、先ほど答弁ございました昨年創設されたわけですが、今までは国が全額負担していたわけですが、

民主党政権になってから半分に減額になりました。これまた、今年度このような半分になったおかげで、県内でも実施できない自治体が発生しております。

いずれにしても、予防検診とワクチンの接種というのは、車の両輪と考えております。ですから、車の両輪としてほぼ100%予防できるということが専門家の間でもきちんとわかっておりますので、今後注目する必要がありますけれども、市町村の負担も避けられない状況にあるわけですけれども、午前中にも秋元洋子議員の答弁に市長は大変力強い御答弁をいただきました。来年度の新年度予算に盛るんだというふうにしておっしゃっていただきました。このような決意を私も本当に期待したいと思います。改めて子宮頸がんゼロへ向けた市長の御決意を一言、これをお願いしたいなど。一言で結構でございます。

第2点、新しい福祉への取り組みについてであります。大変複雑で難解な問題になってきております。特にうつ病、引きこもり、先ほど答弁ございましたけれども、自殺につながってきているというケースが多くて、我がまちの地域では自殺者というのが非常に多くなってきていると。県内でもこの地域というのが多いわけでございます、西北五地域。一刻も早い早期発見、治療の体制を整備する必要があるため、我が党では認知行動療法の推進、それから職場復帰支援を行うカウンセラーの大幅増員など、その一貫した支援体制を構築していく必要があるというふうにして私たちは主張しているわけですが、こうしたきちんとした整備体制というのを持つ必要があるのではないかと。

今のところ先ほどの答弁を聞いていますと、各部署の各職員にお任せされているというような状況で、職員の能力というのも非常に問われてきているわけでございます。うつ病とか引きこもりの相談について、きちんとした専門スタッフというのを配置されているのかどうか、この点も含めて整備体制というのをお願いしたいと思うわけでございます。この点、今後の取り組み、治療の早期発見、治療の体制をどう整えていくのかという点をお尋ねしたいと思います。

それから、この新しい福祉の取り組みについて、ニュースで大変話題になってきました。高齢者の所在不明問題でございます。この問題は、第1点は住民基本台帳の管理の問題でありますし、第2点は家族聞き取りの限界があると。個人情報保護法との壁があると、これが第2点であります。第3点は、省庁の足並みがきちんとそろっていないものですから、その現場というのは結局は市町村に任せられてしまっているという状況にあります。

その中で、提案し、ぜひ当市でも取り組んでもらいたいのは、民生委員の処遇を改善して、また定員の数もふやす必要があるのではないかと。そして、民生委員の活動を強

化、支援していく必要があると考えておりますが、この点いかがでしょうか。

第2点は、地域で見守り拡充との観点から、地域で見守っていくという、こういう観点から、いろんな角度で言われておりますけれども、全国のさまざまなモデル事例というのが、たくさん実際に行われている例がございます。当市でもこういうモデル事例を参考にさせていただいて、当市でまずやれそうなところから取り組む必要があるのではないかと。

例えば新聞配達事業者とか、宅配事業者の登録事業制度というのを設けている自治体もございます。3回声がけをして返事がないと、こうした場合には速やかに行政のほうに連絡していただいで確認をしていくという体制。先ほど100歳以上の高齢者は14名で所在は確認しているといいますが、問題は80歳から100歳ぐらいの方がかなりいらっしゃるんですが、その所在確認とか安否の確認とか、ここをどうされているのかという点が非常に不明瞭な点があるのではないかと思うわけです。こうした宅配業者とか配達事業者の登録制度、これによって3回声がけ、行政に連絡、確認、こういうようなのも行ってもいいのではないかなと、例えばモデル事業として。

あるいは、ある自治体でおもしろいのは、黄色い旗運動というのを、これは非常にいい面もありますが、悪い面もあるわけですし、一例ですので、高齢者の方が黄色い旗を玄関の前に置いておいて、それを朝旗を出すと、夕方にはそれを引っ込めるというようなことで、これはいい面ではきちんとわかるというのはわかるんですが、悪い面では悪用される可能性もあるので、その点はきちんと検討しなきゃいけないんですが、いずれにしてもこのモデル事例というのはいろいろありますので、当市でも取り組む必要があるのではないかなと思いますけれども、この点の考えをお伺いいたします。

第3点は、先ほど大変大きい話になりました。社会基盤の老朽化への整備についてであります。1点だけお尋ねします。公共施設についてのアセットマネジメントの考え方、県ではこれを取り入れてきているとございましたけれども、今後市でも取り入れていく必要があるという財政部長の答弁がございました。ぜひとも厳しい財政事情の中で必ずやっていかなきゃいけないこの公共施設、道路、下水道、学校、その他公共建築物、全くゼロではないわけです、50年以上たっってしまったのが。必ず点検し、やっていかなきゃいけない、そのための財源の確保していかなきゃいけない。そのためには、このアセットマネジメントというか、私も初めわからなかったんですが、簡単に言うと車の車検みたいなものだということだそうです。年に1度、車検で点検して、悪いところを整備して、できるだけ長く車を維持していこうという考え方、それを公共施設のほうに考え入れたのがアセットマネジメントというらしいんですが、この考え方をぜひとも取り

入れていく必要があると思います。

それから、公共施設の老朽化に伴う危機管理について、この点を1点お伺いいたします。老朽化している危機管理、これに伴う危機管理について、例えばの例ですけれども、ゲリラ豪雨とか集中豪雨があったとき、これだけの要素ではございませんけれども、公共物が老朽化のために原因があったとか、それから大きな惨事につながったとか、そういうのがあるといけませんので、危機管理についてどのように考えているかお伺いいたしまして、2回目の質問を終わります。

○副議長（野呂國四郎） 市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、午前中秋元議員に答弁しましたが、この3月予算議会には提案したいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

また、社会基盤の老朽化に備えということでございますが、公共施設の老朽化に伴う危機管理でございますが、建築物に関しましては建築基準法に基づき、3年ごとに建築物定期調査報告を実施し、さらに学校については耐震診断等を行い、市の予測及び評価を行っております。道路に関しましては、随時修繕等を行い、交通安全の確保に努めており、また上下水道に関しましては安定した使用をしていただけるよう、管路等の保全に努めておるところであります。

今後橋梁等に代表される重要な構造物の更新が控えていることから、公共施設について安全で安心して利用していただけるよう、よりきめ細かな維持管理を実施し、危機の排除に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（野呂國四郎） 民生部長。

○民生部長（三上 隆） 自殺対策等に対する支援等の取り組みについて、こういう質問だと思います。この支援対策につきましては、心の健康づくり事業として講演会、また相談体制として平成19年度からこころの相談窓口を設置しまして、これには保健師がその相談を受けてやっております。

それに関する開催日等につきましては、広報ごしよがわら等で周知をして、その相談内容によりまして対応できない場合が出てくるかと思っております。これに関しては、県のこころの相談ネットワークがございまして、これとの連携をしながら現在対応しております。

先ほども答弁申し上げましたけれども、今年度からほほえみの会が主催する傾聴サロンへの参加の呼びかけなど、「心に寄り添い悩みを聴きます」と、このことを感じ取りながら自殺予防対策に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

それと、これまでの心の健康づくり、自殺緊急対策強化事業に基づいて実施された内

容ですけれども、心の健康づくりの講演会として、これまで1回、これには230の方が参加されてございます。そして、実際こちらの相談に応じた方が5名おりました。それから、地区懇談会、これは7回ほど実施してございまして、531の方が参加されてございます。このことを踏まえながら、議員御質問の趣旨を十分理解しながら、自殺予防対策に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。よろしく願いします。

○副議長（野呂國四郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 今後の高齢者の所在確認の対策としましては、民生委員や保健協力員の訪問、さらには市内全域を地区ごとに網羅しております在宅介護支援センター等の活用を検討するほか、宅配会社や新聞配達店、郵便局等、民間企業の協力も視野に入れ、また議員御提言の民生委員の処遇改善や先進的モデルケースなども十分参考にしながら、高齢者の所在確認に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、25番、加藤磐議員。

○25番（加藤 磐議員） 一登壇一

政友会の加藤磐でございます。皆様御存じのとおり、政友会はさきの当市の市長選挙で敗北したことをきっかけに結成された会派でございます。選挙では、残念ながら人格者の平山誠敏市長に一敗地にまみれましたけども、卑屈にならずに、そしてまたこびず、あるいは臆することなく、市民の目線に立って、むしろ敗北を抱き締めながら、是々非々の立場で質問したいと願っております。よろしく願いいたします。

最初に、都市計画税の関係についてお聞きいたします。この前提になりますのは、さきの選挙で争点になりました西北中核病院の建設に伴い、消防用地を旧湊千鳥地区に、都市計画では第1種低層住宅地域として指定されております湊千鳥地区に移管することが発表され、そのことを根底に置いてこの質問を行います。

そこでお聞きします。まず、本市では都市計画税を年間、ことしの決算書でも1億1,000万円が計上されております。その都市計画税の導入の経緯、そしてまたその都市計画税の目的は何であるのか、改めてお伺いいたします。

第2に、その賦課基準あるいは算定方法はどのようにして行われているのかお聞きするものであります。

第3に、目的税としての趣旨に沿った主たる用途、これは中長期にわたるものと本年度の決算中の中からお示しをお願い申し上げます。

次に入ります。本市では、都市計画に基づき用途地域を10種に区分し、その推進を図

っていることと察します。

そこで、全体の設定面積735平米のうち、①、約2分の1、308ヘクタールに設定されております第1種低層住宅専用地域のこの規制の内容とその拘束力について具体的な説明を求めます。

2、さらにこの用途地域の変換を行う場合、必要な手順について伺います。

第3、この際、この変換対象地域の住民の意向はどのように位置づけられるのか、あるいは酌み取られるのかお尋ねするものであります。

次の質問に移ります。下水道についてであります。さきの8月31日、9月1日両日にわたる大雨による被害では、まず被害者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そしてまた、対応に奔走されました消防団及び五所川原地区消防事務組合、市職員の皆様にもお礼申し上げます。市におかれては、当面の救済に万全を尽くされることをお願い申し上げます。

そこで、お聞きいたします。1、今回の大雨、そしてまた夏の乾季の悪臭、そしてまた景観の欠落等に対して、当市では水路、側溝にどのような整備計画を持ち、あわせて実施しているのかお聞きするものであります。

2、あわせて合併浄化槽整備事業の実施状況についてお聞きいたします。

次に、金木地区住宅についてお聞きいたします。現在廃墟となっております金木町金木駅裏団地及び美晴団地、両団地の解体計画は現在あるのかどうかお聞きします。

2、金木駅裏用地の解体後の跡地利用について計画はあるのかどうかお尋ねします。

3、今年度金木地区では、整備完了予定のさくら団地へのアクセス道路で、美晴団地内を通る道路の幅員等について整備計画はあるのかどうかお尋ねするものであります。

次に、金木地区招魂堂についてお尋ねいたします。金木芦野公園の中心部にオールヒバ材の古風豊かなお堂がございます。

そこで、お聞きいたします。このお堂は、どのような目的と経緯で建立されたものかお尋ねいたします。

2、所有者並びに管理運営はどうなっているのかお尋ねいたします。

3、建物は、現在屋根の塗装が必要になり、内部の畳及び浜縁の腐食等老朽化が目立っておりますが、郷土遺産として後世に伝えるべきものと思っておりますが、これを市当局ではどのようにお考えになられるのかお尋ねいたします。

最後に、選挙開票作業の迅速化についてお尋ねいたします。先般私の所属しております総務常任委員会で三瀨春樹団長を先頭に、長野県小諸市の選挙開票作業の研修をさせていただきました。小諸市は人口4万5,000人、この中でことし6月の参議院の選挙は

90分で確定が終わっております。そしてまた、市会議員の選挙、平成17年に行われました定数21に対して24名の立候補者があったこの選挙は、わずか61分で開票から確定が済んでおります。

我が五所川原では、何かにつけて翌日にわたるような状況にありますが、そのことは別としても、これから職員の労力、あるいは経済性、そしてまたその待ち時間の精神的、肉体的なもろもろの苦痛、こういうものを改良するためにも、選管にもこの御報告はさせていただいておりますが、選管ではどのようなこれから対応を立てて、できるだけ改良していかれるつもりなのか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（野呂國四郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの加藤議員の招魂堂についてお答えいたします。

過去の戦争により、当市でも多くのとうとい命が失われたことに対しましては、深い悲しみと心からの哀悼の意を表する次第であります。また、これら戦没者のみたまを安んじるために、これまで招魂堂を管理運営されてこられました金木戦没者遺族会の御労苦に対しましても心から敬意を表するものであります。

今後招魂堂について、どのような形がよいのか、文化財を判断する教育委員会において十分検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（川浪太刀男） 答弁いたします。

開票作業の迅速化につきまして、当委員会においても改善に努めてきたところであります。主なものでは、去る6月13日に執行されました五所川原市長選から、それまで座った状態で開票作業していたものから、立った状態での開票作業に変えるなど作業の見直しを行い、開票時間の短縮を図ってきたところであります。

今後につきましては、他市の状況などを参考にしながら、従来の方法にとらわれることなく工夫を重ね、正確かつ迅速に開票作業が行われるよう努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○副議長（野呂國四郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤文治） 都市計画にかかわります都市計画税の趣旨と主たる用途についてお答えいたします。

都市計画税は、地方税法により都市計画区域の土地、建物に市町村が条例で課することができる税金であります。当市の場合、都市計画区域1万2,336ヘクタールのうち677ヘクタールが都市計画税区域で、旧五所川原市の旧市内及び松島町1丁目から8丁目、若葉1丁目から3丁目、湊字千鳥、今回条例改正する中央1丁目から6丁目等の字または町の全部が該当する地域と、その周辺の湊字船越、石岡字藤巻、唐笠柳字藤巻、新宮字岡田等の大字または字の一部に該当する地域が条例により定められております。

都市計画税の限度税率は0.3%で、当市では0.2%の税率となっており、平成22年度予算の収入見込額は9,533万8,000円を見込んでおります。また、都市計画税は街路、公園、下水道等の都市計画費用に充てられる目的税であります

次に、算定方法でございますが、算定方法につきましては先ほど述べました区域の土地、建物にかかわります、いわば固定資産の課税標準額の1,000分の2、つまり0.2%という税率になってございます。

それから、本年度の主な用途ということでございますが、用途につきましては、当年度では先ほど言いましたように都市計画税は都市計画区域内で実施している区画整理事業及び下水道事業に充当していると申しましたが、当年度は公共下水道事業及び大町区画整理事業に、そしてこれまで行ってきた街路事業、公園事業、下水道事業の起債の返還に充ててございます。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 第1種低層住居専用地域のことについてお答えをいたします。

用途地域は、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制、誘導するものであります。

用途地域を大きく分別すると、住居地域、商業地域、工業地域の3つがありますが、このうち住居地域は主として住居の環境を保護するための地域で、当市では制限の厳しい第1種低層住居専用地域から制限の緩やかな第2種住居まで6つに細分されております。特に第1種低層住居専用地域は、低層住宅の良好な住環境を守る地域で、住宅を兼ねた小規模な店舗、学校、診療所などが建築できる地域となっております。

当市の用途地域は、昭和41年3月17日に約210.4ヘクタールが指定されて以来8回の都市計画の変更等を経て現在約735ヘクタールの用途地域となっております。

続きまして、用途地域の変更の手續についてお答えをいたします。用途地域は、土地利用の動向や社会経済情勢の変更などに伴い、新たに生じた地域の都市計画上の課題に

対応し、当該地域の健全な発展に資するよう用途地域の的確な見直しを行うことが必要であります。

用途地域の変更の手續といたしましては、都市計画法に基づき都市計画案の縦覧による住民の意見の聴取、ここで住民の意向が出てきますけれども、市都市計画審議会の議決、青森県知事の同意などを経ながら、市の告示により決定するものであります。

続きまして、大雨に対する水路及び側溝の整備計画についてお答えをいたします。市内の側溝整備計画についてであります。現在市道においてまだ側溝が設置されていない路線や、土水路のままの路線が相当数存在しております。これらのうち、特に地域住民からの要望が強い箇所や、浸水被害等の危険箇所を調査検討し、優先度が高い箇所から順次整備を実施しているところであります。また、8月31日及び9月1日の大雨は時間雨量としては両日とも記録的なものであり、特に9月1日の市浦地区の大雨では、河川、道路等に大きな被害が発生いたしました。これら被害箇所につきましては、国庫補助の適用を受け、早期復旧に努めてまいります。今回の大雨により道路冠水が確認された箇所につきましては、速やかにその原因を究明した上で、特に優先的に改良してまいりたいと考えております。

次に、旧農業用水路の整備計画であります。特に五所川原地区には現在農業用水として利用されなくなった通称堰、これが悪臭を放っているわけでございますけれども、堰が相当数存在し、市が旧堰利用農家にかわり、しゅんせつや草刈り等の維持管理をしているところであります。

今後は、完全に不要と判断された堰につきましては、用途廃止した上で申請があり次第払い下げを行うものとし、その他の堰につきましては下水道事業として整備していくことを検討してまいります。

また、下水道整備区域外につきましては、計画的に整備を推し進めることとしており、今年度は広田、稲実、姥范及び七ツ館地区の広田堰水系の水路の調査測量を実施し、来年度から整備を実施してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○副議長（野呂國四郎） 上下水道部長。

○上下水道部長（高橋勇公） 合併浄化槽設置整備状況についてお答えをいたします。

合併浄化槽の設置整備事業については、生活排水による公共水域の水質汚濁を防ぐことによって、生活環境の改善など環境基盤整備を図ることを目的に国、県、市の補助事業要綱に基づいて実施している事業であり、毎年5月に広報ごしょがわら及び市のホームページを通じて募集しているものであります。

交付を受けられるのは、公共下水道、農業、漁業集落排水処理施設の処理区域外の地域にあって、くみ取りトイレ、または単独浄化槽から合併浄化槽に切りかえる住宅を対象に、予算の範囲内で補助金を交付しております。

昨年度までの交付実績は52基ございました。今年度は4基の公募数に対して18名の応募者がありましたので、抽せんによって補助対象者を決定し、事業の進捗を図っているところであります。

以上であります。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 金木駅裏団地についてお答えをいたします。

金木駅裏団地は、敷地面積5,169平方メートルで、昭和28年、29年及び39年に19棟19戸建設した住宅であり、さくら団地建てかえ事業に伴う移転対象団地としております。

平成20年度に7戸、平成21年度に7戸、今年度5戸の解体をもって完了となるわけですが、解体後の跡地については早期に境界確定作業を進めて、普通財産とした上で売却を含めた有効活用を図っていきたいと考えております。

続きまして、金木地区の市営住宅について、計画的に解体をする予定の団地のことでございますけれども、雲雀野団地敷地面積3,323平方メートルと美晴団地敷地面積4,631平方メートルを計画しております。いずれも木造平屋の一戸建て住宅であり、老朽化が進んでおり、さくら団地建てかえ事業に伴う移転対象団地となっております。

雲雀野団地については、全住宅20戸のうち平成21年度に6戸、今年度5戸、平成23年度に9戸の解体を予定しております。美晴団地については29戸ありますが、早期に解体したいと考えております。

いずれにしても、将来的に用途廃止する団地については、計画的に解体を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、美晴団地内を通る道路についてお答えをいたします。さくら団地へのアクセス道路については、主に2路線ありますが、そのうち金木駅を経由する道路については、議員御指摘のとおり途中美晴団地内を横断する道路があり、一部狭くなっている箇所がございます。美晴団地については、解体計画があることから、解体後の跡地については道路整備を含めた有効活用を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（野呂國四郎） 民生部長。

○民生部長（三上 隆） 御質問の金木地区の招魂堂がどういう経緯で建てられたのかについてでございますけれども、昭和51年発行の金木郷土史によりますと、昭和14年12月、

日華事変を機に帰還軍人たちから祖国の人柱となった我が金木町出身の勇士のみたまを安らかに眠らしめるため、招魂堂を建立しようではないかという議が起こりまして、金木町招魂堂建立委員会が発足され、委員長には金木町在郷軍人分会長の泉谷蔵次郎氏、副委員長に金木町在郷軍人副分会長の笹木次郎氏が就任され、当時5万1,000円の募金により、さらには金木営林署から木材の払い下げを受けて昭和15年4月1日に着工し、同年10月31日に竣工と記されておりますので、これにより加藤議員の御理解をいただければと思っております。

次に、管理運営等についてでございますが、所有者は建設時の意思を引き継いだ金木戦没者遺族会で、同会によりましてこれまで管理運営がなされてきたものと聞いております。しかしながら、本年の3月、金木戦没者遺族会が会員の高齢化並びに減少により解散となりまして、同会の意思を引き継ぐ金木戦没遺児会を発足すべく準備中であるとのことで確認をしているところでございます。今後の所有者並びに管理運営につきましては、金木戦没遺児会になるものと思っております。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 25番、加藤磐議員。

○25番（加藤 磐議員） 多少順序が逆になりますけども、御容赦願いたいと思います。

まず、招魂堂の件につきましては、市長から十分検討に値する旨の御答弁がございました。実は招魂堂は、この西北五地区で金木のお堂と、そしてまた当五所川原市の公園管理課前にありますお堂の2つだけと理解しております。

先般五所川原の招魂堂を山口議員ともどもお参りさせていただきましたけども、あの場所は寄贈者を見ますと、その敷地を提供した方が平山文三郎様である旨の掲額がございました。平山市長のおじいちゃんだと、何かそこに居合わせた方からは説明受けましたけども、それはともあれ、いわゆる宗教問題と違って純然たるお堂でございますから、この件については十分当局におかれて検討していただきたいと、御期待するゆえんであります。金木地区の招魂堂は、戊辰戦争、そしてまた日清、日露、さきの大戦、純然たるふるさとと家族を思う一念で命をささげた方々の祈念堂でございます。ぜひお酌み取りいただきたいと思っております。

次に、選挙の開票事務の迅速化でございますが、選管の委員長から前向きな御答弁をいただきました。ぜひ先進地等の実情もいま一度、職員を派遣するなどしてよく検討され、進められることを願っております。

座って開票するのを立ってやるというのは、これはどこでもやることでありまして、実は今回の質問に当たって、職員の方々ともお話ししたわけではありますが、要は市当局

が心を一つにして、縦割り機構の作業事務の中で、市の職員が全員手と心を合わせて同時にやれる作業は選挙の開票作業しかない、そういう思いでさまざまな工夫が進められておりました。率直に言って感動申しました。ぜひ御検討くださりたく、重ねてお願い申し上げます。

それと、金木地区の住宅については、計画をこれから早急に立て整備される旨、そしてまたさくら団地に至る道路のアクセスについても念頭に置いていく旨の御答弁でございました。よろしくお願い申し上げます。

次に、下水道についてお尋ねいたします。これは、合併処理浄化槽整備事業での御答弁では、今年度の募集4基に対して公募で18名との御答弁でございましたが、もう少し、いかにお金がかかることとは申せ、わずか4基、応募した18名の方たちの割合でいきますといかにも低い。これをやはりもっと増設するように、少なくとも15基やそれぐらいは実施できるような予算の組み替え、そしてまた残ったものについては次年度に移行していく、そういうような考え方で、せつかく市民個人が自分のお金を出して応募する事業でございますから、ぜひこれは市としても積極的に、優先的に進めるべきものと考えますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

次に、今度は都市計画の関係でございます。これは、先ほどの御説明ではまいち、この第1種低層住宅専用地域の規制の内容あるいはその拘束力、この点についてもう少し具体的な内容をお知らせ願いたい。

そしてまた、規制の対象になっているこの地域の方々から都市計画税を徴収しておるわけですから、その地区にできるだけ目に見える形で、例えば先ほどの御説明では大町の事業ないしは起債の返還に充てられているという御答弁でございました。やはり目的税でございますから、はっきりその税金を負担している地域の方々に見えるような、励みになるような、喜んで納税できるような、そういう考え方にできないものかどうか。今までの終わったことは終わったこととして、これからどうするのか、改めてこの2点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（野呂國四郎） 上下水道部長。

○上下水道部長（高橋勇公） 合併浄化槽整備の今後の見通しを含めた事業規模の拡大についての再質問でございます。

現在実施している事業は、環境省で所管する循環型社会形成推進地域計画に基づく合併浄化槽の整備事業であります。議員御指摘のとおり、現状応募者数が対象者数を上回っている状態でありますので、来年度、平成23年度からは事業拡大のため強力に予算の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますことをお願い

いを申し上げます。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） それでは、第1種低層住居専用地域について、具体的に申し上げます。

第1種低層住居専用地域は、低層住宅の良好な住環境を守るための地域でございます。床面積の合計が50平米までの住居を兼ねた一定条件の店舗や小規模な公共施設、小中学校、診療所などを建てることができます。例としては2階建て程度の戸建て住宅とか、アパート主体の住宅地でございます。ただ、通常コンビニは建てられませんので。それから、日用品とか日常生活のための小規模な店舗は、今言ったような住宅と店舗を兼ねたものは建てられると、そういうことでございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 25番、加藤磐議員。

○25番（加藤 磐議員） 今の2回目の答弁に関しまして、再度お願い申し上げたいと思います。

1つは、さきの合併処理浄化槽の当市の予算は、今年度の今議会で計上されております決算書を見る範囲では4基176万円でございます。できるだけこれをやはり優先して、市民の中に自分が負担しても環境を守る、そういう気風をつくっていかなければ、いかにこの地域の環境を叫んでも核になるものが見当たらない、行政がすべて予算を出すという形で進めるには難しいものがあると思いますので、特段の配慮を改めて、重ねてお願い申し上げます。

そしてまた、今の第1種低層住宅の規制については、ここはコンビニはおろか、商店も建設されない区域のはずであります。本来こういう地域を設定した以上、行政がこれを守る責任が私はあると考えております。にもかかわらず、このたびいかに公共の機関とはいえ、消防署をあの場所に移転する計画を発表されたことは甚だ遺憾なことであると。この件については、明日同じ会派の山口議員から引き続き質問がございますけれども、ぜひこの点は市が決めて、市が決めたものを市みずから破棄するような形は私は逆ではないかと、このように強く申し上げまして、3回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（野呂國四郎） 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田進議員。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

第4回定例会に当たり一般質問させていただきます。日本共産党の花田進です。質問に先立ち、今回の集中豪雨により市浦地区の皆様を初めとして被害を受けた方々にお見舞いを申し上げます。また、傍聴席にいる皆様、狭い席で長い時間の熱心な聴取、ありがとうございます。時には傍聴席に4人ぐらいしかいないときもあるわけですが、最近の議会の傍聴は満席になることも多く、議会人として心よりお礼を申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。これまで14回の一般質問をさせていただきましたが、その中で検討課題とされてきた事項について質問させていただきます。今回は、五所川原市立学校給食センターについてであります。関連して学校統合等についても伺いたします。

平成20年9月議会で学校給食センターの建てかえについて質問しましたが、平成22年度をめどに建設計画を具体化するという答弁でした。給食センターについては、市総合計画前期基本計画の中で新築、改築整備の計画的な実施を検討と記述しております。今年度が前期基本計画の最終年でありますので、給食センターの建てかえの検討状況をお知らせください。

また、この夏、県内の学校給食施設でネズミ等が見つかり、給食の献立が破棄されるという問題が発生しております。当学校給食センターは、昭和43年に建設されており、大変老朽化しており、衛生面からも心配であります。昨年度約3,200万円をかけて改修工事も行っておりますが、衛生管理状況等をお知らせください。

次に、学校統廃合について伺います。平成20年2月に市教育委員会は、五所川原地域の二中学区内の小学校及び四中学区内の小学校、さらには金木地域の中学校及び小学校の統廃合の方向を示し、今年4月に二中学区の3小学校が統合し、統合小学校が開校しました。現在四中学区の小学校の統廃合について話し合いが行われております。進展状況と話し合いの内容等をお知らせください。また、金木地区の取り組みの状況もお知らせください。

教育関係の質問の最後に、中央小学校の改築について伺います。中央小学校は、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことから、21年度3月補正予算で国の安全・安心な学校づくり交付金をもとに、耐震補強工事と大規模改造工事を実施することになっていました。このたびこの方針を撤回し、新校舎等の建設の方向となるようですが、その経緯と理由についてお聞きします。

2番目の質問は、予防接種についてであります。昨年は、いち早く新型インフルエンザ予防接種への助成の実施を決定したほか、従来の季節型インフルエンザについても高齢者等への助成を実施したことは、大いに評価できる施策でありました。その効果かど

うか不明ではありますが、国保会計も黒字化するという結果につながっております。昨年度の予防接種の実施実績をお伺いします。

今年度の新型インフルエンザは、まだ流行の兆しは見えないようですが、昨年は国内で約2,077万人が感染し、202人の方が亡くなっておられます。今年度も実施すべきと考えます。本日新型インフルエンザについては追加提案がされましたが、季節型インフルエンザのワクチンの予防接種はどのようになっているのでしょうか。新型インフルエンザの実施の内容も含めてお聞きします。

子宮頸がんの予防接種についてお伺いします。子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスの感染が原因で、国内では年間1万5,000人が新たに発症し、うち3,500人が死亡しているとのことです。予防ワクチンの接種で多くが予防できるものですが、約5万円という高額な接種費用が課題の一つとして指摘されています。厚労省によると、ワクチン接種の公費助成をしている自治体は、4月現在126市町村で、まだ1割に満たない状況です。国もワクチンの予防接種について150億円を予算化し、実施する自治体に補助するとのことです。市長の選挙公約でもあり、実施についてお伺いします。実施するのであれば、その内容についてもお知らせください。

質問の3番目は、経済対策に効果が極めて高い住宅リフォーム助成についてです。まちを歩いても新築や改築している家は大変少なく、大工や左官など建築関係は仕事がない状態が続いております。中小業者の仕事の確保につながるというこの制度の活用が注目されています。

住宅リフォーム助成制度とは、住民が住宅のリフォームを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度です。住宅の改善を容易にするとともに、中小企業者の仕事起こしにつながり、その経済効果は助成額の数十倍もあると言われております。県内では、三沢市が実施しているだけですが、全国的には30都道府県、154自治体で行われており、1年前に比べ実施自治体が1.8倍にふえています。秋田県では、3月に県が制度を実施し、25自治体のうち20自治体が上乘せの補助を創設しました。地元中小企業の仕事確保とともに、地域経済の活性化につながり、地域住民からも喜ばれ、地域経済の波及効果も明らかになっております。当市でもこの制度の実施を要望します。

質問の第4番目は、財政についてであります。一般質問では、毎回財政に関する質問をしてきましたが、それは当市が平成18年度決算で約9,300万円の赤字を計上し、多くの市民が夕張のようになるのではないかと心配したからであります。その後市民や職員の協力のもとに行政改革を進め、大ざっぱに言うと3億円、5億円、6億円と決算では黒字額を拡大してきました。これまでは、有価証券の売却や少雪による不用額の発生、

交付金の増額などが黒字発生の大きな要因でありましたが、21年度は除排雪の追加補正を行う中で5億8,000万円の黒字となりました。その要因をお聞きします。

この質問を決算時に毎回行っているのは、自治体は赤字決済は避けなければなりません、無用に黒字を拡大する必要はないのであります。そのためにも、より有効な予算配分を行い、市民サービス事業の拡大、拡充に向ける工夫をするべきと考えるからであります。

次に、黒字が3年連続続き、一時は底をついた臨時調整基金も23年度末には11億円ほどになると予想されます。一般会計以外にも国保特別会計で2億3,600万円、介護保険特別会計で1億2,800万円の黒字が発生しました。一般会計以外も含めて、主要な基金ごとに22年度末の基金の残高予想額をお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 花田議員の新型も含めたインフルエンザの予防接種について、今後の市の取り組みについてお答えいたします。

昨年度新型インフルエンザの予防接種につきましては、国の指針に基づき低所得世帯にかかわる接種費用を無料とし、また市独自で軽減されない方に1回につき1,000円を助成し、実施いたしました。

本年10月から新たな新型インフルエンザ予防接種事業が開始されることになっておりますが、昨年と変更された部分は、季節性と新型が同時に接種できる3価ワクチンの接種となったこと、優先接種対象者を定めず、全市民を対象に実施し、接種スケジュールを設けないという内容で、接種費用につきましては昨年同様となっております。

低所得世帯は全額助成されますが、当市では軽減されない方のうち、小学生以下、中学生及び65歳以上の方を対象に市独自で1回につき1,000円を助成し、実施することを検討しております。

予防接種法の改正案が国会で成立していない状況となっておりますが、10月からの実施に備え、事業費の補正について本日追加提案をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

○副議長（野呂國四郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 花田議員の御質問にお答えします。

学校給食センターの建設整備計画については、午前中秋元議員の御質問に答弁しましたが、重複しますが、お答えいたします。

市総合計画の平成22年度までの前期基本計画には、老朽化の顕著な給食センターについては、改修整備の計画的な実施を検討していくこととしており、昨年給食施設の基幹となっているボイラーを初め配管の一部等の改修を実施したことで、五所川原地区の16校に毎日4,500食を当面安定的に供給することが可能となりました。しかしながら、建物を初め施設設備の老朽化は築42年の経年とともに著しく進んでおり、給食センターの建設は急務であると考えております。

このため、現在策定中の市総合計画の後期基本計画並びに過疎計画にセンターの建設計画を反映し、中核病院、消防署、中央小学校を加え、学校統合が一段落するであろう26年度または27年度をめどに関係部署と協議を重ね、施設整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、第四中学区である昆沙門小学校、沖飯詰小学校、一野坪小学校及び飯詰小学校の統合につきましては、昨年5月に地元選出市議会議員、4校PTA役員、6月には4校保護者を対象に説明会を開催してまいりました。さらに、7月には昆沙門小学校のPTAと児童による飯詰小学校の視察会を行い、ことし7月までに延べ25回にわたり一連の説明等を行ってまいりました。保護者の皆様からは、統合協議会設置について御理解を得られたことから、8月より各学区の地域住民の皆様に対して説明会を開催しているところであります。

これまでの説明会では、通学路の整備、放課後児童クラブの利用、長期休業時のスクールバスの運行、児童のストレスに対するケア対策、学区問題等の御意見、御要望等ございましたが、保護者の皆様にはある程度御理解いただいたものと考えております。

今後各学区の地域住民の皆様から御理解をいただいた後に、4小学校の代表者で組織する統合協議会を設置し、さまざまな調整項目、諸問題を協議しながら、あわせて各校においては閉校を意識した運動会や発表会、複数校が連携した学校行事、記念誌の作成、最終的に閉校式によって統合が終了することとなります。

いずれにいたしましても、子供たちが安心して快適な学校生活を過ごせるよう、地域の皆様、PTAの皆様の御理解のもと進めてまいる所存でございますので、昨年5月議員の皆様にお示した平成23年4月の統合については、厳しい状況にあるものと受けとめておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、金木地区の金木中学校、金木南中学校の統合につきましては、昨年11月に地元選出市議会議員、1月及び2月に2校PTA役員、今年度4月、5月に2校保護者を対象に説明会を開催したところでございます。保護者の皆様からは、制服はどのようになるのか、学校から遠くなる地区の通学はどのようになるのか、スクールバスの運行等の

御質問、御意見、御要望等が出されました。

今後P T A役員、保護者、地域住民の皆様の御理解をいただければ、四中学区同様、統合協議会を設置し、さまざまな調整項目、諸問題を協議しながら閉校に向けた行事や記念誌の作成を進めていくこととなりますが、学校統合はあくまで学区民の御理解のもとに進めてまいりたいと考えております。

最後に、中央小学校の耐震補強及び大規模改造から改築に至った経緯についてでございますが、中央小学校は昭和45年から47年にかけて校舎及び体育館が建築され、昭和50年には校舎を一部増築、築35年から50年を経過しております。耐震2次診断の結果、校舎、体育館とともに倒壊の可能性が極めて高い数値結果の報告を受けております。

当校は、本年度在籍児童数が433人と市内の小学校でも3番目に多く、今後も当市の中心校として存続されていく学校であります。児童が安心して学べる学校環境の整備が急がれることから、耐震補強設計と老朽化による環境改善のため大規模改造設計業務を委託したところ、予想以上に老朽化が進んでいるために、工事を進める上で仮設の校舎並びに仮設の体育館の設置が必要不可欠となったものであります。

これにより本計画を進めた場合、本体工事は大幅におくれ、本交付金事業の期限であります平成23年3月における工事進捗率は20%未満と推測されることから、交付金減額はもとより、交付金事業として認定されない可能性も否定できない状況となりました。以上の現状を踏まえ、総括的に検討した結果、耐震補強工事及び大規模改造工事を取りやめ、校舎及び体育館の建てかえ工事として変更したものでありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○副議長（野呂國四郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 学校給食センターの衛生管理についてでございますけれども、午前中の秋元議員にもお答えしたとおりでございます。

まず、学校給食従事者に対しては、毎日の健康チェック、手洗い、消毒を初め、O157、赤痢菌等の腸内細菌検査、これを月2回、黄色ブドウ球菌数の手指及び鼻腔検査を年1回実施しているほか、ネズミ対策として建物内の排水口には金網状のごみ受けを設置し、建物外の排水口にはネットを取りつけて、その侵入を阻止し、センター周辺の草刈り等も行って環境整備にも心がけてございます。

ネズミ対策を含め、ゴキブリ、ハエ、蚊等の衛生害虫に対しては、施設内の栄養士による日常点検と小動物や害虫侵入の痕跡調査を専門業者により月1回定期的に点検し、年2回の薬剤散布をしております。

調理器等については、表面付着菌検査を年1回実施しているほか、食器の保管については毎日洗浄後、食器保管庫内の温度を80度以上に保ち、5分以上加熱殺菌消毒してございます。

引き続き衛生管理は万全を期してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 民生部長。

○民生部長（三上 隆） 御質問のインフルエンザ予防接種に対する昨年度の実績についてでございますが、新型インフルエンザの予防接種につきましては、流行期であったことから、昨年10月の市議会第8回臨時会において議決をいただき、実施したところがあります。

平成21年度の実施状況は、接種対象者数が6万563人、接種者数が1万5,864人、摂取率が26.2%となっております。また、助成額につきましては低所得世帯が3,056万4,000円、一般世帯が1,004万6,000円、合計4,061万円で、市の負担分につきましては1,768万7,000円となったものであります。

なお、昨年7月14日に設置いたしました五所川原市新型インフルエンザ対策本部につきましては、国において平成22年8月27日付、県においては9月2日付で対策本部を廃止したことから、当市においても9月2日付で対策本部を廃止したところではありますけれども、今後とも各部署において流行状況を注視し、医師会との連携を密にしながら予防対策を実施することといたしております。

次に、子宮頸がんに関する当市の取り組みについてでございますが、秋元議員、平山議員にも御答弁をしたところでありますが、子宮頸がんの発症数は女性のがんとしては乳がんに次いで2番目に多く、その死亡率が高いことから、予防対策の強化が急務となっております。感染源である性交渉の低年齢化によりまして、20代から30代の若い患者が増加している状況となっております。

子宮頸がんにつきましては、ワクチンによる予防手段があることから、予防できる唯一のがんと言われ、ワクチンの有効性は約10年とされておりますが、子宮頸がん予防ワクチンは……

○副議長（野呂國四郎） 暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 2時49分 再開

○副議長（野呂國四郎） それでは、会議を再開します。

答弁を求めます。

○民生部長（三上 隆） それでは、再度御答弁させていただきます。

地震も来ていることでもありますので、先ほどの御答弁とちょっと重複する点があるんですが、取り組みの状況についてでございます。

子宮頸がんにつきましては、ワクチンによる予防手段があることから、予防できる唯一のがんと言われ、ワクチンの有効性は10年とされておりますが、この子宮頸がん予防ワクチンは11歳から14歳女兒に接種すると最も効果的であるとされております。

今後の予防ワクチンにおかれましては、接種を受ける本人及び保護者の理解の上、接種することが重要であると考えております。今後とも関係機関との連携を図りながら、予防ワクチンの無料接種を実施したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 住宅リフォーム助成についてお答えをいたします。

住宅リフォーム助成制度は、地域住民が住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより、住宅の改善を容易にするとともに、中小事業者の振興も図るものであります。当市では、今のところ住宅リフォーム助成制度事業は実施しておりません。青森県では、安心住まいアップ促進事業として、平成18年度より住宅リフォーム事業関係団体を中心に、県と市町村が参加する青森県住宅リフォーム推進協議会を設置し、当市では建築住宅課が住宅リフォーム相談窓口として相談者に情報等の提供をしております。

今後は、当市においても住宅リフォームの相談が予想されることから、他市の状況も踏まえながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（野呂國四郎） 暫時休憩します。

午後 2時52分 休憩

午後 2時53分 再開

○副議長（野呂國四郎） それでは、会議を再開します。

財政部長。

○財政部長（佐藤文治） 財政についてお答えいたします。

まず、財政の黒字についてでございますが、平成21年度実質収支は、合併後では最大の額となりました。しかしながら、実質収支額をどのように評価するかは、単にその額だけではなく、会計の規模も勘案しなければなりません。標準財政規模に対する普通会

計の実質収支の割合を実質収支比率とありますが、平成21年度決算における実質収支比率は3.46%であり、一般的に望ましいとされている3%から5%の範囲におさまっており、妥当な率ではないかと考えております。

地方公共団体の歳入予算が収入の見積もりであるのに対し、歳出予算は見積もりであると同時に支出の限度や内容を制限する法規性、強行性を持っております。個々の款項目節に拘束された歳出予算は、どのように効率的に執行したとしても執行率は100%を下回り、これらの小さな執行残が平成21年度の一般会計309億円の規模の中で5億8,000万円という実質収支が生じたものであります。

次に、基金についてでございますが、一般会計を初めとする財政調整基金を有する各会計の平成21年度末基金残高についてでございますが、財政調整基金は一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険特別会計の3会計にあります。平成21年度末のこれらの残高は、それぞれ一般会計に属する財政調整基金が5億5,838万6,000円、国保特別会計に属する財政調整基金が15万2,000円、介護特別会計に属する財政調整基金が9,232万円となっております。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 1番、花田進議員。

○1番（花田 進議員） それでは、再質問をさせていただきます。

給食センターですが、新聞報道の衛生問題について、事故でない場合は報告しなかったということで、県の教育委員会とかがそれらの問題について今後事故にならなくても衛生上問題が発生した場合は報告したほうがいいんじゃないかというような報道をされておまして、その辺の事故までいかないけど、衛生問題が発生したとき、保健所への連絡をどのように考えているかということを確認しておきたいと思っております。

建設の問題なんですが、20年度の質問を受けると、今年度中には何年に建てるというのが明確に出るのかなというふうに思いましたら、重要な給食センター以外にいろんな新規の箱物が、当時話題になっていなかった消防署、中央小の建設というのが入ってしまって、給食センターが後になってしまったということで大変残念なんですが、再度質問なんですが、平成26年また27年に計画をつくるのか、建てるのかがどうも言い方が明確でないんです。2人に答えているんですが、どうも濁しているところがあって、私は再度質問したいのは、26年でも27年でもいいんですが、そのときまでに建てると言っているのか、計画すると言っているのかを明確にしてほしいと。そのとき、どうも気になるのは、学校の合併との進捗状況ずつに、気にしてしゃべっているんで、多分給食センターはそこを壊して新しいものを建てるわけにいかないんで、夏休み中には建ちません

から、そうするとどこか敷地が必要だと。そうすると、一般論とすれば四中学区の3校なくなりますので、どこかの敷地を利用することを考えているんじゃないかと。その辺の問題があって延ばしているのかどうかを再度確認したい。

それから、過疎債の話もしてしまして、資金として過疎債を利用するのか、合併債を利用すると考えているのか、その辺の考え方をお聞きします。

あと、中央小の改築についてですが、市内の主要な3つの小学校の一つとして考えているということで、周辺には松島小学校とって最近建った小学校があるわけですが、今後の問題も考えて、学区の変更というものを頭に入れて新築計画を考えているのかどうか、その辺を確認したい。

それから、事業規模と財政措置をどのように考えているのか。当然改築であれば、当面の予算は約3億8,000万円でしたか、そのうち2億5,000万円が交付税措置で、1億3,000万円が市の借金で改築するという計画、それは御破算になるわけですが、新しい小学校の財政をどこから持ってきて建てる予定なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

予防接種についてですが、昨年の実績でちょっと新型インフルエンザの実績はあったんですが、季節型の従来の実績なかったんで、資料なければ後でもいいんですが、答弁漏れであればお願いしたいのと、市長の答弁によりますと、ことしから国が3価ワクチンとって新型のワクチンと季節型のA型とB型の2つ加えた3つの型のワクチンを1回で済むというワクチン接種の方向をとるとのことなので、それを進めるように聞こえたんですが、そうすると季節型インフルエンザへの助成は特別考える必要がなくなるわけですが、ただ経費も高くなるんじゃないかと思うので、その辺はどういうふうになっているのかお聞きしたいと。

それから、子宮頸がんの予防接種については実施の方向ということで大変いいことだと思うんですが、午前中の答弁を聞いていると集団接種ではなくて、個別に市内の医療機関に行くとのことなんです、そうすると中学1年生の女生徒が冬休みと夏休み、土曜日も病院やっているところが多いので、接種できる期間が限られているわけです。3回も行かなきゃならないと。何か大きい学校とか含めて集団接種という方向は何か無理があるのかどうか、その辺お聞きします。

それから、財政についてですが、壇上からも言いましたが、約6億円を、それは当然出るのだという、それが健全財政ということだということで、去年から答弁は変わっていないわけですが、私は例えばそのうちの2,000万円でも3,000万円でも、うまく使えば新しい事業ができるわけです。恒常的に不用額が出ている部門とか、そういうところを

再チェックして支出を圧縮するとか、そういうことによって新しい事業をつくっていくと。今市民の方々も、市の職員の方に何かしゃべれば、どうせお金がないからなという、金がなくてもやれる事業はありますが、どうしても必要になるわけですので、額の多い少ないは別にして。そういう意味から考えて、何も新規やらないというんじゃなくて、やっぱり何千万円か、黒字が3年続いたわけですから、1年目はほとんど黒字とは言えないわけですね。資産と基金を前倒しで3億円無理して生み出したような黒字化でしたが、20年と21年は確実に黒字になったという意味合いになっているわけですので、そういう意味ではもうちょっと緊縮というんじゃなくて、市民提案なり市の職員からいい提案が来れば、それを財源にして市民サービスが多く、市民が生きがいを持てるという、そういう事業をつくっていただきたいと。そのためになぜ黒字になったのかという質問を毎年させていただいているわけでありまして。そこをぜひ考えてほしいと。

基金なんです、私ゆうべ21年の分は計算したんです、監査委員のほうで報告。私が言いたかったのは、21年の決算を受けて黒字になると、そのほとんどが22年度の積み立てになるので、22年度末には何ぼになるのだと。そうすると、余り関係ないと言えませんが、財産区とかすべての基金を足すと今8億3,000万円市役所に基金、いわゆる定期預金みたいな資産があるということになっているわけです。監査委員が出している五十二、三ページに載っているすべて足すと、実際使えない財産区の何百万円の基金とかもすべて入れると。そうすると、ことし一般会計とか国保とか介護とか、億単位で黒字が出ているわけですので、それを考えると約20億円を超える基金、地域振興基金5億円基金にする予定なので、そうすると明確に20億円を超える基金になるわけで、私はその数値を聞いて、基金はどのくらいが適正なのだ。100億円あればいいのか、10億円でいいのかというしっかりとした基準を決めないと、いつまでも基金がない、ない、財政大変なんだという答弁で終わっちゃうので、私はそこを聞いたかったんで、一応黒字の部分をそのまま基金に積み立てると20億円ぐらいになるわけです。だから、そのくらいあればもう十分なんでないかと。私は素人なんです、その辺を財政の専門家に再度答弁願いたい。

最後に、今回の目玉として出した住宅リフォーム助成なんです、これは大変経済効果が高いということで注目されているわけです。秋田県は3月補正で、議会で今年度からやっているわけですが、4月から6月までの実施内容についてアンケートとか経済効果を調査して報告書を書いているわけです。そのことについては、建設部長にも資料を上げています。まず、リフォームの戸数が91%ふえたというんです。建設投資費が150%ふえた。県の予算は12億円だけなんです、秋田の市町村は25あって、県がつけたの

で20の市町村がそれに上乗せして事業を実施しておりまして、県だけの事業費を言うと12億円で、間もなくなくなってしまうので、県庁では9月補正で10億円補正組むんだそうです。それで経済効果という欄が、それ県庁の資料ですから、あるんですが、12億円県が支出して、512億円の経済効果があるというふうに記述しているわけで、ぜひこの閉塞した経済を、やっぱりどうしても大きい事業だと大きい会社というふうになるわけですが、住宅リフォームは個人経営の大工さんとか、左官屋さんとか、トタン屋さんとか、ペンキ屋さんとか、そういう人たちが多く入れるわけで、ほとんどのその事業を受注した人たちは経済効果が高いというふうに、98%答えているわけです。ですから、ぜひこれを最後市長に、さっきの黒字を言っている意味を踏まえて、やっぱり100万円でも200万円でもいいわけです。それが20倍、30倍の経済効果になって、私も私もとなって、必要だば補正を組んで、それが何億円になることは多分あり得ないわけですから、ぜひ実施を考えてほしいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（野呂國四郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） お尋ねの給食センターの事故報告についてでございます。食中毒とか、そういった報告義務のあるものについては当然報告することになります。このたびのネズミ騒動、いろいろ懸念されておりますけれども、給食が中断するような、そういった安全面から心配されることについても任意に報告していきたいというふうに考えてございます。

それから、給食センターの建設に絡んだ、計画づくりするのか、26年度、27年度に建てるのかという御懸念でございます。ことし市の総合計画、これが後期基本計画を策定することになってございます。平成22年度ですけれども、この計画に反映して建設については過疎債を利用したいというふうに考えてございます。そのために過疎計画にも反映して建設計画を関係部署と協議しながら、26年度または27年度に建設したいということを考えてございます。

それから、建設に統合をいろいろ気にしているのではないかという御指摘でございますけれども、当然学校給食建設については少子化による児童生徒数の減少とともに学校統合が計画どおり終了するであろうと。それも踏まえて26年度、27年度ということで計画したんですけれども、当然金木、市浦地域の将来的な動向も見据えて計画するのが当然であるというふうに考えます。そういった意味で統合の計画が一段落するであろうということをお知らせしました。

それから、中央小学校の学区の編成についてでございます。中央小学校、今年度は433名

の児童が通学をしてございます。隣接する南小は339名、五小が446名、松島小学校は159名ということになってございます。中央小初め南小、五小、松島小、いずれも五一中学区にございますけども、まず五四中学区の存続、これもいろいろ計画づくりについては必要でございます。五一中学区については、現在700名近い生徒が通学してございますので、学区の再編成については五一中学区が余り過大とならないような計画づくりをしていく必要があるというふうに考えてございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、建てかえに伴う事業規模と財政措置の状況でございますけども、建設規模については児童数に見合った必要面積を基準として計画してございます。事業規模については、本年度新築設計業務委託料7,240万円、それから新築設計に伴う諸手数料等に102万円、地質調査委託料680万円の総額8,022万円を見込んでございます。その財源として合併特例債7,520万円、一般財源を502万円予定してございます。また、23年度から24年度の事業として建築工事費16億3,690万円、建築監理等委託料2,560万円、解体設計等委託料593万円、解体工事費6,985万円、グラウンド整備改修設計及び工事費として3,950万円の総額17億7,778万円を見込んでございます。これら財源は、国庫支出金が4億5,251万円、合併特例債12億5,880万円、一般財源を6,647万円を予定してございます。

○副議長（野呂國四郎） 民生部長。

○民生部長（三上 隆） 新型インフルエンザの関係でございます。季節型インフルエンザの実績についてでございます。対象者数が1万6,850人、実施数が6,228人、実施率37.0%となっております。

次に、2点目の子宮頸がんの接種方法等についてでございます。基本的には、議員御指摘のとおり個別接種が基本でありますけれども、集団の関係も入るんですけども、この接種方法につきましては今後医師会、それから医療機関との連携確認をしながら、保護者に対しての周知、あわせて学校を通しての対象児童へのお知らせを懇切丁寧にしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、新型インフルエンザにかかわる経費の関係についてでございます。これは先ほども御答弁されましたけども、季節性と新型が同時に接種できるワクチンとなったことから、この接種費用につきましては国の指針に基づきますと昨年同様1回目が3,600円、2回目が2,550円と、2回で6,150円ということで、基本的には昨年の接種費用と変わっておりません。それから、低所得者、生活保護、市民の非課税にかかわる新型インフルエンザワクチンの接種費用を無料とするということの内容になってございます。これにつきましても、先ほど市長のほうから本日追加提案されましたけども、これに向けて医師会、医療機関との連携を密にしながらその接種方法、10月から始まります

ので、それらについて関係機関と連携を密にしながら積極的に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（野呂國四郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤文治） 財政にかかわる再質問についてお答えいたします。

21年度の実施収支である5億8,000万円について、少しでも新規事業を行ってはどうかという意見でございますが、平成22年4月から、本年4月から発行している現行政大綱の実施計画では、財政調整基金を平成26年度までに15億円を最低限の目標として積み立てる予定としております。これは、普通交付税の合併算定がえが平成27年度から段階的になくなるため、平成32年度には現行の地方交付税に比して約9億円少ない状況での財政運営を余儀なくされることが明らかであることから、将来の収支不均衡に備えるものであります。したがって、現段階では実質収支は全額財政調整基金に積み立てし、平成22年度中の予期せぬ財政需要に対応した補正財源として確保するとともに、将来の収支不均衡に備えることが最優先というふうに考えてございます。本日市長が提案いたしましたインフルエンザの補正につきましても、約1億4,000万円の補正でございましたが、4,000万円単費でございます。これは、去年の財政調整基金から取り崩す形というふうになりますので、御理解賜りたいと思います。

それから、先ほど述べました基金について、花田議員のほうから21年度の決算の全会計を見ますと何億円かの基金がということでしたが、基金は一般会計は一般会計でしか使われません、国保は国保でしか使われないということになってございますので、22年分の見込みを加えた数字を述べさせていただきます。一般会計の財政調整基金、21年度末、先ほど言いましたが、5億5,838万6,000円、本年度見込み5億7,274万3,000円、合計で22年度末見込みでございますが、11億3,112万9,000円、これは先ほど言います4,000万円も含んでございます。これは若干減ることになります。それから、国保の財政調整基金は21年度末が先ほど言いました15万2,000円でございます。本年度2億955万2,000円、22年度末見込みでは2億970万4,000円を見込んでございます。それから、介護保険につきましても、先ほど申しました21年度末が9,232万円、本年度が5,495万9,000円、合わせまして22年度末見込みでは1億4,727万9,000円の予定でございます。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○副議長（野呂國四郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時20分 散会

平成22年五所川原市議会第4回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成22年9月14日（火）午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（29名）

| | |
|---------------|--------------|
| 1番 花田 進 議員 | 2番 井上 浩 議員 |
| 3番 片山 英幸 議員 | 4番 齊藤 一郎 議員 |
| 5番 山田 善治 議員 | 6番 鳴海 初男 議員 |
| 7番 吉岡 良浩 議員 | 8番 成田 和美 議員 |
| 9番 秋元 洋子 議員 | 11番 伊藤 永慈 議員 |
| 12番 木村 博 議員 | 13番 田中 賢一 議員 |
| 14番 山口 孝夫 議員 | 15番 古川 幸治 議員 |
| 16番 平山 秀直 議員 | 17番 松野 武司 議員 |
| 18番 寺田 武造 議員 | 19番 稲葉 好彦 議員 |
| 20番 磯邊 勇司 議員 | 21番 阿部 春市 議員 |
| 22番 桑田 茂 議員 | 23番 福士 寛美 議員 |
| 24番 木村 清一 議員 | 25番 加藤 磐 議員 |
| 26番 野呂 國四郎 議員 | 27番 三潟 春樹 議員 |
| 28番 川浪 茂浩 議員 | 29番 工藤 武則 議員 |
| 30番 葛西 収三 議員 | |

◎欠席議員（1名）

10番 高杉 利彦 議員

◎説明のため出席した者（30名）

| | |
|-------|-------|
| 市 長 | 平山 誠敏 |
| 副 市 長 | 三上 裕行 |

| | |
|-----------------|-------|
| 總務部長 | 佐藤方信 |
| 財政部長 | 佐藤文治 |
| 民生部長 | 三上隆勝 |
| 福祉部長 | 工藤勝淳 |
| 經濟部長 | 島谷金光 |
| 建設部長 | 黒滝金勇 |
| 上下水道部長 | 高橋勇公 |
| 西北中央病院 事務局長 | 平山耕一 |
| 會計管理者 | 関秀三 |
| 教育委員長 | 阿部育也 |
| 教育長 | 木下巽 |
| 教育部長 | 福井定治 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 川浪太刀男 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 小田桐宏之 |
| 監査委員 | 山本將雄 |
| 監査委員 事務局長 | 工藤雄三 |
| 農業委員会 委員長 | 太田昭市 |
| 農業委員 事務局長 | 小山内洋一 |
| 企画課長 | 松橋洋明 |
| 財政課長 | 佐藤鏡治 |
| 市民課長 | 石戸谷鏡 |
| 保護福祉課長 | 今眞 |
| 商工観光課長 | 中谷昌志 |
| 都市計画課長 | 蒔苗司 |
| 建築住宅課長 | 盛重人 |
| 上下水道部 総務課長 | 成田良逸 |
| 西北中央病院 管理課長 | 松野昇 |

教育総務課長 須藤 一 正

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長 岩 川 静 子

次長・議事係長 竹 内 拓 人

議 事 係 山 中 健 聖

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） それでは、日程第1、一般質問を許可します。

なお、質問は再質問を含め3回までとなっております。また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、17番、松野武司議員。

○17番（松野武司議員） 一登壇一

皆さん、おはようございます。至誠公明の松野武司です。ことしの夏は、異常な気温によって日本各地で高温記録が更新されたようです。当市においても、真夏日が続き、残暑が厳しい日が続いております。それにより、今議会でクールビズによる議会がとり行われることになったわけですが、一方、雨が降り出すとゲリラ豪雨と言われる大雨による被害が各地で発生し、多大なる被害により人命が失われたり、家屋等にも損失を及ぼしました。当市でも、各地で災害が発生しました。特に市浦地区においては、家屋の床上浸水や道路の陥没、破損や、農作物に大きな被害を受けました。被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。当市におかれましては、これらの被害に迅速に対処することをお願いいたします。

それでは、平成22年第4回定例会に当たり、通告の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、経済対策についての質問ですが、さきの経済産業省の発表によると、22年4月から6月期の産業活動全体を見ると、第3次産業活動、公務等活動、建設業活動は低下したものの、鉱工業生産が上昇となったことから、全産業活動指数は前期比0.8%と5期連続の上昇となり、総じて見れば穏やかに持ち直し続けているとの報道がなされましたが、当市はもとより、青森県全体が穏やかに持ち直し続けていると全く感じ取れないのが現状だと思われま

そこで、当市の景気対策を問うわけですが、景気を活性化させるには産業の振興が一番重要なわけで、その取り組み策の方向性をどのように考えているのか、例えば農業の振興や建設整備事業等の取り組み、また誘致企業の対策など、景気対策プラス雇用対策

につながるわけで、国内が景気低迷の中でも、当市が計画的な策を起さなければ経済活性化につながることも十分知っているとは思いますが、今後の整備事業と雇用対策についての答弁をお願いいたします。

次に、観光振興対策についてですが、先般東北新幹線全線開通のダイヤが発表されました。各自治体が12月4日に向けて、新青森駅からのアクセス案を示されました。当市でも、観光客等の集客構想が計画されていると思いますが、新青森駅からのアクセスをどうするのか、民間事業者との兼ね合いはどうか、あと80日しかありません。そろそろ示す時期だと思えます。今当市の祭り、立佞武多は、全国に知られて、毎年観光客が増加しています。また、太宰のふるさと、三味線発祥の地と全国的に知られていて、観光資源を保有しています。東北新幹線全線開通を機に、まだまだ集客できる策があるはずで、新青森駅からのアクセスだけじゃなく、とりわけ立佞武多はいろんなところからオファーが来ています。予算のこともありますが、できるだけ効率のよいPRを積極的に進めてほしいと思えます。

今インターネットで地域の情報の発信や収集が容易にできる時代です。時代に合った情報発信も大事ですが、生の情報を伝えることもまた大事ではないかと思えます。さきの議会で阿部議員がふるさと親善大使について質問されました。市長の答弁では、5名ほどの方を想定しているように答弁されていますが、私は当市の出身者で中央で活躍している方も適任者だと思えますが、五所川原に全国各地から赴任され、2年、3年間と当市の歴史、文化と接し、五所川原の空気を吸い、さまざまな思いを持ちながら当市を第2のふるさとという思いで帰られる方に、一番五所川原の生の情報の発信をしていただけたらと思えます。そんな方々に新しい情報を提供して、観光客集客のお手伝いをお願いするなど検討してはどうかと思うのですが、私はそんな思いを抱きながら壇上からの第1回の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの松野議員の転勤等で当市に在任したことのある者を観光大使に任命し、当市観光のPRに努めてもらうことに対する市の考え方についてお答えいたします。

議員より、当市に勤務経験のある各企業の方々を観光大使に任命してはどうかと御提言がありましたが、さきの6月定例会における阿部春市議員への一般質問にお答えしておりますが、当市の魅力あふれる観光資源を大いにPRしていただくことは、市経済の活性化のみならず、つがる西北五圏域の観光振興にもつながるものと考えております。

首都圏の情報を当市にも発信していただくなど、双方向での情報交換ができるよう、現在市内で人選等を含め協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤文治） 経済対策にかかわる今後の整備事業について御答弁申し上げます。

本年3月、行革の中期的計画として、新たに行革大綱を策定し、議員の皆様にご説明申し上げましたが、その実施計画には平成22年度から平成26年度までの5カ年の財政計画を示すとともに、計画期間中に実施する予定の事業についても見込んでおります。

主な事業といたしましては、一部事務組合等が実施主体であり、市が直接実施するものではありませんが、つがる西北五広域連合による中核病院建設を初めとする自治体病院機能再編事業、西北五環境整備事務組合による汚泥再生処理センター建設事業、五所川原地区消防事務組合による消防庁舎移転事業等がございます。

これらの事業は、平成23年度から25年度の間がピークであり、これらの事業に対する市の負担が大きいため、この期間の市独自の建設事業は緊急度が高く、必要不可欠なものを除いて極力抑制するという考え方で財政計画を作成しております。したがって、学校給食センター建替事業などにつきましては、これらの一部事務組合等が実施する大規模建設事業が一段落した後に段階的に整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（島谷 淳） 雇用に係る企業誘致に関する御質問にお答えいたします。

企業誘致を進めるに当たっては、地域の資源を背景とした地域に根差すことのできる企業に的を絞り、進出を働きかけるとともに、企業活動推進のためのサポート等を市としていかに迅速に提供できるかが要点になるものと考えております。

当市におきましては、サービス産業の拡大が進むものの、第1次産業が当市の基幹産業であり、市経済における役割は今なお大きいことを踏まえながら、第2次、第3次産業との協同を積極的に進めることのできる企業に的を絞るとともに、企業の実情に応じた優遇制度や支援措置内容にも検討を加えながら、企業誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（佐藤方信） それでは、私から、東北新幹線全線開通に伴う2次交通等の取り組み状況についてお答えを申し上げます。

東北新幹線全線開通に伴う県内の2次交通等につきましては、青森県主催による新幹

線二次交通等整備協議会で協議されているところでございます。この中では、西北地域の方向性として、五所川原市を交通結節点として、新青森駅から五所川原市までは既存のバス路線によるアクセスを確保して、急行バス等の運行により利便性の向上を図ることとしております。また、J R 五能線沿線地域につきましては、J R 五能線による利便性が高いことから、新青森駅から J R 奥羽本線、五能線によるアクセスを確保することとし、交通事業者と協力、連携しながら、既存の交通手段を効率的に活用していくという方向が示されてございます。

西北地域内では、去る6月8日に西北地域自治体、交通事業者を参集範囲といたしまして、西北地域新幹線三次交通連絡会議を開催し、新青森駅から西北地域へのアクセスについて現況説明と、各市町、事業者から取り組み状況についての報告をいただき、今後県主催の新幹線二次交通等整備協議会の開催を受けて、最新情報の提供と結節点となる五所川原市から西北地域へのアクセスについて、関係事業者等と連携を密にして協議していくことといたしております。

なお、市内のタクシー業者が地域住民の利便性も考慮いたしまして、新幹線の早期便に対応した五所川原市から新青森駅までの乗り合いタクシーの運行を予定するなど、新たな動きも見られております。9月7日には、J R から東北新幹線の新ダイヤが発表されましたが、今後は実態に即した効率的な乗り継ぎ等について、津軽鉄道、弘南バス等の事業者を交えて検討を進め、より利便性のよい二次交通等の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 17番、松野武司議員。

○17番（松野武司議員） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今部長からいろいろ今後の事業についての答弁がありました。大きい事業が軒並み続いているわけですが、やはり景気対策、まず地域の経済を動かすことが景気がどう上がるかというのが問われるわけで、そしてまた地域の経済がどうすれば動くのか、それが行政主導でやるべきなのか、それとも民間が率先してやるべきなのか、これいずれにしても大変なエネルギーを要すわけです。市の基本構想にも掲げているとおり、活力ある産業の振興、これは書いているとおり、将来にわたり地域が持続的に発展していくには、豊かな市民生活の基礎となる産業、経済活動の活性化が不可欠であるということをやっています。そのためには、基幹産業である農林水産業の高生産、高付加価値化や企業誘致による産業構造の高度化、さらに観光、産業の振興、行政、企業、住民等が、地域が一体となってそれぞれの役割と責任のもとに産業の活性化を図っていくと掲げているわけです。まさしくそのとおりなんです。これがなくしてこの地域の経済は活性化

にならないわけです。当市でも年々減少している市税、そしてまた有効求人倍率の低さ、観光については立佞武多等ありまして若干上向きですけども、いずれにしろ我々は今大変な時代に遭遇しているのは間違いないわけであります。

私、今回のこの一般質問、前に、平成17年2月28日、3月議会でも同じ質問をしているわけなんです。これは、5年前になりますけども、成田守前市長のときでありましたけども、こういう構想に掲げているとおり、官民一体となってこれをやっていかないばうまくいかないわけでした、そのとき言ったのは、パブリック・プライベート・パートナーシップ、いわゆるPPPという事業なんです。これは、官と民がパートナーを組んで行う事業です。きのうは、井上議員が質問された公共サービス基本条例とか述べていました。この公共サービスこそが官民連携で取り組む事業なんです。民間を巻き込むことによって、民間が動けば雇用も生まれると、そういうことなんです。そしてまた、きのう平山議員が質問していた公物管理方法、アセットマネジメント、これもそのときこうやるべきだということで前市長には提案しています。例えば公共的な建物は、ほとんど管理がおろそかになっているんです。本当に雨漏りとかそういう状況にならない限り手をつけない、そうすることによってまた補修の経費等がかかっていくわけなんです。例えばそういう管理を設計事務所さんとかそういうところに依頼して管理してもらって、年1回ぐらいの報告と、そういうことで把握しながら、年次そういうところを補修していくと、そういうことがこのアセットマネジメントということで5年前に私は提案していましたが、なかなかこれも取り組もうとしない。いろんな形で将来は税金の無駄遣いをしないために、1年以上前の議会するときにも、例えばリサイクル問題についてもいろいろ私は述べています。こういうことをやはり民間を交えながら市がどうするべきかということを実際に真剣に考えていかなければならないんです。

先陣を切っている市もたくさん私はインターネット等で見ていますので、いいことしているなという考えで見てはいるんですけども、まさしく一体感、行政、企業、住民、これ本当に一体感になって、それぞれの役割を分担してやるのが本当に大事なわけで、きのうあたりもいろいろ給食センター等のことについてもしゃべってあります。さっき部長から、大きい仕事終わってからあとのものはやるんだと、そういう計画なようですけども、まさしく給食センターあたりはPFIというか、そういう手法でやるべきなんです。こういうのはやはり民間が入って、民間の資金力で、民間が管理運営するという、この手法を用いて、へば当面市はお金を出さなくてもいいわけなんですよ。民間のお金でそういう給食センターとかそういうの建てられる可能性あるんです。こういうのも先取りしてやらなければ、後になってしまえば、そういう築42年とか老朽化している建物

というのは、そういうのに向けて民間も交えてこの事業をやれるという、そういうのをいろいろ精査しながらやってほしいなと思います。公共サービスについては、そういう手法もできるわけなんですから、これらも本当に真剣に考えてやれば、民間が参入することによって雇用が生まれ、そして経済効果が出てくるわけです。ぜひこれから市でもそういうことを、これだけではなく、いろんなこれから建物等はあると思いますけども、そういうPFIでやれるものいっぱいあります。よその市でもやっています。市営住宅を町なかにどんと建てて、1階には民間が使う、市場であっても、何であっても、そういうものを入れて、3階以上は市営住宅を持っていくとか、こういうのも市が計画して民間に出してやって、民間が手を挙げて参入して、民間だって損得問うわけです。市がいい提案であれば民間も乗ってくるし、そういうことが一番大事なわけなんで、ぜひこれについても五所川原市でも、私はPPP経営戦略室とかそういうのを設けて、その中で議論して、五所川原はこれからどうやればいいのかと、民間をどう奮い立たせればいいのかという、そういう提案を出してほしいわけなんです。それでなければなかなか早く回復というか、そういうことができないと思いますんで、ぜひそんなことも考慮しながらこれから……。その事業に携わった職員というのは、大変な膨大な事務が出ます、もちろん。五所川原市でないですけども、私今いろいろなところの市の職員と話しますけれども、やはりその職員が、わあ、それやれば仕事ふえてまうじゃ、今でも大変だぞなという、そういうぐだめきも聞くときもあります。けども、やはり市の職を担っているのであれば、五所川原市の全体のことを考えれば、ちょっと、わ、これ犠牲になってでも頑張るじゃという、そういう意識を持っていただければと思いますんで、ぜひそういう事業を任命されたときは、はいと手を挙げて、率先してやってほしいなと思っています。

また、雇用対策についてもですけども、雇用対策、やはり誘致企業、これに大きく左右されるわけです。しかし、現状としては企業進出、なかなか期待できないのが今の経済状況の中だと思います。したがって、思い切った誘致の考えを見てはどうかと思います。五所川原の企業の誘致、優遇措置で見れば、土地あるいは5%の補助金出すよということをやっていますけども、よそのところ見れば、もう最低でも20%、30%、大きく買うのであれば、半分優遇措置するとか、そういう条件を出しているわけです。五所川原でも、半分以上優遇措置するよというか、そういうことをしねば、やはり青森、弘前にみんな取られてしまう。青森も弘前も、もう20%だもん。5,000平米を超え1万平米以下だば35%とか、1万平米を超えれば50%の助成をするとかということまで青森市あたりはもうやっています。弘前でも最低で20%、五所川原は5%であれば、誘致企業とし

てもなかなか来れないというか、そういうもっともっと条件をよくして、ここさ企業が来てしまえば雇用も生まれる、また幾らかでも税収入も入る、いろんな形でプラスになることなんです。だから、ちょっと最初の犠牲はあるんだけど、ただ土地を寝かせておくよりもそのほうが私はずっといいと思いますんで、そういう思い切った政策をやってほしいなと思いますんで、その辺もこれからいろいろ相談しながらやってほしいなと思っています。

それから、観光についても、いろいろ今のアクセス、民間の会社がいろいろな計画を持ちながら実行している。列車あたりは、五能線に乗りかえるという不便さがあるはんで、青森から真っすぐに、弘前から来ないで真っすぐに五所川原に来る列車ないもんだか、その辺もJRとかけ合っやるとか、その辺もやってほしいなと思います。

それから、市長述べましたふるさと親善大使、これも私先月東京にちょっと行ったとき、ある店でたまたま行ったら、そこは青森出身の経営者がやっていたところなんですけども、たまたま行ったら20人ぐらいの団体がいまして、ちょうどそこのママさんが、きょうあそこにいる団体、五所川原の立佞武多を見てきた団体、反省会みたいな形で今やっちゃんだねということで、そこさちょうど私も行かさせて、そこのママさん、後で紹介すらということで紹介されて、見たら私も知っている人がそこにいたんですよ。それは、青森支店に3年間いて、それで青森のねぶたのことを一生懸命話ししながら、立佞武多見た人さ青森のねぶた一生懸命今度は教えらという状況の中で、3年間いた間に横笛を覚えてしまったとあって、そして東京の人たちさ青森のねぶたのことを一生懸命説明していて、これ見て、ああ、なるほどなど、やはりそういう2年なり3年いれば、地域を生で知ってPRできるんだなということがこういう境遇にあったところで、さっき私提案したのはそこなんです。やはり五所川原に住んで、五所川原のよさも知っているし、そういう人が中央にいて五所川原の情報を発信していければいいなと、そう思いますので、ぜひその辺も取り入れて考えてほしいなと思います。

2回目の質問は以上で、答弁できるものがありましたら、答弁を願いたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤文治） PFI方式での公共施設の整備についてお答え申し上げます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法は、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営の促進を図り、効率的かつ効果的な整備をすること並びに財政負担の平準化を図ることを目的としております。具体的にPFI方式を選択するに当たっては、導入可能性調査を行い、同じ事業期間内での建設から維持管理までを含めた費用を従来の公共事業として行った場合とPFI事業で行った場

合とで比較して、費用の縮減が図られることがP F I 事業の成立要件になります。

一般的にP F I が安くなる理由としては、設計から工事、運営までをP F I 事業者にゆだねることで企業経費が減る。最低限の規模や機能だけを提示して、あとはP F I 事業者自由に任せる性能発注が可能である。柔軟な人員配置などによる賃金コストが減らせるなどが挙げられます。しかし、P F I が一般的に普及しないのは、住民の安定的な生活を保障するため継続的に提供していくことが求められる公共サービスをP F I 事業者が保持できるのかという信用リスクに対して、自治体側が慎重であり、敬遠する傾向にあるためであると推測されます。

今後につきましては、その整備に当たって、市としては起債に対して財政支援措置がない事業はP F I に適しているのではないかと考えております。そのような事業が予定される場合、事業着手前に十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（佐藤方信） それでは、新幹線の2次交通について、私のほうから1点お答え申し上げます。

本日14日に新幹線二次交通等整備協議会が開催されます。ただいま松野議員御提言の乗りかえなしの新青森から五所川原までの路線等を含みまして、J R 五能線の利便性について要望をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（島谷 淳） 企業誘致に関する優遇措置、支援制度についてお答えいたします。

当市では、土地取得に対してその購入費の一部を助成する制度を実施しておりますけれども、企業においては生産コストをいかに抑えるかが課題になっております。どの部分で抑制できるかについては、各企業の操業形態により異なるものでありますけれども、例えばコールセンターのようなランニングコストよりも初期投資がかさむ企業については、建屋の整備や雇用助成金が効果的であると思われまして、電力大量消費型企業であれば、生産に係るランニングコストとして電気代の抑制が課題となり、島根県松江市のように8年間最大電力費が半額から最大無料というような優遇措置を設けている市もございます。

具体的には、誘致活動で企業に接する中で、先方の選定条件を入手しながら、当市の位置、地勢、気候や上下水道、電力等の環境条件を比較する中で、これなら立地してもいいと思える優遇措置を交渉条件として打ち出していくことが企業の決断を促す誘致ポイントになるものと考えております。生産コスト軽減に関する優遇措置支援制度に関し

て検討を加えながら、今後の誘致活動、企業誘致に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの企業誘致の関係でございますが、松野議員の発言ももつともだと。今考えておりますのは、土地開発公社を解散して、自由にその要望にこたえられるように柔軟な対応を示すようなことを検討しております。そして、現在かなり厳しい状況でございますが、製造業ではないんですが、ホームセンターを出店したいという引き合いも来ておりまして、ほぼ実現するのではないかと考えています。これは開店していただければ、正職員なりパートタイマーの雇用も幾らかはプラスになるのではないかと期待しているところでございます。

○議長（齊藤一郎） 17番、松野武司議員。

○17番（松野武司議員） それでは、3回目の質問をいたします。

今市長からの答弁で、そういう開発公社を撤廃して、民間がだれでも参入、規制がからないで購入できるということは、非常に私はいいことだと思っています。ぜひ前向きな考えで取り組んでほしいと思います。

そしてまた、公共事業ですけれども、部長言われたとおり、そういう大変難しい部分、市と民間との中で難しい部分ある。これは、やはり第三者を入れて見てもらうとか、いろんな方法がなされて当然ですので、その辺でこれからいろいろ可能性あるものにはそういうことをやってほしいなと思っています。まず、本当に物を動かすには、簡単に動かないわけで、やはり奇抜な発想とかいろんなものがなければなかなかうまく回らないわけで、例えば極端な話だけでも、病院あたりもなかなか患者が来ないと、今時代はポイント制ですので、西北病院の診察券使えばポイント、1回行けばポイントたまるんだと、そういうんた奇抜な発想で、ポイントたまればそこでまた何かもらえるとか、そういうのが、女性の方今いっぱいいますけれども、ほとんどポイントとかって興味あるんですよ。そういうのも自治体で考えて、診察券1回使えばポイント何ポイントたまってとかという、そういうアイデアとかを出しながら、そして病院さ来てもらうとか、いろんな考えあるはんで、いろんな職員でも優秀な人いっぱいいるもんだところで、職員からそういう発想を吸い上げるような、そういう会議とか何か、そういうのもつくて、みんなでこの五所川原市を何とかしようという、そういう意識を五所川原市全体、我々もそうですけれども、参画して、いろんなアイデア出しながらやりましょうという、そういうことをこれから進めてほしいなと思って一般質問を終わります。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

次に、21番、阿部春市議員。

○21番（阿部春市議員） 一登壇一

おはようございます。平成22年第4回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

最初に、さきの集中豪雨で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、私は、ことしのお盆に十和田市現代美術館に行ってきました。お目当ては、ロン・ミュエクさんの実像であります。圧倒されるようなスタンディング・ウーマンでありました。また、この美術館の近くの公園では、いろんなアート作品が並び、親子連れでにぎわっていました。大人1人500円の入館料でしたが、多くの方が訪れていました。つかの間ではありましたが、身を洗われた気分になって帰路についたものであります。以上申し上げて質問に移りたいと思います。

質問の第1点目は、市の活性化対策として、市民討議会の開催に向けて検討してほしいものと提案します。現在日本各地で市民討議会が開催されるようになりました。ここでは、住民基本台帳から無作為で抽出された一般市民が地域の公共的課題について熱心に討議し、その解決策を探っています。これまで自治体職員など専門家が考え、政治家によって決定されるものと考えてきた公共的問題を、そこに住む普通の人々が年齢や職業、性別などを問わず、お互いに真剣に語り合い、みんなの問題として解決策を考えているのです。その姿は、行政、政治家、専門家に対しても、新しい市民像を与えようとしています。平成12年に地方分権一括法が施行され、中央政府と地方自治体及び市民の関係が大きく変化しました。市民と自治体がお互いに協力し、接近する協働という行動様式が普及、定着することが望まれています。また、今後は、ローカルレベルにおける自治体と市民双方による問題解決の方法が模索され、市民参加を通して日本の社会における市民主義がさらに推進されるか問われています。

このような現状の中で、各自治体では市民との協働のまちづくりを推進するためのさまざまな取り組みが行われています。その中でも、市民討議会はその有効性が確認され、実施を検討する自治体が急増しています。多くの開催地では、企画段階では無作為抽出した市民が本当に討議できるのかと疑問視する行政職員が多くいます。しかし、ある自治体職員は、市民が主体的に活発な議論をする姿に驚いたと言っていましたので、心配ないと思います。実施主体は、何も行政に限るものではありません。実行委員会を立ち上げ、多くは青年会議所のメンバーが入っている事例が多いのです。また、テーマもそ

ここで決めればよいわけです。最初から都市計画や基本計画策定などの難しいテーマは必要ないと思います。市行政として、呼びかけなど取り組む姿勢がとれるかどうかであります。

これまで当市では、市民の声を行政に反映させる手段として、2年に1回の住民アンケートを実施してきました。また、直接的行為として対話を実施してきました。特に市町村合併して5年経過し、範囲が広がったことなどから、市長はことしから市民との対話集会を月1回の割合で実施するようであります。これはこれでぜひ進めてほしいと思います。これとは別な意味での市民とともに考える協働のまちづくりに一步踏み込んではいかがでしょうか。大して予算もかかりません。いわばソフト事業に値する分野であります。私は、この質問をするに当たり、1年ほど前から文献を取り寄せたり、準備をしてきました。ようやくまとまったので今回の質問に至ったことを申し添えたいと思います。市長の前向きな答弁を期待しているものであります。

質問の第2点目は、福祉行政についてであります。この件については、昨日平山議員の質問もありました。その1点目は、最近社会問題化している高齢者の所在不明についてです。9月2日の新聞報道によると、大阪府内で室内のたんすにポリ袋に入った遺体を発見した。調べに対して同居の長女は、「約5年前に外出から帰ったら父親が死んでいたので、放置しておいたら遺体が傷んだので、たんすにしまった」と供述しているということです。生きていれば父親は91歳、また長女は元銀行員の父親の厚生年金、年額約180万円を受け取り、生活費に充てていたと話しているということであります。本当に父親は死んだのかと疑いを持つのは自分だけでしょうか。それにしても変な社会になったものと痛感します。8月には、東京都で100歳以上の高齢者の所在不明が相次いで明らかになり、それが全国に広がっていったのです。県内では100歳以上の戸籍上の生存者、18市町村で1,592名となっていて、当市では128人となっています。いわゆる戸籍がありながら住民登録されていないわけで、実害はないにしてもそのままにしてよいのか、法律上は自治体の責任ではないが、考えなければならない問題だと思えます。この件に対して、国、県から連絡は来ていないものか質問します。

当市の100歳以上の生存者は14人と確認しているようですが、100歳以下についてはどのように把握しておられるのか、あわせて質問します。特に80歳以上の方でございます。

いずれにしても、住民基本台帳をもとに届け出制度となっているわけで、それが年金受給者へと連動する仕組みです。届け出がないと問い合わせても、個人情報保護法で知らせなくてもよいわけです。当市の場合、民生委員や保健協力員が各町内に根づいているのでそんなに問題はないと思っているのですが、現状を確認したいと思って質問した

次第であります。

その2点目は、買い物弱者の対応についてであります。全国で600万人とも言われていますが、当市の実情はどうか、その対策を考えておられるのか質問します。先月、我々建設常任委員会では、九州長崎県の諫早市、南島原市に行政視察に行ってきました。諫早市の資料を見ますと、高齢者の17.5%、約5,600人と推計しているとありました。ついでに申し上げますが、研修目的以外に地元自治体の御厚意で諫早湾開拓事業のこれまでの経過と現地を案内していただきました。また、南島原市では、雲仙普賢岳が噴火してことしでちょうど20年目になるということで、そのふもとまで行き、専門家から説明をしていただきました。20年経過した現在も入山禁止になっているとのことでありました。今回の研修は、研修の目的以上に南国の大自然が印象に残ったのでございます。

質問の第3点目は、雇用対策についてであります。この件では、先ほど松野議員の質問と重複する部分もありますので、あらかじめ申し上げておきたいと思っております。この件について、私も何回か取り上げてきた経過にあります。長引く不況、そして最近に至っては円高、株安が続いております。何とかしてほしいと思っている次第です。国、政府としても、対策を打ち出しているいろいろな動きを見せていますが、全体としての底上げまでには至っていない現状ではないかと思っております。そうした中で、市民から言われるのは、何か職がないか、ハローワークに行っても年齢制限でありつけない、職がないので子供を都会にやったなどなどの相談であります。このままだと若い人がさらに減少し、生産人口が弱体化し、高齢化率が高まる一方であります。過疎現象が始まっている地域も散見されます。何とか歯どめをかけたいものと存じます。完全失業率を見ても、青森県は全国で最下位グループとなっております。この西北五管内は、県内で最も低く、0.15となっております。これは今に始まったことではありません。さらに厳しくなっている実情であります。多くの市民が期待をしていることだと存じます。ところが、市行政で取り組んでいる内容が市民サイドから見ると、努力している姿が目に見えないのです。この対策としては、先ほど松野議員も申し上げていましたけれども、難しい面もありますが、知恵を出して、市独自の活動を期待したいのであります。単純でないことは承知しております。行政として何ができるのか検討してほしいと思っております。市民の切なる声をお届けします。市長の考え方を聞かせてほしいと思っております。

以上で1回目の質問とします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 阿部議員には、毎回新鮮な御提言をいただき、ありがとうございます。

す。

市民討議会の開催についてお答えいたします。当市に暮らす人々が身近な生活現場や地域での課題に共通認識を持ち、よりよい地域へとみずからが主体的に活動を展開していくことは、住民自治の原点であります。また、公共的課題の解決に向けては、市民と行政が協働しながらその解決方策を模索していく必要があります、ますます高まっているものと認識しております。近年全国各地で青年会議所などの主催により、市民討議という手法が広がりを見せておりますが、参画と協働を推進する上で、非常に参考となる実践的な手法の一つであると考えております。

当市では、これまで市民懇談会を開催し、広報広聴機能の充実に努めるとともに、今年度からは参画と協働の仕組みづくりとして、新たに市民提案型事業をスタートしております。私も、青年会議所に籍を置き、まちづくり活動やさまざまな社会活動にも携わった経験がありますが、行政と関係団体が一丸となって市民福祉の向上に努めていくことが重要であると考えております。こうしたことから、今後まずは市内において市民討議という手法をどのような形で実現できるかを議論し、必要に応じ、関係機関とも協議を図るなど、実施に向け前向きに検討してまいりたいと存じております。

次に、雇用対策についてでございます。当市において、雇用対策は大きな課題であります。その背景には当市労働需要において、農業、建設業の比重が高く、製造業比率が低いこと、さらに中小、零細企業が多く、求人の半数がパートタイマーであるなど、比較的安定的で長期的な雇用が見込まれる雇用の場が不足していることが深刻な問題となっているものと推察しております。このことから、雇用問題を解決するためには、職業訓練や雇用と就労のミスマッチの解消もありますが、何よりも事業所の増加を図ることが必要であると考えております。

事業所の増加につきましては、民間による起業、創業が期待され、県と連携しながら起業者等の発掘、支援に努めているものの、十分精査された事業計画やある程度の資本が必要なため、起業に至らない例も多く、たとえ起業にたどり着いても家族従業員で労働力を賄うものがほとんどであります。このことから、極めて厳しい誘致環境ではありますが、既存立地企業のフォローに努めるとともに、新規の誘致に当たっては企業が必要とするものが地域にどれだけあるのかを踏まえながら、誘致したい業種、業態の絞り込みを行うとともに、目に見える優遇制度の創設も視野に入れて、重点的かつ戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（三上 隆） 議員御質問の新聞報道にございました戸籍で所在不明者128名に関して、国、県からの指導があったかどうかについてでございますが、今月初旬に青森地方法務局五所川原支局より、戸籍を有する100歳以上の高齢者のうち、戸籍の付票に住所がない、いわゆる所在不明の者の年齢階層別の人数調査の依頼があり、その後今月10日に五所川原支局から青森地方法務局長名による100歳以上の高齢者であって死亡の事実を確認することができないものに係る戸籍の消除の取り扱いについてという通知を受けたところであります。その通知の内容につきましては、市町村長が職権による消除を行うための許可申請書を提出する際、生死及び所在の調査資料を得ることができない事由については、120歳以上の高齢者であり、かつ戸籍の付票に住所の記載がない旨を記載すれば足りるとされ、当該高齢者の現在戸籍及び戸籍の付票の各謄本の添付を要件としているものでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） おおむね80歳以上の高齢者の状況についてお答えいたします。80歳以上の高齢者数は、8月末現在で4,427名となっております。所在を確認する高齢者の年齢は、世帯状況や身体的な状況もありますので、何歳とするのか検討を要するところではありますが、今後の高齢者の所在確認の方法としましては、民生委員や保健協力員の訪問、さらには市内全域を地区ごとに網羅しております在宅介護支援センター等の活用を検討するほか、宅配会社や新聞配達店、郵便局等の民間企業の協力も視野に入れながら高齢者の所在確認に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。なお、88歳到達の御夫婦につきましては、顕彰状の伝達がある関係で直接本人に手渡し、確認しており、今年度は15組の御夫婦が対象となっております。

次に、買い物弱者の状況についてであります。議員御質問の件につきましては、いわゆる買い物が困難な地域に居住している方々を示しているものと思っておりますが、とりわけ高齢者や障害者につきましては、交通弱者とも言われ、近くに買い物のできるスーパー等がない地域におきましては、深刻な問題であると認識しております。こうした方々につきましては、介護保険法及び老人福祉法並びに身体障害者福祉法では具体的な定義はされておきませんが、介護保険法にいう訪問介護サービスを受け、買い物や家事、通院介護等を必要としている方は、6月末現在で615名であります。また、障害者自立支援法による居宅介護サービス決定者は、8月末現在、149名、うち家事援助決定者は124名となっております。買い物を含め、居宅において家事、通院等の支援を必要としております。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（島谷 淳） 同じく買い物弱者に関する御質問にお答えいたします。

買い物弱者は、全国的な問題でありまして、経済産業省も社会的課題として対応することが必要であると各省庁に連携を呼びかけているとのことでもあります。本市におきましても、郊外にショッピングセンターが立地したことで、その利便性と斬新性から広域圏の消費購買力が郊外型ショッピングセンターに流れまして、地域購買力に対して商業集積の規模が過大となって、現在では中心商店街に食品スーパーが皆無であるというような事態が生じております。このために、高齢者等生活の足を公共交通機関に頼らざるを得ない、いわゆる移動の制約者にとりましては、気軽に郊外型ショッピングセンターに立ち寄れない、購入品の運搬等に難儀する等の不便を強いられているところであります。

このことから、中心市街地商業の再生に当たっては、商工会議所、商店街振興組合等に対し、必要な商業集積を図ることのみならず、単なる商品の販売を超えた生活者へのサービスの視点から、病院利用者や高齢者等の買い物時における手荷物の煩わしさ、重さを解消するため、各店舗が共同して購入品を消費者宅まで配送するサービス等、消費者に対する特徴ある商業サービスの提供について働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 21番、阿部春市議員。

○21番（阿部春市議員） いろいろ簡潔な答弁ありがとうございました。それでは、再質問に入ります。

まず、1点目の市民討議会については、先ほどの市長答弁で理解するわけでありませうけれども、私は全体で考えるというよりも、担当課だけで考えるのではなくして、市役所内にワーキンググループとかそういうのを設置をして前に進めていけばよいのじゃないかと、こう考えているんですけども、その辺、市長、先ほど答弁ありましたけれども、それで理解するわけですけども、もう一言あればお伺いしたいなと思います。

それから、2点目の高齢者の関係でございますけれども、最近高齢者が孤独になっているというのがNHKの全国放送で放映されるようになりました。いろんな事故、事件を見るにつけ、んだなと、こう感ずるわけであります。そこで大切なのは、地域ぐるみ、地域と一体となったそういうコミュニケーションがとれるようにすることが大切じゃないのかと、こう思うんです。確かに介護サービス受けている人は、訪問介護を受けていますので、これはいいんですけども、健康な人なんですね。病院に通っている人もい

るでしょうけれども、どっちかといえば健康な人が気になるわけです。ですから、先ほど答弁ありましたけれども、町内でお互いに声をかけ合うとか、あるいはまた何か変だなと思ったら連絡をすとか、そういった活動が大切なのではないかなと、こう思うわけでありませう。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、町内会の役員あるいは民生委員、保健協力員などなどと相談して、これから地域ぐるみでお年寄りを守っていく、そういう活動が大切じゃないかと、こう思うんですけれども、その辺もう一度答弁を求めたいと思います。

それから、買い物弱者について、先ほど部長答弁ありましたように、まさにこれ交通弱者なんです。きのう磯邊議員も話ししましたけれども、我々もいずれ高齢者になるんです。お年寄りたちが安心して暮らすことのできるまちでありたい、私もそう思っています。そのために、どういう行政サービスができるのか、またどういうまちづくりをすべきか、これも福祉部だけで考えるのではなくして、経済部長答弁ありましたように、市役所全体で考えていく福祉のまち建設に向けて、これから取り組んでほしいなと、こう思っています。

それから、雇用対策についてであります。市長、先ほど答弁いただきました。厳しい状況の中で、市独自の事業、なかなかやれない、これが実態だろうと、こうは理解しています。そこで、1つだけ提案させていただきます。市内でいろんな事業所あります。それを訪問してみて、その中から何かヒントをつかむことができるのではないかと、こう思うんです。研究者は現場から学ぶとよく言われる言葉です。手をこまねいていて見ているだけでは何も対策ができない。何か行動を起こすべきじゃないか、そのためにはいろんな事業所を訪問してみて、問題は何なのかその把握をして、それに対する対応策は何かとれないのか考えてみてはいかがかと。これは労力はかかりますけれども、必ず何かヒントを与える、雇用拡大に向けてヒントが出てくるんじゃないかと、こう思うんです。ぜひ検討してほしいなと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

それから、企業誘致について、これについては県に対する重点要望で毎年企業誘致をお願いしますという、重点要望で出しています。ことしの県の答弁といいますか、返事は、企業立地促進法に基づき、津軽地域の基本計画を支援措置の活用をしながら立地促進につなげてまいりたいと、こうなっているんです。私、津軽地域の基本計画というのは見たことないんです。恐らくこれ広域を指すんだと思いますけれども、この内容の説明を求めたいと思います。

それから、2点目は、市長は選挙の公約、7つのイエスを発表していますけれども、

先ほども答弁ありました。漆川工業団地への企業誘致を促進し、雇用の創出を行うと、こう公約しているんですけども、先ほど答弁したのであればいいんですけども、例えば具体的にホームセンターの立地とかあるという話ですけども、そこまで聞いていませんでしたから、質問として準備したんです。今後具体的にどういうふうな取り組みをする予定なのか質問したいと思って、さっきの部分でつけ足しする部分があれば答弁をお願いしたいと。

以上で再質問とします。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 雇用対策について再質問ございました。当市誘致企業のほとんどは、議員各位の御努力、そして他地域と比較して安価で豊富な労働力が決め手となったものですが、バブル経済崩壊により経済情勢は大きく変化し、企業においてはより安価な労働力を求め、中国、東南アジアに労働集約型の生産工場をシフトしたところであります。既存立地企業においても、海外に設備投資を行った企業も見受けられます。このことから、今後企業誘致を図っていくためには、設備投資計画のある企業にやみくもに当たるのではなく、事業を行う上で五所川原市が適地生産の市として選択される可能性を持ち、かつ製品付加価値の高い企業に的を絞り込むとともに、長年全国の地方自治体の企業誘致を支援してきた財団法人日本立地センターに当市を適地とできる可能性のある企業、地域資源を生かせる企業について調査事業を委託することで、五所川原市を適地とできる企業の選択と交渉の橋渡しを依頼することにより、戦略的な企業誘致を行っていくことを検討しているところであります。

御提案の企業訪問につきましては、これから日程を調整しながら、できるだけ実現したいと思っております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（佐藤方信） 市民討議会開催に当たって、今後庁内ワーキングチームを設けてはどうかという御質問でございますけれども、今後市民討議会実現に向けまして、具体的な進め方について議論してまいりますけれども、庁内若手職員によるワーキングチームの編成も進め方の一つとして今後検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 高齢者の対策についてであります。高齢化が進む中、現状の介護保険制度や社会福祉の施策だけでは対応し切れない面がございます。今後は、高齢

者が安心して安全に暮らせるまちづくりのために、経済、福祉など多様な方向から取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（島谷 淳） まず、積極的な企業、事業所の訪問についてお答えいたします。企業、事業所を頻繁に訪問し、企業活動を行う上で困っていることはないか等々についてこちらからフォローすることは、その企業の活動の円滑化につながるとともに、企業間のつながりから当市の評判を高めるということにもなり、既存の企業が介在して新たな企業誘致につながるといった話もよく聞かれるところであります。当市でも、このことを踏まえながら、機会を見つけては既存企業の訪問に、また懇談会等の開催に努めているところでありますけれども、立地から十数年が経過する中で、各企業、事業所の担当者がかわったということや、景気の低迷期に懇談会を開催しても欠席企業が多かったというようなこと等があり、十分なフォローができていない現状にあるというふうに認識しております。市と企業、事業所との関係も人と人との関係でありまして、今後はこれまで以上に多くの訪問機会を見出しながら取り組みを行ってまいりたいと思います。

次に、企業立地促進法についてお答えいたします。企業立地促進法は、地域が主体性を発揮して、地域の強みや特性を生かした企業立地の促進等を図るために、平成19年6月に施行されたものであります。青森県及び当市を含む6市7町2村で設立した津軽地域産業活性化協議会では、基本計画を策定しまして、平成19年7月30日に全国の10地域とともに第1号の同意を受けたところであります。その内容といたしましては、協議会が国の支援を受けつつ、人材育成事業及び企業立地支援体制の強化を行うこととしまして、集積を図る業種に地域の産業集積状況及び特性を踏まえ、光技術関連産業、あおもり農工ベストミックス新産業創出関連産業、あおもりウェルネスランド構想関連産業の3つの産業を集積業種と定めて、産業集積を図っていくこととしております。また、この法律に基づく優遇措置につきましては、立地企業が当該基本計画に指定する集積業種である旨を、企業立地計画を提出して県知事承認を受けることで、設備投資、減税への特別償却の適用、それから低利の融資制度、地方税の課税免除等の優遇措置が受けられることとされております。この津軽地域においては、これまで弘前市が3件、青森市が1件、平川市が1件の計5件、企業立地計画の承認がなされておりますけれども、残念ながら当市では実績のないところであります。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 21番、阿部春市議員。

○21番（阿部春市議員） いろいろ御答弁ありがとうございました。再質問というよりは要望を申し上げて私の質問を終わりたいと、こう思います。

市長、雇用対策については、先ほども申し上げましたとおり、市民の切なる願いなんです。現状を見るにつけ、何とかしてほしいという、どこに市民の声をぶつけたらいいのかわからないのが現状ではないのかと。先ほど松野議員、経済対策の部分から雇用対策、発言しました。まさにそのとおりなんです。ぜひ今やる手法、具体的になかなか難しい部分あるわけですが、何か知恵を出して市民の負託にこたえる努力を市長先頭に立ってやっていただきたい。このことをお願いして終わります。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、23番、福士寛美議員。

○23番（福士寛美議員） 一登壇一

おはようございます。さきの集中豪雨によって建造物の床下浸水、床上浸水、さらにはまた田畑の浸水、土砂の流入、そしてまたため池の堤防の決壊等々、いろいろと被災された箇所があったわけですが、被災された皆さん方には、この場からでありますけれども、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

それでは、政友会を代表いたしまして質問させていただきます。行財政の取り組みについてまず質問いたします。その中での人材の育成についてであります。故人でありますアメリカのケネディ大統領は、日本で最も尊敬する政治家とたたえたのは、米沢藩の上杉鷹山であります。みずからおかゆをすすり、節儉を奨励する一方で、非常食のウコギの栽培、コイの養殖を広め、そして教育に力を入れたわけであります。厳しい改革を進め、危機を克服した人物の典型でありましょう。また、英国のブレア前首相は、国の3つの優先課題を「教育、教育、教育」と主張したといえます。行政が真っ先にやるべきなのは、可能性の再分配のための市民への教育投資だとしています。

そこで、当市についてでありますけれども、行財政改革に取り組んでいく上で、これから5年間で約40名の職員の削減を検討しております。そこには事務効率を下げることなく上げていかなければいけない。職員の意識改革、能力向上がそこに求められるわけでありまして、そのためにどのような意識改革、能力向上のために具体的に取り組んでいくのか、その方策をお尋ねいたします。

さらに、能力開発のため、職員の人事評価制度を実施検討することとしていますが、その時期とどのような形、システムで行うのか伺います。

今までの話は庁内の中でありまして、次に庁外の分野で人づくりに関してお伺

いたします。市長は、次世代を担う人材の育成をうたい、地域住民の連帯、交流事業に力点を置き、地域づくりを進めるとうたっております。知、徳、体と均衡のとれた人間像の育成はだれしも望むものであり、その育成が教育の目標であると思います。ところが、当市では財政改革のにしきの旗のもと、19年度、あってほしくなかった小体連の中止と、長年続けてきた各分野で活躍された方々をたたえるスポーツ賞、文化賞をも中止してしまっただけであります。小体連開催すべきについては、当時一般質問で取り上げさせていただきました。しかし、19年度は中止と、そして翌年度から小体連とスポーツ賞授与については復活したものの、文化賞は残念ながら廃止と。なぜ文化賞を廃止しなければならなかったのか、たたえられることが励みとなって、さらに人々は飛躍していくものだと思います。ぜひ文化賞が復活することを要望するところであります。

また、人づくり、地域づくり、地域住民の連帯などを考えるならば、西北五の社会教育の拠点として市立中央公民館は重要な施設であります。業務委託などすることなく、市直営で続けるべきだと思うのですが、その点についてもお尋ねをいたします。

次に、観光施策についてお伺いいたします。東北新幹線が12月4日、青森まで全線開業となります。新幹線時代の到来であります。人の往来が激しくなることが予想され、それに対してこれまでも受け入れのための対応策を講じてきたところでありますが、改めて誘客についての施策をお尋ねいたします。

次に、当市には、立佞武多、太宰、津軽鉄道、十三湊、金山焼、三味線、冬のストーブ列車、地吹雪体験観光、そして恵まれた自然があります。人を引き寄せる地域資源に恵まれています。いろんな分野に波及効果をもたらす観光は、私は総合産業だと思っています。地域間の誘客競争がますます厳しさを増すことになるし、当市の取り組みはまだまだ体をなしていないと思うわけで、地域内資源を生かし切れていない部分が多うございます。そして、常に100万人以上の集客が定着した夏祭りに、宿泊施設の不十分さからおいしいところが少ないわけで、そこで提案し、実現への道筋をつけていただきたいのが滞在型観光の推進であります。ホテルなど簡単につくるわけにはいきません。今は車での移動がふえてきていることから、夏季期間限定でもよろしいです。滞在型観光客の受け入れ対策の一つとして、岩木川河川敷や運動公園などにテント村をつくったり、そして堺野沢や狼野長根公園などにオートキャンプ場の設置をしてはどうか提案いたします。

次に、フィルムコミッションの設立についてであります。映画の撮影場所誘致、そしてまた撮影の支援をして、画像を通して、題材となるものがたくさんある当市の魅力を全国、世界に発信しPRして、当市の知名度アップにつなげ、誘客のみならず物販にも

つなげるためにもぜひ設立を実現していただきたいと思うわけでありま。新幹線開業は、他県から人が来ます。また、県内の人もまた容易に中央に出ていくことにもなります。新幹線が北海道延伸になったとき、青森が通過地点になってしまうかもしれない、そうならないようにいろんなことを想定しながら対応を考えねばと思うわけでありま。映画撮影の誘致は、地域の活性化、文化の振興、観光の振興につなげることができわけでありまから、ぜひ設置に当たって前向きに考えをしていただきたい。お尋ねをいたします。

さて、次に農業施策について伺います。市長は、これまでも農水産物のブランド化による販売促進を語り、販売戦略をつくり上げ、五所川原ブランドを確立するとうたって今日に至っております。今後の方策をお尋ねいたします。当市にはさまざまな農畜産物があるわけでありまが、ブランドと言えるものが確立されていないと思うのです。確立していくためには、一般的には地元での消費が盛り上がり全国に発信されていくものだと思っています。例えば赤～いりんごのワインでも、もう少し価格が安ければ地元のさまざまな会合でも利用されるだろうし、消費も伸びていくのと思うのでありま。当市物産のブランド化の現状と今後の取り組み方について、まずはお尋ねいたします。

次に、最近テレビ、新聞等でも報道されております米粉についてであります。国際的穀物価格は高騰し、国も県も食料自給率向上への取り組み強化策を打ち出すものの、国内農産物価格は米価を初め低下する一方で、生産者の意欲がそがれるような状況であります。やはり進めるべきは、農家が生産、加工、販売に深くかかわっていく6次産業の推進でありましよう。米に付加価値をつける米粉の製品の開発について考えをお尋ねいたします。当市では、ことし約30ヘクタールの米粉用米の作付がなされているようでありまるので、よろしくお願ひいたします。

次に、食育についてお尋ねいたします。農産物の地産地消、生産者と消費者の顔の見える関係づくり、食料自給率の向上、さらに食生活の乱れや伝統的な食文化が失われつつある今、食への関心や意識を高めることは大事なことでありま。17年7月、食育基本法が施行され、それに基づき当市でも食育基本計画を策定したところでありまが、せっかくなつくった計画、その実行を期すための対応を伺います。この施策に対して、国段階でも内閣府、農水省、厚労省、文科省と広範囲に関連するわけで、縦割り行政の中では統一的な視点や連携がうまくいかないというところがあるわけですが、当市においてはどのような対応をしていくのかお尋ねをいたします。

次に、教育行政についてお尋ねいたします。学校統廃合について、昨日花田議員が四中学区の4小学校の統合、金木中と金木南中の統合について質問され、それに対して保

護者や学区民への理解、協力を得るための説明会の状況等について答弁がありましたので、私は別な視点からお伺いいたします。二中学区では、3つの小学校が統合し、現在旧東小と旧羽野木沢小が廃校舎としてあります。この後、四中学区の3つの小学校、そして金木南小学校が廃校となります。それぞれのこれからの廃校舎となるところも含めて、校地の取り扱いや廃校舎の取り扱いをいかがしていくのか伺いたいと思います。

次に、老朽校舎対策について伺います。五所川原市立第二中学校は、七和中学校と長橋中学校が統合になって、昭和49年6月竣工、そして二中に関してはずっと以前から雨漏り等が異常で、築年数の割には早くから老朽化がひどく、職員トイレも入り口が男女一緒など、設計もおかしい学校であります。大改造が要求されるべき学校なのであります。そんな状況ですから、二中学区民の中では県立五所川原高校東分校舎が閉校になるのではとのうわさが出た数年前から、東分校舎が閉校になった際には県からちょうだいして、二中がそこへ移転になればいいのにと希望は大きいものがありました。そこで、今春閉校になった東高への二中移転について伺います。さきの議案説明会の際、簡単にお知らせはいただいたわけではありますが、二中移転に向けて、これまでの県に対しての働きかけ、経緯について、それに対する県の対応、また今後市の動向、対応方、移転に伴う改修の必要性の有無、問題点、改修費用について、さらには保護者並びに地区住民への説明など、スケジュール等いろいろあると思いますが、そのことについてお伺いいたします。この件につきましては、急なことでありますけれども、できることであれば、これまで地域の一人として、東高等学校が4年ほど前ですか、閉校になると、存続の運動のためにいろいろ先に立ってかけずり回った阿部教育委員長から御答弁いただければ大変ありがたいというふうに思うわけであります。許されるならばの話でございますので。

以上申し上げて、第1回目の一般質問とさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 福士議員のブランド品の生産、開発についてお答えいたします。

当市における農産物のブランド化は、赤～いりんごやつくね芋に関しては、順調に新商品開発がなされており、ブランドとしての地位を確立しておりますが、目下の課題は原料の需要に供給が追いつかないことにあります。市といたしましても、増産に向けた農家への支援を実施しておりますが、新幹線開業等により本県に熱い注目が集まっているこの好機を逃さぬよう、栽培農家の拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

赤～いりんごのワインの単価が高過ぎるとの御指摘もありますが、現在赤～いりんごワインはハーフボトルで1,500円の価格となっており、何度か製造会社のサントリーにこのことを相談しておりますが、現在ワインを製造する際、タンクの3分の1程度しか動いていない状況にあることから、ロスが多く、単価を下げるのは非常に難しいのが現状とのことであります。原料の赤～いりんご生産拡大に取り組んでいるものの、地元の加工開発に取り組む組織もふえていることから、地元への原料供給のバランスも考慮しながら取り組んでいる状況にありますので、御理解をお願いいたします。

なお、現在赤～いりんご等五所川原産農林水産物を原料に加工に取り組んでいる組織は約20組織、商品数は約40品目に上っております。

次に、食育の関係でございます。五所川原市食育推進計画につきましては、ことし6月30日に策定し、その後公表等の手続を経て、現在計画に基づき各関係課において取り組んでおります。既に動き出しているものとしては、地元のしゅんの農林水産物の地産地消を推進し、生産者と消費者の信頼関係構築のための軽トラ産直市開催や、東北新幹線新青森駅開業によって訪れる観光客に対し、携帯電話を活用し、街歩きの情報とともに郷土料理や地場産品の情報提供が可能となるような体制づくりとしての五所川原まち歩き情報発信事業、また学校給食への地元食材の使用率向上に向けた調査なども進められており、今後も食育関係補助メニューを活用した食育リーダーの育成等が実施に向けて検討されております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 福土議員の御質問の文化賞の復活についてお答えいたします。文化賞並びにスポーツ賞については、平成20年度から廃止になりましたが、スポーツ賞についてはスポーツ団体等からの強い要望があり、児童生徒のスポーツ振興に欠かせないものとして、費用をかけない方法で、21年度、新たにスポーツ顕彰として設けたところでございます。文化賞についても、文化団体及び社会教育委員からは、スポーツ顕彰を設けたことと、文化振興を進める上でぜひ復活してほしいとの要望が出されております。議員御指摘のとおり、文化意識の向上と活動母体の活性化を推進する上で、文化賞についても必要であると考えますので、内容を検討して予算要求したいと思っております。

次に、五所川原第二中学校の旧県立五所川原高等学校東校舎への移転にかかわる経緯と今後の動き及び改修費についてお答えいたします。五所川原第二中学校は、昭和47年に建築され、築40年を経過し、現在110人の生徒が登校しております。現在校舎、屋内運動場とも目視できるほど老朽化による腐食が著しく、恒常的な雨漏りの対応も含め、

大規模改修を含めた耐震補強が急がれているところでありました。このような中、本年3月31日をもって閉校となりました、平成7年3月に建設された旧県立五所川原高等学校東校舎を利活用できないものかと考え、市教委定例会の協議を経て、去る7月6日、県橋本教育長を訪問、その利用についてぜひ御検討いただけないものかとお願いしたところでございます。県教育長からは、学校施設として御利用いただければ、県はもとより文部科学省においても御理解得られるものであり、県教委としては今後無償譲渡に向けて諸手続を進めてまいりたいとのありがたいお話をいただいたところであります。

今後は、県教委と協議しながらその手続を進め、状況を見きわめながらPTAや学区民への説明会を開催し、スクールバス等の御意見や御要望をお聞きし、御理解を得ながら、来春移転に向けて積極的に進め、安全、安心な教育環境に努めてまいりたいと考えております。

なお、10月上旬には、県教育委員会、県立五所川原高等学校事務長を初め、市教育委員会、五二中校長ほか東校舎を視察する予定となっており、改修費等については現場を確認の上、効果的な改修に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育委員長。

○教育委員長（阿部育也） それでは、福士議員の五所川原第二中学校が旧県立五所川原高等学校東校舎への移転について委員長の考えはどうかという質問でございました。お答えいたします。

ただいま教育長が御答弁申し上げたとおり、非常にありがたいお言葉をちょうだいしております。旧県立五所川原高等学校東校舎につきましては、小職にとりましても非常に思いの深いものがございます。今またこの校舎につきましては、第二中学校が移転の計画があるということございまして、私にとりましてもこの上のない喜びであり、非常に感慨ひとしお、深いものがございます。福士議員にとりましても、私にとりましても、この3月以来、旧七和地区から学校がなくなってしまうまいりました。非常に朝夕寂しい、生徒が道路を通らないということに対しまして寂しい思いしておるということは、私も福士議員も同じじゃないかと思っております。今後は、地域の皆様方から御理解と御協力をちょうだいしながら、市教育委員会といたしましても早期にこの計画を実現できますように、県と歩調を合わせ、この考えを進めてまいりたいと考えておりますので、福士議員並びに地元の選出議員もまだおりますので、よろしくお願いいたします申し上げまして御答弁にかえたいと思っております。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（佐藤方信） 福土議員の御質問に私から2点お答えいたします。

まず、職員の人材育成についてでございます。職員の人材育成につきましては、五所川原市人材育成基本方針に基づいて能力開発等に取り組み、毎年度研修実施計画を作成し、人事課が主催する内部研修、自治研修所等における研修所研修、県への派遣研修など各種研修を実施いたしております。平成20年度と21年度の研修実績を比較したところ、内部研修の開催件数は11回から14回、受講者数は339名から572名に増加いたしました。また、外部の研修所へ派遣する研修所研修も受講者が49名から17名増の66名となっております。定員適正化計画によりさらなる職員数の減が見込まれ、限られた人員でこれまで同様あるいは質の高い行政サービスを提供するためには、職員個々の意識改革、資質や能力の向上を図る必要性を強く認識しているところでございまして、本年度において平成17年作成した五所川原市人材育成基本方針をさらなる研修の充実と人事評価制度を盛り込んだ内容に改定することといたしております。

次に、人事評価システムについてでございますけれども、人事評価システム導入の取り組みについてであります。今日の地方自治体を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズの高度化、多様化など、分権型社会を実現していくためには、この行政運営を実行する職員の能力開発や意識改革が不可欠であると考えております。また、人事評価制度は、人材育成を基本とし、職員の能力や成果を適正に評価するとともに、職員の能力開発や任用、人員配置に活用するため、効果的かつ必要な制度であると認識しております。

当市においては、昨年度管理職員を対象に評価者研修を行い、今年度より係長以上の職員を対象として人事評価制度の第1次試行を実施してございます。これは、職員の能力開発や意欲向上を基本に据え、能力、実績に応じた給与、任用制度への転換を図るための新たな人事評価制度の導入に向けた試行でございますが、人事評価制度は人が人を評価する非常に難しい制度であることも認識しております。今後地公法の改正の動向を見据え、年度別スケジュールにより段階的に試行を実施してまいる予定でございます。

失礼しました。答弁漏れがございました。中央公民館の業務委託についてでございます。中央公民館の業務委託、民間への業務委託につきましては、後期の集中改革プランにおきまして、今年度から貸し館業務を委託した金木公民館の委託状況を勘案し、平成24年度を目標に検討するということといたしております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（島谷 淳） 誘客対策に関する御質問であります。東北新幹線が12月4

日全線開業いたしますけれども、東北新幹線全線開業イベント、とことん青森4大祭りの競演、来年実施する日本最大の誘客キャンペーン、青森デスティネーションキャンペーンへの参加等々、当市の魅力の発信及び観光誘客に積極的に努めてまいります。

次に、祭り期間中の宿泊対策であります。議員御指摘のとおり、市内の宿泊施設が不足していることに加えて、県外から車で訪れる観光客が多くなっていることから、公共施設、公園等を活用した祭り期間限定のキャンプ村の設置等を関係機関と検討していくとともに、農家の方々との連携による地場産品等の提供ということもあわせて検討してまいりたいと思います。

それから、フィルムコミッションであります。これも議員御提言のとおり、映像を通じて地域の魅力を全国にPRできることから、映画、テレビ撮影の誘致が近年注目されているところであります。昨年は、県内で7番目となるフィルムコミッションがつがる市に設立されておりまして、当市としても今後フィルムコミッションの設立に向けて検討をしてまいりたいと思います。

それから次に、米粉の御質問であります。米粉につきましては、近年の技術革新により新たな需要や商品開発が期待されることから、西北地域管内に奥津軽の米ビジネス創出プロジェクト会議を昨年立ち上げまして、米加工品の開発部門と販売ルートの確保の両部門から、米粉の普及拡大を進めているところであります。さまざまな試作品、パン、めん、クッキー等々試作品もつくられておりまして、今後ともブランドとしての開発、支援を進めてまいりたいと考えております。

また、この米粉に関しましては新規分野でありまして、業者間の競合や既存事業者への影響も少ないと考えられることから、各種補助メニューを活用しながら6次産業化が図れないか、事業を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 廃校になった学校、今後統合により廃校になる学校の利用計画についてでございます。廃校になった旧東小学校や旧羽野木沢小学校、現在統合を計画している学校は、いずれも老朽化が著しく、耐震化されていないこと等により統合し廃校になったものでございます。現在旧東小学校、旧羽野木沢小学校は、市の書類保存を目的に活用しているところでありますけれども、基本的に校舎等については解体になるものと思われま。

○議長（齊藤一郎） 23番、福士寛美議員。

○23番（福士寛美議員） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、人材の育成についてでありますけれども、これは評価制度について御回答いただきましたけれども、それこそ総務部長が言うように、人が人を評価するわけでございます。これは大変難しいものがあるかと思えます。それによって給料にいろいろと影響を来す部分もあるわけでございます。これ行政ではないんですけれども、一般社会、会社において、こういう評価を担っている組織などもあるようでございます。内部で内部の人を評価するというのは、本当に難しい部分があるかと思えますので、その辺も、まだこれから取り組みは先のようにでございますので、御検討いただきたいと思います。

それから、人材育成の基本計画に沿って、これから職員たちの教育をしていくと、意識の改革やら能力の開発向上のためにやっていくということでもありますけれども、私、大分何年か前に申し上げたことなんですが、これ部長が先ほどの答弁の中でおっしゃられましたけれども、行政もサービス産業だというふうに思っていました。それこそ市民の方を対象にしながらいろんなことに対応していかなきゃいけない。そういう意味からしてサービス産業だと思って来たわけでありまして、以前にこういう質問、提言をしたことがあるんです。ただいま人材の育成、基本計画にのっとって庁内で、また県のほうにとか派遣して研修を受けさせているようなんですけれども、こういう行政の中だけでなく、全然違った企業に人を派遣して、そこから企業のノウハウを見つけ出して、そしてそれを行政に反映をさせていくというようなことも考えていいのではないかと。これは、これまでに申し上げたことの一つなんですが、村役場だか町役場だったか、ちょっと今記憶は定かではないんですが、役場でもって吉本興業に職員を派遣したんですね。そして、1年間そこで研修をする機会を与えたと。吉本興業に行ってお笑いを研修してこいというのではなくて、右肩上がり業績を伸ばしている吉本興業、その中身を、経営の中身をつかんでこい、研修してこいということで、そのトップは職員を派遣したんだろうと思うんです。ですから、さきに申し上げましたように、庁内とか行政の機関だけでなく、全然違う企業とかそういうところへの職員の派遣も、今後行政はサービス産業の一つとしてとらえるならば、そういうことも必要ではないかというふうに思いますので、ぜひ検討を願いたいと思います。

そして、観光施策について、これ河川敷とか、それから運動公園への車で来た方たちに対してのキャンプ村というようなこと、前向きにとらえていただきましてありがたいことだと思っています。この五所川原市の職員の中でも、大曲の花火に随分といらしている方がいるようでございます。ことし100年を迎えた大曲の花火、そこに80万の人が集まったということが報道されておりました。そして、行った職員の方から話を聞きます

と、なかなか場所とれないもんで、2日か3日前に河川敷に乗り入れて、テントを張ったり、そして自分たちの車を位置づけて、そこで何日間か生活をするわけです。ですから、その2日、3日の状況を聞きましたら、近所のコンビニ、早々から物がなくなっちゃうぐらい繁盛するんだそうです。ですから、今この五所川原市にホテルはつくるわけにはいきません。けれども、期間限定で河川敷やらそういう空き地に車をとめて、そこで少しでも何日間かでもテントを張ってでも生活できるという空間を確保することによって、人が滞在して、そして部長から答弁ありましたように、農家の方たちがそこに農畜産物の食料を、近所に店開きをしたり、晩には遠くから来た人たちは飲み屋街に出かけていく方もあるだろうと思いますし、そういう意味で地域にお金を落としてもらおうという意味合いでは、ぜひこれを早々に進めてもらいたいというふうに思うわけでありませぬ。

次に、フィルムコミッション、隣のつがる市でも設立したというお話でございますけれども、昨年3月ですか、太宰のドキュメンタリー映画作成のために、フランスの映像作家の2人が金木を中心に撮影をされていたのを新聞等に載りましたんで記憶にあるわけですが、そのように五所川原市に海外の人も目を向ける題材というのがいっぱいあるわけです。ですから、これを使わない手はないわけです。今まで消極的でありましたし、もっともっと積極的に、これなんかどうなんだろう、だめなんじゃないかという先入観を持つことなく、地域の方はそういうふうに見ていても、ほかから見ると新鮮な目でとらえてくれるわけなんです。その辺をひとつ視点を変えて、前向きにとらえていただければいいと思います。

そして、この間、これも新聞に載りましたけれども、鱒ヶ沢のわさお、あれ映画化になるんですね。あれは、宣伝効果は半端ではないと思うんですよ。そして、その映画では、新聞報道によりますとトリアスロンの大会とか、日本海の夕日、そして白神山地等の自然などなど、そしてまたそこに動物と人間との温かい触れ合い、それらも放映されるというようなことなんで、これといった産業のない地域でありますけれども、これまた朗報だというふうにとらえているわけなんで、ぜひフィルムコミッション設立をして、映画の撮影だけでなく、これも前々から津軽鉄道が漫画の中に紹介された、ちゃべ！でしたか、フィルムコミッションを設立することによってアニメの制作とかというようなことだってこれは可能なわけでございますし、既にアニメの題材を提供している行政だってあって、映画化されているところもあるんですよ。ですから、いっぱい資源というのはあります。どうかひとつ、これは先ほど一般質問の中で申し上げましたように、総合産業なんですよ、観光というのは。いろんなところに波及していく。ですから、

何とかひとつこれに関しても早く設立をして、それが実際の効果があらわれるように努力をしていただきたいというふうに思っています。

そして、申し上げましたけれども、新幹線が全線開業になって函館、北海道のほうに延伸されるということになると、通過点にならないように、ここで引きとめる策をぜひ早い機会に構築をしていただきたいというふうに思います。

それと、次に農業施策についてでありますけれども、先月でしたか、十和田市の製粉業者、微細粒の米粉を製造できる機器を購入して、それを稼働させる段取りができ上がったというようなことも報道されていきました。その微細粒の米粉を使うことによって良質のパンやめんの製造が可能になったわけであります。これと同じくするわけですが、それは米粉を1日30キロの生産でしたかな。だと、県内からいっぱい粉をつくってもらうために行くと、なかなか対応できないのではないかと。去年の春でしたか、県民局の職員の方とお話しする機会があって、そのときに米粉の話になりました。そうしたら、県民局の職員の方が、西北五の地帯、県内で最も米の単作地帯で米の収量の上がる地帯なんだから、ぜひともこの地域に米粉工場でもつくりたいというようなことをおっしゃっていました。そして、その前に、米粉を原料とした商品開発のために私は今歩いているんだと、うどん屋さんに行ったり、パン屋さんに行ったり、お菓子屋さんに行ったりして、米粉を利用して商品をつくってもらうためのことで歩いているんだという話を聞きまして、ですからこの地域に米粉工場の誘致、これは不可能ではないのではないかと。県や国やらの制度も利用しつつ、そして当市でも何ぼか出して、J Aとも連携をとって、そうなれば、本当に産業のない地域であります。どうかひとつその辺を念頭に置いていろんなところに足を運んで、その実績のためにひとつ汗を流してもらいたいというふうに思うわけであります。米粉工場をぜひつくってもらいたい。十和田の機器は一千九百何万円でしたか、2,000万円からちょっと切れる額で報道されていきましたし、実現不可能ではない、いろんな補助事業等を使えば。そういうふうに思いますので、ひとつお願いしたいなというふうに思います。

食育については、市長から御答弁をいただきました。これいろいろといろんな分野にまたがっているわけであります。ただ経済部だけでいいというものでもないし、福祉部だけでいいというものでもない。いろんな分野にまたがって食育を進めていかなければいけないわけであります。国でも、総務省やら農水省やら文科省、厚労省、いろんな部署がこれにかかわり合いを持つわけです。ですから、これについてお聞きしたいのは、当市ではこれに向けていろんな部署がかかわらなきゃいけないわけですから、先ほど阿部議員もおっしゃっていました、1つの物事に対して1カ所の部署でやれないものがい

っぱいあるわけです。観光についてもそうです。ですから、プロジェクトチームみたいなものをつくって進めていかなければいけないものがこれからたくさん出てくると思います。縦割りの中で少しずつ、うちのほうではそれいいとか議ったりしている部分が出てきて、ですから充実したものができ上がってこなかったものも多々あるわけです。どうかひとつこの地域のことを真剣に考えるならば、自分たちの枠にとらわれなくて、このことについてみんなしてやろうじゃないかと、課を横断して物事に取り組むというようなことをぜひ市長が先頭に立ってやっていただきたいというふうに思います。

それと、最後になりますけれども、教育行政についてであります。特に二中が旧東高校の跡地に移転になるということが目前に見えてきました。これは、明るい話題の一つであります。そこで、移転は別にして、廃校舎の利用について、先ほど教育委員会の部長のほうから、これは老朽化して、そして解体せざるを得ないというような状況にあるんだという御答弁でありました。ただ、今少子化によって学校が統廃合になって、廃校舎や遊休施設となっているものが大変多くなっているわけです。当市もそのとおりでございます。今後、その有効活用を図ろうとして、文科省のほうで、最近なんです、～未来につなごう～みんなの廃校というプロジェクトを立ち上げたという情報を得ております。各地方や公共団体において、有効活用方法や利用者を募集しているということなんです。廃校施設の活用をする際には、必要となる改修について、他の省庁や独立行政法人の拠出する補助金を利用できるというようなシステムも整えたようでございます。ですから、廃校になった学校、なる学校が全部全部だめなのか、そして一部でも使えるものがあるのではないかと。そして、先ほど観光にかかわるところで申し上げたんですが、遠くからいらしてなかなか寝泊まりするところが少ないわけです。ですから、一定の期間だけでも廃校舎を利用して、遠方から来た人たちを迎える体制ができないものかどうかと。2階部分は危なくてだめかもしれませんが、1階の部分等、こういう廃校舎を再生する制度を利用して、そういう廃校舎を活用できないのかなというふうに思います。

そしてまた、大曲の花火になりますけれども、大した宿屋でないところ、ふだんは4,000円か4,500円ぐらいで泊まれる宿が雑魚寝状態、朝食は少し軽い朝食がつくみたいですけれども、ふだん四、五千円なところが1万9,000円なんだそうです、その期間。ですから、何としてもそれを見たいとか、その雰囲気に関心したいという方は、遠くからでも高い宿泊費をかけてでも来るわけです。ですから、この廃校舎、木造の校舎は比較的使えるところがあるのではないのかなと思ったりもしていますし、どうかひとつ検証して、この制度の中身をインターネットやらで引き出して、検討してもらいたいなとい

うふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、全部やってしまいますけれども、米粉の利用についてですけれども、どうかひとつこの地域の農家が元気になるため、いろんな農作物安くなっています。そういう状況の中ですので、加工産業を高めていくというような意味から、ひとつうんと前向きに検討願いたいというふうに思います。

それと、最後に要望を申し上げて、市長から一言お言葉をちょうだいしながら質問を閉じたいと思うわけでありましてけれども、これは最後に財政であります。きのう花田議員の意見にも見られましたが、市長は財政改革に積極的に取り組んで、財政状況が好転して成果を得たとアピールをしているところでありますけれども、果たして実質その中身がそうだったのか、まず疑問符をつけなければならない部分もあるわけでありまして。19年度は黒字になりました。けれども、その年は交付税がふえたり、そしてまた自民党の最後の政権で、景気対策によって支援策が講じられたりと、そしてまたこれも今回の議場の中でも発言の中に出てきたことの一つでありますけれども、まちづくり株式会社の株を売却して、これは年に600万円ほどの利息がついている株なわけです。そして、これ利率が現在はまだ少し高くなっているというような話も聞こえてきたりしているもったいないことなわけですが、そういうものを売却。そして、福祉事業の実施のために設立した基金であります地域福祉基金、これを取り崩して一般会計に繰り入れしたわけです。3億4,560万6,000円。そして、それにあわせて、それと同じように、地方債の発行やら、さらにはまた教育予算等について特に抑え込んで、去年あたりもそうだったかとも思いますけれども、学校によっては学級費の値上げをした学校もあるんだそうです、市のほうからの予算が足りないということで。そして、灯油代をPTAに負担させるなど、我慢に我慢を重ねて、そういう負担やらを強いられてつくり出された部分のある黒字化というふうに思われるわけで、税収増のための施策によって果たして黒字になったのかと。その辺について疑問符を打つわけでありまして。ですから、地域福祉基金については、これは目的もなく取り崩すこと、これは果たして条例にはさわらないのかどうかのかわかりませんが、平成18年度、もしこれを取り崩すことができるのであれば、18年度決算においてこれは可能だったはずであります。ですから、そういうふうに果たして行政がいっぱい努力をして黒字化にさせたものなのかどうかについては、疑問符を打たざるを得ないわけでありまして。賃金のカット、報酬のカット、そして補助金のカット、そういう無駄を省いたり、見直しをすることは必要であります。これは認識します。でも、後ずさりだけでは、これは抜本的な経営の改善にはなっていないというふうに思っているわけですので、経済成長あつての財政の改善であります。

どうかひとつこの辺を念頭に置いて、今後の市政運営に携わっていただきたいし、市長からこのことに対して一言御意見、御答弁をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 今の福士議員のお話ですが、余り理解できない面もございます。やはり財政、収入が幾らあるか、支出が幾らあるか、そのバランスを考えながら事業を進めていくということが基本だと思います。税金をふやして、それによって財政を健全化するというお話もございましたが、現時点で税金をふやすということは現実的にかかなり難しい問題でございます。特に今のような経済状況下ですと、むしろ税金が減っていくと、そういう見通しのほうが強いわけですし、22年の場合は完全に税金が減っております。税金の減とかそういうものも踏まえながら支出をコントロールしていくと、その中で市民にとって一番大切な安心、安全を図る事業を確実に進めていくということが私どもの責任ではなかろうかと思っております。幸い平成21年の決算では、5億8,000万円の黒字になりました。議員おっしゃるとおり、平成19年度の決算では赤字基調ということで、福祉に使用した分の地域福祉基金も取り崩しいたしましたし、第三セクターの形でありましたまちづくり会社の株式3億円も売却して、やっと3億円ぐらいでしたか、とんとんに近づいたということですので、本来の市役所の収入、支出からいきますと完全に赤字決算であったというふうに思っております。その後の努力によって、20年度、21年度の決算でようやく財政も黒字基調になってきたのかなというふうに思っています。ただ、きょう民主党の党首選でございますが、小沢候補がおっしゃっているのは、地方交付金一括にしてやれば、2割から3割減にしてもやっていけるのではないかというような発言でございます。ただ、中身からいきますと、学校の先生方の給料とか福祉関係、生活保護費とか、そういうものが大部分でございます。それを2割削減とかなってきますと、完全に自治体行政が成り立っていかないわけでございます。そういう社会的な状況、政治状況がこれからどのように変化していくのかということも勘案していきますと、財政につきましてはもっともっとシビアな考え方でいく必要があるのではないかと考えています。ただ、気になりましたのは、学校の灯油代がなくてPTAで負担したというお話でございますが、その点については私まだ全然把握していません。この点について教育部長から、もし事実上そういうことがあったのであれば報告していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） ただいまの御質問で、学級費が値上がりしたというお話でございますけれども、私も今初めて聞くことでございますので、現状を調査してみたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 23番、福士寛美議員。

○23番（福士寛美議員） 市長は、税金を上げる手だてがないらしいという話を、今の時代ですからと言いましたけれども、そういう手だてを講じていく機会やらをつくっていくのが財政の役割であるとも思います。そして、さきに申しあげました米粉工場を建設したり、いろんなことを申しあげましたけれども、そういうことを前向きに実行に移していくということを要望いたしまして終わります。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって福士寛美議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 零時25分 休憩

午後 1時18分 再開

○副議長（野呂國四郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

それでは、15番、古川幸治議員。

○15番（古川幸治議員） 一登壇一

さきの大雨により被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

平成22年第4回定例会に当たり、通告いたしました3点について一般質問をさせていただきます。政友会の古川幸治でございます。

市長の政治姿勢について、市長のマニフェストの中から2点ほど質問をさせていただきます。まず1点目ですが、市民の声を市政運営に反映させるため、多くの市民との対話集会を毎月1回開催しますとありますが、市長が当選して3カ月余りになりますが、毎月1回ですからもう2回、3回は行われていると思うんですが、どのようにして行われているかお聞かせ願います。

2点目でございますが、金木地区市民の健康のためにスポーツ施設を建設しますについてであります。6月議会の山口議員の質問には4年以内に建設をするとお答えになっておりますが、どのぐらいの大きさのものをどこの場所に建設する予定なのかお聞きいたします。

次に、2番目の重点事業要望についてお聞きいたします。主要地方道屏風山内真部線

についてであります。8月6日に平成23年度重点事業要望に対する県の処理方針についてというのが送られてきましたけれども、この中には御要望の主要地方道屏風山内真部線については、これまでに金木工区1.9キロの改良及び交差点の改良を終えております。また、喜良市工区800メートルにつきましても、平成21年度に事業を完了し、供用を開始しております。その他の地域につきましても、地域の方々の御要望等を踏まえ、整備手法などを検討してまいりますとありますけれども、これは地域の要望があれば整備手法を変えてやっていただけるのではないかというふうに私は解釈しているんですけど、市長はどのように思っているのでしょうか、お聞きいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（野呂國四郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの古川議員の市民との対話集会についてお答えいたします。市民との対話集会の件につきましては、市民が主役の開かれた市政の実現のため、また多くの市民の声を行政サービスに反映させるため、市内23カ所のコミュニティーセンター等で毎月1カ所の割合で開催したいと考えております。開催時期につきましては、昨年開催いたしました住民懇談会時に、農家の繁忙期を避けていただきたいなどの要望がございましたので、今後各町内会長及び地区住民協議会長と日程調整等を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、金木地区スポーツ施設建設についてでございます。御承知のとおり、金木地区のスポーツ施設である金木トレーニングセンターは老朽化が著しいため、平成20年3月に廃止いたしました。現在は、市民からの要望にこたえるため、学校施設開放事業等を利用して、金木小学校の体育館及び金木中学校の柔道場を開放し、代用しているところであります。今般、政策公約の一つとして金木地区市民の健康のためにスポーツ施設を建設しますと公表したところでございます。現時点では、解体した金木トレーニングセンターと同規模のものとして1,800平米を想定し、建設場所につきましては金木トレーニングセンター跡地を含んだもので今後計画したいと考えております。

金木トレーニングセンターは、教育関係で財政優遇された事業が当時見当たらなかったことから、農業関係の補助事業を利用して建設された経緯もあり、現在教育関係の補助事業について調査している段階にあります。学校の耐震化、大規模改修、金額的にかさむ修繕、給食センターの建設計画など、限られた財政事情の中で優先順位をつけて進めることは当然であり、金木トレーニングセンターにかわるスポーツ施設はなくてはならないものと認識いたしておりますが、金木地区の小中学校統合計画を進めなければなら

ない現状から、統合後の体育館を当面利用することも視野に入れて、計画づくりを進めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） それでは、主要地方道屏風山内真部線についてお答えをいたします。

御質問の主要地方道屏風山内真部線の整備促進につきましては、市では平成23年度重点事業要望として本年7月23日に県に対し要望を行ったところであります。その後、県から本要望に対する回答があり、その内容は平成21年度で金木工区、喜良市工区の拡幅改良及び交差点改良が完了し、供用を開始しており、その他の地域については整備手法等を検討するとのことであります。本県道は、総延長約37キロメートルで、つがる市から五所川原市を經由し青森市を結ぶ重要路線であります。当市金木町喜良市から青森市内真部の山間部は急勾配、急カーブが連続しており、このため現在冬期間は通行どめとなっております。市では、今後障害箇所を解消し、通年通行できるよう引き続き重点要望を継続していくとともに、期成同盟会においても同様に強く要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 15番、古川幸治議員。

○15番（古川幸治議員） 毎月1回ということですけども、今までじゃ1回もまだやっていないわけですね。市長も忙しいと思っておりますので、毎月じゃなくても、2カ月に1回でもいいんじゃないかと思うんですけども、やることに意義があるんだと、私はそういうふうに思っております。市民の声は大変大事でございますので、どうか2カ月に1回あるいは3カ月に1回でも構わないので、実行していただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

それと、スポーツ施設に関連がございますので教育長にお聞きしたいんですけども、23年度に南中学校が統合しますよね。その統合した後の校舎を解体して体育館を今のトレセンのかわりに使わせるという話があるんですけども、それは本当なんでしょうか、どうなんでしょうか。今のところは別なところを使っているわけでしょう。それについてお聞きいたします。

それから、内真部線は、地元の通年通行できるようにということが最大の要望でございますので、これからも力強く県、国等に要望していただきますようお願いいたします。これはお願いでございます。

以上です。

○副議長（野呂國四郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 2カ月に1回でも、3カ月に1回でもと、非常に案じていただいております。ただ、私としては、コミュニティセンターが23カ所ございますので、2年間のうちではぜひ一回りしたいと考えております。これまで3カ月はまだやっておりませんが、できれば1カ月に2回とか、各地区と調整をとりながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 金木南中学校の体育館の利用についてということで、議員が小耳に挟んだということでございますけれども、我々学校統合、今計画的に進めておりますけれども、説明会の席上でもそういった金木南中学校の体育館を当面利用するという答えはいたしてございません。というのは、統合、御承知のとおり、学校の老朽化、耐震化も図られていないという状況からそういう統合計画を進めている上で、耐震化の図られていない体育館を市民の利用に供するということは、安全面からも支障があるということで、そういうお答えをしたことはございません。

○副議長（野呂國四郎） 15番、古川幸治議員。

○15番（古川幸治議員） そうすると、南中は耐震化の問題で使えないということですよ。そうすると、そのかわりというか、何か嘉瀬とか喜良市とかにそういう使う場所は今のところはあるわけですか、お聞きいたします。

○副議長（野呂國四郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 現在のところあるかないかということでございますけれども、あくまでも学校統合が終わった段階、要するに金木地域小学校の学校統合、金木小学校を中心とした嘉瀬小学校、喜良市小学校の統合が進んだ段階で、嘉瀬小学校も喜良市小学校も耐震化済んでございますので、統合した段階で体育施設についての利用については今後検討する余地はあると思います。

○副議長（野呂國四郎） 以上をもって古川議員の質問を終了いたします。

次に、14番、山口孝夫議員。

○14番（山口孝夫議員） 一登壇一

政友会の山口です。平成22年第4回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。いつもより非常に聞いてくださる方が多いので、非常に心強く思っています。

今年の夏祭りの立佞武多、1998年に出陣した「親子の旅立ち」に始まり、今年で13回目となり、汗が体からぽたぽた、顔が光り輝いて、躍動感あふれるその姿に感動し、無事終わることができました。何よりよかったと思っております。そしてまた、先週9月5日の日曜日は、立佞武多の館の裏にあります中央コミュニティーセンターで、中央地

区住民協議会主催によります第11回骨董蚤の市に市長が来て開会式にごあいさつをいただき、大変ありがとうございました。

それでは、市民の代表として、市民の幸せを願い質問いたしますが、質問中私自身がわかっている、市民が理解できるよう、わかっていることも質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1点目、市長の政治姿勢について。中核病院と消防庁舎新築に伴う都市計画について質問いたします。1番目として市の都市計画の基本的な考え方について、2番目として市の都市計画の目的について、3番目として市の都市計画の基本理念について、4番目として市と住民の責務について、5番目として市が定める都市計画の順序について、今回はどのようなであったのか、中核病院と消防庁舎についてお答えください。6番目として、市の都市計画は何を決めるものなのか、市長及び関係部長の答弁を願います。

2点目として、1番目、消防庁舎建設について、まず今までの経緯について簡単に説明ください。

2番目として、市の防災対策として消防署の概要はどのようになっているのか。また、市内にある中高層の建物、立佞武多の館、商工会議所、西北病院等、火事になった場合、そして今年頻繁に発生したゲリラ豪雨に対しての旧市内の避難場所はどのようになっているのか、以上の対処について答弁願います。

3番目として、消防庁舎を建てようとしている場所に対して、地域の住民、市民、議会に対しての情報公開はどうであったのか答弁願います。

4番目として、消防庁舎建設予定場所について、今の状態で用途変更しないで消防庁舎が建てられるのか、また消防庁舎を建てるのには何が必要か答弁願います。

5番目として、消防庁舎建設に対し、今後の対応についてお聞かせください。

以上、市長及び関係部長の答弁を求め、1回目の質問といたします。

○副議長（野呂國四郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 山口議員の市の都市計画の基本的な考え方についてお答えいたします。

市の都市計画につきましては、市総合計画並びに五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、活力ある明るく住みよい豊かなまちを目指し、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制、誘導するもの

と考えております。都市計画は、将来を見据えたものとなりますので、今後とも西北圏域の中心都市として、各種都市機能の強化、充実や周辺都市との連帯強化を図りながら、住みよい都市環境で生活できるよう、適切な土地利用を計画し、都市基盤整備を進めてまいり所存であります。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） それでは、2番目、都市計画の目的についてお答えをいたします。都市計画法第1条において、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し、必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とすると規定されております。

続きまして、都市計画の基本理念についてお答えをいたします。これは3番目です。都市計画法第2条において、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものと規定されております。

続きまして、4番目ですが、市と住民の責務についてお答えをいたします。都市計画法第3条において、市の責務としては、都市の整備、開発、その他都市計画の適切な遂行に努めること。住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならないと規定されております。また、住民の責務としては、都市計画の目的を達成するため行う措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならないと規定されております。

続きまして、5番目ですが、市が定める都市計画の順序についてお答えをいたします。都市計画の決定手続においては、都市計画の案を作成する場合に、必要があると認めるときには公聴会、説明会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされております。また、都市計画の案を作成した場合には、原案を公告、縦覧しなければならないと、住民や利害関係人は、縦覧された都市計画案に意見書を提出することができることになっております。市の都市計画審議会では、原案及び縦覧で提出された意見書の内容を審議し、市長へ答申することになっており、その後青森県知事の同意を経て決定告示となります。

続きまして、6番目でございますけれども、市の都市計画は何を決めるのかということについてお答えをいたします。用途地域は、市街地における適正な土地利用を図るた

め、建築物の用途、容積率、構造等に関し、一定の制限を定めております。消防署建設を計画していました中央4丁目については、第1種低層住居専用地域でしたので、消防庁舎建設を可能とする第1種中高層住居専用地域に変更する都市計画案を作成しました。変更した場合においては、建ぺい率は50%から60%に、容積率は80%から200%になり、これまで建てることができなかつた病院、税務署、保健所、消防署が建設できる地域となります。中核病院の建設予定地である岩木町については、第2種住居地域であり、用途的には病院の建設できる地域でありましたが、地上10階建てで計画されていたので、第2種住居地域では容積率が不足することから、これに対応する商業地域に変更したものです。これにより容積率は200%から400%に、建ぺい率は60%から80%になりました。また、今回の用途地域を商業地域に変更することに伴い、当該地域においては火災時の延焼を防ぐ地域として準防火地域に指定したほか、近隣市町村にも影響を与えるおそれのある大規模集客施設の立地を制限する特別用途地域の指定もあわせて行っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○副議長（野呂國四郎） 総務部長。

○総務部長（佐藤方信） それでは、何件かございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、五所川原消防署移転計画のこれまでの経緯についてお答えをいたします。五所川原地区消防事務組合が所管する市内3消防署は、いずれも老朽化が著しいものでありますが、特に五所川原消防署にあつては、通信指令台が導入から17年が経過し、早期更新が迫られていること、市町村合併に伴う一部事務組合の再編成が行われておりますが、庁舎及び敷地が狭隘となっていること、次に近年の栄・松島地区方面への市街地拡大等から見て、昭和49年度に竣工した五所川原消防署は偏在した位置となっていること、女性職員用の設備がないことといった課題を抱えており、早期の建てかえが必要となっておりました。その際、現在地への建てかえは、一時たりとも中断することは許されないという消防業務の特殊性から非常に難しく、市と五所川原地区消防本部が協議した結果、移転候補地を現在の中央4丁目といたしたところでございます。その後、移転候補地を議員の皆様にご説明すべく、昨年12月11日に議員説明会を開催し、同組合消防長より消防庁舎の現状と課題、移転候補地と概算事業費について説明されましたことは、議員の皆様御案内のとおりでございます。また、2月25日の組合予算に関する議員説明会では、同組合において平成22年度当初予算に消防庁舎の建てかえにかかる設計業務費、地質調査費を計上いたしましたことから、建設予定の消防庁舎及び新規に導入する通信指令台の概

要についても消防本部から説明がなされたところでございます。

次に、五所川原消防署の消防力についてお答えいたします。五所川原地区消防事務組合のうち、五所川原市管内には3消防署1分署が配置されており、五所川原消防署では消防車両12台を保有しております。その内訳は、水槽つきポンプ自動車2台、はしご車が2台、化学ポンプ自動車が1台、救助工作車が1台、水槽車が1台、指令車が1台、救急車3台、広報連絡車1台となっております。一般建物火災の場合、通常水槽つきポンプ自動車、水槽車、消防化学ポンプ自動車、救急車、指令車の計5台が出動しておりますが、3階建て以上の建物がある地域への出動は、水槽車にかえてはしご車が出動いたしております。

次に、中高層の建物に対する対応についてでございますけれども、五所川原消防署は40メートル級と15メートル級の2台のはしご車を有しておりますけれども、40メートル級はしご車につきましては、昭和51年に購入しているということで、既に34年経過していることから、安全性を考慮いたしまして、現在は使用を控えているとのことであります。中層の建築物が火災となった場合、15メートル級のはしご車での対応となりますが、それ以上の高さの建築物の火災については、消防法により建物に設置されている消防設備等を使用しつつ、屋内より防御するという戦術をとり、防災ヘリコプターの要請や近隣消防にはしご車の要請をするなどの対応をしているところでございます。今後消防庁舎の建設にあわせて、40メートル級のはしご車の購入を消防事務組合と検討してまいります。

次に、ゲリラ豪雨に対する避難場所の御質問にお答えをいたします。近年、地球温暖化、異常気象によるゲリラ豪雨が発生し、全国各地で大きな被害が及んでおります。当市市浦地区にあっても、9月1日の記録的な大雨により、公共施設のほか農作物に大きな被害が発生しております。こうしたゲリラ豪雨等の自然災害に対し、当市では五所川原市地域防災計画により避難場所を指定し、市ホームページや市役所行政資料スペースなどでお知らせしているところでございます。

また、本年4月には、洪水ハザードマップを市内毎戸に配布しております。洪水ハザードマップは、岩木川、旧十川などの国、県管理河川が決壊した場合等の浸水想定区域を示したものであり、縮尺も大きなものとなっておりますが、市域における浸水しやすい箇所が把握できるものとなっております。加えてハザードマップに掲載している避難場所は、浸水深も考慮した高台にある場所、または2階以上の堅牢な建物となっておりますので、大雨、水害等にあつては、こちらの避難場所に避難していただければと存じます。なお、参考として、市役所周辺の住民の方々の避難場所については、南小学校、

働く婦人の家、中央公民館といたしております。

次に、情報公開、消防庁舎建設に係る情報公開についてお答えをいたします。五所川原消防署移転建設に当たっては、これまで五所川原地区消防本部において住民説明会、意見交換会が実施されてございます。7月8日には、建設予定地の近隣の住民の方々を対象とした説明会が市内エルムの街ショッピングセンター、エルムホールで開催され、21名の方が参加されたとのことでもあります。なお、同説明会の開催に当たっては、環境変化やサイレン、振動等に影響される可能性のある建設予定地から半径200メートル内に住む210世帯に対し、同組合で戸別に開催文書を配布したとのことでもあります。翌7月9日には、市が開催いたしました都市計画変更に関する説明会に同消防本部職員が出席し、五所川原消防署移転に関する説明もいたしているということでもあります。こちらは、市広報7月1日に掲載し、お知らせをいたしているところでございます。また、7月26日、9月1日には、みなとコミュニティーセンターにおいて、建設予定地周辺10町内会を対象とした意見交換会を開催し、町内会の皆様と意見交換を実施したとのことでもあります。

次に、今後の対応についてお答えを申し上げます。五所川原地区消防本部の今後の対応といたしましては、これまで町内会の皆様と実施してまいりました意見交換会を、対象を住民の皆様に拡大し、10月9日に開催する予定としております。また、同意見交換会の前に建設予定地において実際にサイレンを鳴らして試験を行うということでもあります。

私からの答えは以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） それでは、消防署建設予定地の用途地域についてお答えをいたします。現在消防署の立地を検討している中央4丁目は、先ほども答弁しましたとおり、第1種低層住居専用地域に指定されていますので、建築基準法上、消防署は建設できない地域となっております。消防署は、第1種中高層住居専用地域に建築することができる公益上必要な建築物に該当しますので、現在の第1種低層住居専用地域から第1種中高層住居専用地域に用途地域を変更する必要があります。

続きまして、市の対応についてお答えをいたします。現在五所川原地区消防本部が中央4丁目の近隣の町内に対して意見聴取を行っており、意見交換会の開催も検討しておりますので、市としては地域住民の意見を参考にし、一定の理解を得られた段階で、改めて市民に対し都市計画の案について広く周知し、都市計画の手続を進めたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 14番、山口孝夫議員。

○14番（山口孝夫議員） では、2回目。1番目として、市の都市計画の基本的な考え方について、これはどういうことかといいますと、大勢の人が集まり、そこで快適で機能的な生活を営むと、そして土地の使い方、建物の建て方に共通のルールを定めるということであります。そして、それを市と市民がお互いに守ることであると思います。これを消防庁舎建設に置きかえれば、市は第1種低層住宅専用地域であることを指定すると、そしてまた住民は第1種低層住宅地域であるがゆえに土地を買い、建物を建て、そのこと、つまり市と市民がお互いに共通のルールを守ることだと思うが、昨日も加藤議員の質問にありましたけども、建設部長はこの第1種低層住宅専用地域は特に厳しい用地指定をしていると答弁しているが、今言ったような解釈でよいのか答弁願いたい。

次に、市の都市計画の目的についてでありますけども、これについては先ほど答弁したのでよろしいかと思えます。

都市計画の基本理念についてもいいです。

市と住民の責務についてでありますけども、先ほども言いましたけども、都市の整備、開発には適切な遂行に努めなければならないと、そしてまた地区の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならないとありますけども、このことについてはどうなんでしょうね、住民の方々に適切な知識の普及、情報の提供をしていたのかどうかお答え願いたいと思えます。

次に、市が定める都市計画の順序、このことについては、次に述べるといいですか、八戸の田向区ですか、整理事業の用途変更の順序については、県のほうと同じなんですけども、説明会をやって、そして用途変更案を縦覧、寄せられた意見を都市計画審議会に提出しているんです。五所川原の場合は逆でありまして、市役所の前の道路の掲示板にやったと、それが縦覧ということになるんです。どうしてこう手法が違うのか。要するに説明会を開いて、そして地域の住民にきちっと説明するのが本当でないかと思うんですけども、そこいらは、手法についてはそれでいいのかなと思っていますので、そこは答弁願います。

次に、同じことなんですけども、都市計画の告知ですが、消防庁舎建設に対し、7月8日、エルムホールで行われた1週間ぐらい前に突然地域住民にチラシを配布し、消防庁舎概要説明会を行ったが、中核病院の場合、3つの大事な変更項目、1つは用途地域の変更、これは第2種住居地域、建ぺい率60%ですけども、それから商業地域、建ぺい率80%になるんですけども。それから、準防火地域の変更、そしてまた特別用途地区の

決定があつたにもかかわらず、消防署同様、なぜ地域の住民にチラシを配らなかつたのか答弁願います。

また、告知の方法として、市の広報7月1日号には、五所川原都市計画案及び中核病院、消防庁舎概要説明会とあるが、なぜ配置図及び住所表示がなかつたのか答弁願います。幾ら広報見ても、その地区がどんな配置になっているか、しかも住所がどこか、そんなことも明記しないでこういう重要なことを市の広報に載せると。非常に私は告知の方法がおかしいと思っています。答弁願います。

次に、私は21年9月議会において、中核病院の基本設計について質問しました。質問内容は、基本設計の基本は病院と駐車場の位置関係がどうなるのか、このことは市役所で決めるのか、設計事務所が決めるのか、これは大変重要なことなんです。設計事務所に決めさせて、図面ができてから、あれ、これ違うんだとなれば、これは大変なことなんですと指摘していたんですが、何ら明快な回答が得られなかつた。我々議員には、市役所に向かって中核病院の建つ場所は左からずっと右端に来て、右端が中央口の玄関まで来るんだという話があつたように記憶しているが、中核病院建設で市役所が隠れてしまうことが基本設計後わかつたが、そこで中核病院と消防庁舎について、変更しなければ建設できないことがいつの時点でわかつたのか。というのは、用途変更しなければ病院も建てられないことがいつわかつたのかと聞いているわけです。

次に、中核病院と消防庁舎移転に関し、消防庁舎が移転しなければ中核病院が建たないという話があるが、どのようになっているのか答弁願います。

消防庁舎建設について、先ほど今までの経緯について簡単に説明ありました。消防庁舎建設は、消防本部で決めたんでしょう。市役所で決めたんですか。その点お答え願いたいと思います。

それから、先ほど消防の概要はどのようになっているかということでもありますけども、まずはしご車については、説明会の中では40メートルのはしご車が使えないということは一つもしゃべっておりませんでした。今回ヒアリングに当たって話したことで、そういうことは使えないと私自身がわかつていましたのであえて質問しましたが、要するに先ほど高層についてはスプリンクラーとかそういうものがあるからいいみたいな話なのと、近隣の町村からはしご車が来るという話ですけども、今までそういうはしご車が来た例はあるんですか。私言っているのは、はしご車が40メートル級あつても、例えば停電時、自家発電がうまく動かなくて、それが回らなくて、下のほうで火災あつたときに、上にいる方はまず救助できないわけです、屋上に上がって。そうすると、煙に巻かれるので上のほうに逃げます。はしご車については、話聞きましたら2億円ぐらいか

かるということで、40メートルあるんだということを威張らず、素直にはしご車は使えないと、このままだとさっき言った3つのほかに民間の高い建物もあるので、そこを踏まえて、やっぱり市民の安全を守ると、それから新幹線が来るわけです。そのときに高い建物あったときに、スプリンクラーとかそういうものが故障した場合、高い建物、別な形でも救助しなきゃならないということで、これは人命を守るということで、はしご車については必要なことではないかなと思っております。このことについては答弁は要りません。

それから、市内で火事になった場合ですけども、昨年大町で火事になりました。そのとき、屋外の地上式の消火栓、それにポンプ車を接続して、1基目はよかったんですけども、2回目になればもう出なくなってしまうような状態だったんです。そうすると、今は堰の統廃合やって、水源がどの場所でも非常に少ないんです。前に田町でも、今の団長の方の向かいで火事になったときも、流雪溝の側溝から、水をとって消火したというぐらいなんです。だから、市内で火事になった場合に地上式の屋外消火栓から出せる量というのは、非常にこれから重要度を増すと思うんです。その点を後ほどでもいいですから対処方法教えてください。

それから、避難場所については、ホームページとかって書いていますけども、具体的に先ほどしゃべったのは、南小と働く婦人の家と、それから中央公民館とありますけども、そうすると市内の半分側のほうは何もないわけです。具体的にはあるんでしょうけども、例えば上平井町にある中央コミセンだとか、そこに住んでいるものですから、そこがないような感じになりましたので非常に寂しい思いをしました。よろしく申し上げます。これについては答弁は要りません。

次に、消防庁舎を建設しようとしている場所に対して、地域の住民、市議会、市民に対して情報公開ということありましたけども、実はエルム及び市役所で行われた消防庁舎概要説明会については、両方私出ていましたので、そのときに住民から出た意見を報告したいと思います。「何の説明もなく突然消防庁舎が来ることになったんですけど、何かでお知らせがあったんでしょうか」、「子供がいますので、例えば違う土地に移動するということはできるのでしょうか」、「消防署が建つことをなぜもっと早く情報公開しないのか」、それから「住民をばかにしているんじゃない。それで住民説明会やったことになりますか」、「第1種低層住宅地域、いわゆる一般住宅が建てられる場所に騒音のあるものを持っていくべきなのか」、「市長は、月1回市民との対話をするところがあるが、なぜこういった大事なことを対話できないの」、「用途地域について、例えば民間の場合は1件でも反対があればだめだということもある」ということを言っていました。

た。「まず、地域住民の意見を聞いてから用途変更にかかる」とか、「第1種低層だから新築したんですよ。土地買って用途地域って、そんなに簡単に変わるの。2年前に新築したんです。2年前だったら周知してもいいんじゃないですか。2年前だったら、そこに土地買っていません」、「きょうは建物を建てる説明会か、それとも用途変更の説明会か」、「場所を考えて、市民が納得いくところを選定すれば安定するんだね」、これ原文そのままです。「消防庁舎建つ予定の場所、高級住宅地、あそこ売ればお金入る。工業団地にすればよい」、「せっかくローンを組んで住宅買って何十年も住んで、ここに骨を埋めようとしてあの場所を選んだ人の気持ち考えなか」という等々まだありますが、今後この意見に対してどのように対処するのか御答弁願いたいと思います。

4番目として、消防庁舎建設に対し、市の建設課への相談はなかったのか答弁願います。

昨年12月11日に我々議員に対し、消防庁舎移転構想について説明がありましたが、その内容について、まず、1として、消防庁舎の現状と課題については、私も同感であること。2として、移転構想については、移転による建てかえを検討する必要があるのに対して同感であるが、防災ヘリ、ドクターヘリについては、消防庁舎建設予定地の地域住民の同意が必要だと思う。また、建設規模、附帯設備についても、その内容についても賛成である。事業予定年度については、どこの場所でやっても問題がなければ、早期着工でよいと思う。3として、移転場所について、今回の場所が移転候補地として明記されていた。4として、概算事業費、財源について、本庁舎建設費9億9,000万円、通信指令台購入費4億6,600万円、土地取得費5億1,900万円、合計総額19億7,500万円、財源内訳、五所川原負担分として合併特例債17億3,450万円、一般財源9,138万円であると報告を受けたが、そこで質問をいたします。この説明会は昨年の12月11日でしたが、今年7月8日、エルムホールでの消防庁舎建設に伴う説明会まで、地域住民に対し、その説明がなぜなかったのか答弁願います。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） それでは、まず最初に基本的な考え方について、用途地域は土地利用の動向や社会経済情勢の変更などに伴い、新たに生じた地域の都市計画上の課題に対応し、当該地域の健全な発展に資するよう、用途地域の的確な見直しを行うことが必要であります。

それから、病院についてチラシを配布しなかったことの件について、市といたしましては中核病院、消防庁舎建設に伴う用途地域の変更等に関しまして、都市計画法にのっ

とり、縦覧の公告を行い、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供しております。その後、説明会、都市計画審議会を開催しております。その際、縦覧、説明会については、ホームページ、広報で市民の皆様にお知らせをしております。

続きまして、広報についてお答えをいたします。都市計画法上、第17条に都市計画を決定しようとするときは、その旨を公告し、当該都市計画の案を当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならないとあります。また、その公告には、都市計画法施行規則第10条において、都市計画の種類、都市計画を定める土地の区域、都市計画の案の縦覧場所について記載しなければならないとあります。この手続を踏み、市役所前掲示板に6月15日から6月28日までの2週間公告をいたしました。また、公告だけでは市民の方々に周知できないため、ホームページ、広報にも掲載いたしましたが、広報には都市計画を定める土地の区域について記載しておりませんでした。今後十分な情報の提供をするよう、さらに努めてまいります。

それから、手法についてでございますけれども、今回の都市計画の変更については、昨年12月に市が公表していた消防署及び中核病院の建設を推進するため、案を作成したものでございます。都市計画法第16条には、都市計画の案を作成しようとする場合に必要があると認めるときは公聴会等を開催するものと規定されております。施設建設に当たりまして、消防庁舎建設予定地につきましては、利便性のよい地域の候補地であります。第1種低層住宅専用地域のため消防署は建設できないことから、第1種中高層住居専用地域に変更し、病院建設予定地につきましては容積率が不足することから第2種住居地域から商業地域に変更する案を作成したものでございます。このことから、案を作成するための公聴会を開催することはせず、案そのものに対する意見を求めるため説明会を開催したものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤文治） 中核病院についてお答えいたします。

山口議員から駐車場の位置、それから病院の建物の位置は設計者が決めるのかという質問がございましたが、これについては広域連合のほうでは市役所のお祭り広場、それから旧市民会館、旧三道会館、この空き地を利用して中核病院と立体駐車場を設計してくださいという願いをいたしました。この土地にとりまして、いかに効率的に建設するか、また患者にとっていかに使いやすい配置かということをお願いしてございます。その結果、設計会社で検討した結果、現在の形になり、これが行政側に相談されてそう

しましようということで、今の位置に決定してございます。

それから、用途の必要はいつわかったのかという質問でございますが、中核病院の用途については基本設計出す前から、病院は建てられるんですが、立体駐車場については現在の用途では建設できませんので、基本設計をお願いする前から、基本設計が完成した段階では必ずや用途が変更になると、設計する前、発注する前から用途の変更の必要については十分承知してございました。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 総務部長。

○総務部長（佐藤方信） 大分質問が多く、すべてお答えできるかどうか、とりあえずお答えさせていただきます。

まず、1点目の中核病院は消防署が移転しなければ建設できないと以前に答弁をしたということについては、私は記憶ございませんので、そういった以前の答弁があるかどうかは調査させていただきたいと思えます。

（不規則発言あり）

答弁ではないですか。そういう話があるということですか。大変申しわけございません。私の聞き間違いでございます。そういう話があるということは、私は聞いていないんですけども。

続きまして、消防本部で決めたのかという御質問でございます。消防本部につきましては、事務組合につきましては一部事務組合でございます。事務の共同処理となっておりますので、共同処理するものの事務については関係団体の機能から除外されるということになってございまして、消防本部が所管するのは、消防に関する事務ということでございますので、これは消防本部の事務ということでございます。

続きまして、40メートル級のはしご車の出動は過去に例があるのかということについては、消防本部から私聞き取りしてございませんので、それは後で消防本部から聞き取りしてお答えしたいと思います。

次に、避難場所についてでございますけれども、避難場所につきましては先ほど申し上げました3カ所は、あくまでも大町周辺ということでございまして、市内には全体で96カ所避難場所でございます。

続きまして、なぜ説明会が7月8日の時点までなかったのかという御質問でございますけれども、住民の方々が五所川原消防本部移転新築についてお知りになったのは、昨年12月11日の議員説明会后、12月16日付新聞に掲載されたことが最初であると思っております。五所川原地区消防本部においては、市の平成22年度当初予算に当該用地の取得

費が措置されているとともに、同組合の平成22年度当初予算に地質調査費及び設計業務委託料が計上されていたことから、予算の議決後でなければ対外的な事務作業には着手できなかったものであること、また概算の庁舎面積を概算するために消防本部職員が図面を作成していたことなどから、結果として住民説明の開催が7月8日となったものであるとのことをございます。確かに住民の皆様への御説明がおくれた面もあろうかと思ひますけれども、先ほども御答弁で申し上げましたが、近隣10町内会長の方々との意見交換会を2回実施いたしてあり、幾分なりとも理解を得られた部分もあると聞いておりますので、今後とも住民の皆様との意見交換会を開催することで、その時点での御意見、御要望をいただきながら、御理解と御協力をお願いしてまいりたいというふうを考えております。

それから、はしご車でございますけれども、他の市町村から40メートル級はしご車が出動したことはないということをございます。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 14番、山口孝夫議員。

○14番（山口孝夫議員） 答弁ありがとうございます。

3回目。第1種低層住宅専用地域に地域指定した地区を市みずから破棄することに対して、市当局はどう思うのか。

また、市みずから、約8カ月という期間、私は非常に長いと思うんですけども、地域住民に知らせなかったということに対し、市長はどう思うのか。

次に、住民が主役の開かれた市政実現、情報公開の徹底、多くの市民との対話を精いっぱい行いますと書いている市長の公約だが、どうも消防庁舎移転については、余りにも住民無視のような気がする。なぜかといえば、同意がないまま予算化してしまっているということです。12月11日に消防本部で決め、そしてまた我々議員にそのことを説明している。市のほうの進め方として、例えば建設部で用途変更したから、第1種低層から第1種中高層に用途変更したからそれで済むという問題ではないんです。現実を考えれば、消防署が建つ場所だけ用途変更するということはどういうことになるかといえば、うるさくなるんですよ、環境が変わるんですよ。そうすると、周りの地区は第1種低層だけでも、第1種低層の体をなさないんです、消防署が来るんだから、環境が変わるんです。そういうことを住民全く無視の中で自分たちが決めてしまって、今住民の説明会やると。しかも、7月9日に市の5階でやるという、それがあつたがゆえにその1週間ぐらい前にやったんですよ。そうすると、それだけ期間あつたときに、そこにいる住民はどうなるんですか。さっき新聞で報道したからいいんでないかと。まして防災ヘリが

来るとか、そんなことをやる時にどうして地域住民と一緒に物事を推し進めようという、さっきの都市計画の基本的な精神に基づく、そこに住んでいる人たちと一緒に物事をやろうということであれば、なおさらのことその地域の人たちと一緒に、消防庁舎が来ることをむしろ喜んでもらえるぐらいのことをやるべきだと思うんですよ。それが全く感じられません。

今回の一般質問であります。消防庁舎建設について質問しても、このことを最初から進めてきている消防署が答えることができない。かわりに総務課が答える。消防署が一部事務組合であるがゆえであると。その結果、地域住民には8カ月の間、新聞には消防庁舎建設について記事は出るが、7月8日まで地域住民には何の説明もなかったこと、また消防庁舎建設については総務部、建設部が私の質問に対して大変苦勞したと思いますが、地域住民が不在であったことも事実なんです。消防署、建設部、総務部がお互いに緊密に連絡していれば、もっと早く地域住民に対する説明があったことと思います。しかし、だからといって、消防署が今の候補地にすんなり建てられると思うことは、また違うことなんです。なぜかという、候補地の住民に対しては、全くと言ってよいほど情報の提供がなされていないこと、地域住民と一緒に考えてやろうじゃないかという姿勢がなかったこと、市みずから決めて、説明会ではなく、内容は報告会であったこと、そしてまたみずから用途地域を厳しく指定した市がみずから破棄しようとしていることは、市民を守るべき市が市民の権利すら奪うことにつながると思う。私は消防庁舎建設については反対ではないんです、賛成なんです。ただ、進め方が余りにも地域の住民を犠牲にするようなことであれば、私はちょっと進め方がおかしいと思っています。

そこで、時間もありませんので、私は消防庁舎建てることは賛成なんです。市長の純粋な考え方をお聞きしたいと思います。なぜかといいますと、今までの取り組み方についての見直しを含め、管理者でもある市長の答弁を願いたいと思います。

以上で3回目の最後の質問といたします。

○副議長（野呂國四郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 山口議員には、消防署建設に賛成していただきましてありがとうございました。

まず、都市計画を変更するということが大前提でございますが、一応事業費を積算し、どこへ持っていくかということが決まらなければ、事業として議会にも提案できないということもございまして、先に消防本部のほうからあの地域が一番いいのではないかとということで提案されて、あそこを消防本部の移転先として事業を計画したところでござ

います。ただ、消防本部が迷惑施設といいますか、そうではなくて、やはり市民が一番多く住んでいて、一番人の集まるところに近いほうが、火事とか災害があった場合に出動する時間も短いし、一番いいのではないかという観点もあってあそこに決めたわけでございます。ただ、それにつきましても、その地区に住んでいる市民の方々の同意をいただくのが一番の前提でございまして、現在懇切に説明しながら、地区の市民の皆様方の同意をいただく努力をしている最中でございます。その結果によって、また再提案、都市計画の変更にもまた進めていければと思っております。当初23年度完成予定でございましたが、1年先延ばしいたしまして24年度の建設にしてもいいと、そのためやはり住民の同意を第一番に考えていくということで、完成予定も1年延ばしていくということでございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 以上をもって山口孝夫議員の質問を終了いたします。

次に、5番、山田善治議員。

○5番（山田善治議員） 一登壇一

政友会の山田です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、大町2丁目地区土地区画整理事業についてでございます。平成19年6月議会において、平山市長は、「当事業は市の重点施策と位置づけ、工事期間は平成18年度から平成22年度までの5年間を予定し、昨年度国からの補助事業を事業推進のために土地再生土地区画整理事業からまちづくり交付金事業へ移行しております。平成17年9月に青森県から事業認可を受け、10月には国土交通省より実施計画の承認を得まして、ことしの2月には土地区画整理事業の本格着工とも言えます仮換地指定をしています。全体事業費は、国庫補助金、起債、市単独費用、合わせて約68億9,500万円を予定している」と説明されました。そして、「にぎわいと魅力ある中心市街地の活性化を図るため、早期の事業完了を目指して積極的に取り組んでいるところであります」と伊藤永慈議員の質問に答えておりますが、今現在の事業の進捗率はどのくらいか、予定どおり地権者が協力しているのかお聞かせください。

第2の質問は、水害防止についてであります。8月31日から9月1日の市浦地域、その他水害により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。先日五所川原市地域防災計画が配付されました。これは、平成18年10月策定したものを修正したようであります。内容は非常にわかりやすく、便利なものでした。災害のために役立たせていただきます。ただ、災害は時には予想をはるかに超えて大災害に達するときもあります。私の住んでいる栄地区、昔は田んぼがたくさんあり、広田堰土地改良区の会員も多数おりましたので、堰掘りといって、皆で堰掘りに出たものでした。最近はそのようなことも

少なく、また広田堰土地改良区地域は区画整理がなされていないところでもありますので、そのため水路が浅くなっていますので、先日の雨で道路が冠水するところが何カ所かありました。広田堰土地改良区自身もところどころは自分たちで掘削しているようでもあります。住宅に挟まれたところも多くあり、掘削など工事が進んでいないのが現状であります。そこで、雨水災害防止のための計画をお願いしたいところでもあります。広田堰土地改良区との問題は、昨日加藤議員の質問に建設部長が説明ありましたが、いま一度よろしく申し上げます。

これで1回目の質問を終わります。

○副議長（野呂國四郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 山田議員御質問の広田堰土地改良区域内水路は、十川の夕顔関頭首工から取水した用水を稲実、姥菴、広田及び七ツ館地区の水田かんがいをするため引かれた水路であります。当該水路は、本地域において数十本に分岐し、かんがい後は二本柳排水路、通称二本柳かん排を流末として排水されております。

本地域は、近年宅地開発が進み、同時に用水を利用する水田が大幅に減少いたしました。その結果、本地域ではこれまで行っていたいわゆる堰掘りなどの水路の維持管理をする水田耕作者がいなくなり、逆に本開発地居住者からの雑排水が年々増加し、それが滞留し悪臭を放っているという状況であります。このため、本地域住民からの苦情が年々増加していることを踏まえ、市では本年度、当該水路の系統図を作成することとしており、この成果図をもとに優先箇所を検討し、より効果的な整備を平成23年度より実施してまいりたいと考えております。

なお、二本柳かん排に接続する本水系下流部約370メートルの区間は、下水道雨水幹線となっておりますことから、国庫補助の下水道事業として整備してまいります。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 大町2丁目地区土地区画整理事業についてお答えをいたします。

建物等補償につきましては、今年度の完了を目指し、25戸35棟24件の借家人補償等を行う計画となっております。また、工事につきましては、大町寺町線、区画道路等の道路整備工事、下水道工事、電線地中化工事を施工してまいります。建物解体移転後でなければ着手することができないため、予算の繰り越しを視野に入れながら施行することになり、平成23年度中の完了となる見込みであります。

地権者が協力しているかという御質問でございますが、現在地権者の方々と交渉中の段階であり、意見や要望を聞いている状況であります。地権者の方々からさまざまな要

望や反対意見も出されることもあります。市といたしましては事業の必要性や内容について誠意を持って説明をし、御理解をしていただき、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 5番、山田善治議員。

○5番（山田善治議員） 答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

大町2丁目土地区画整理事業についてであります。この計画は大町のにぎわいと魅力ある中心市街地の活性化を図るための計画と聞いているが、この大町で一生懸命商売をし、自分の生まれた場所でこの大町に残って頑張りたいという市民の声も聞こえております。

そこで、副市長にお聞きします。審査請求がなされたと聞いているが、この件についてお聞きします。審査請求とはどういうものか。また、県、国の対応はどうなっているのか答弁を求めて2回目の質問を終わります。

○副議長（野呂國四郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） ただいまの山田議員の御質問にお答えいたします。

平成19年2月8日に大町2丁目地区土地区画整理事業の仮換地指定を行っております。御質問の件につきましては、仮換地指定通知を受領後、平成19年3月、青森県に対しまして行政不服審査請求書を提出しております。その後平成19年5月、市に対しまして青森県から弁明書の提出を求められ、平成19年6月に市から青森県に弁明書を提出しております。平成19年9月、青森県より審査請求棄却の裁決書が送付されております。国の対応についても質問がございましたが、担当部に確認したところ、それにつきましては把握していないとのことであります。

以上です。

（不規則発言あり）

○副議長（野呂國四郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 失礼をいたしました。審査請求に対する説明を建設部長あるいは都市計画の課長から説明させます。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 今の事業に対して不服があったということで、審査請求をしております。

（不規則発言あり）

○副議長（野呂國四郎） 答弁ができないんですか。

(不規則発言あり)

○副議長（野呂國四郎） それでは、暫時休憩します。

午後 2時43分 休憩

午後 2時53分 再開

○副議長（野呂國四郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 行政不服審査法の目的は、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立ての道を開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とさせていただきます。今回この区画整理事業で影響が出ると思われるのが工事でございます。先ほども答弁しましたとおり、工事につきましては地権者の方々が移設後、建物解体後でなければ着手することができないため、先ほども答弁したとおり、予算の繰り越しを視野に入れながら施行することになり、平成23年度の完了を私どものほうでは見込んでおりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 5番、山田善治議員。

○5番（山田善治議員） 3回目は簡単に終わろうとしたんですが、ちょっと今答弁に問題を感じまして、もう一点質問させていただきます。

工事だけ影響あると答えましたけども、補助金とかその他影響はないのか。そこもちょっと聞かせてください。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（黒滝金光） 補助金については、できた分だけうちのほうで請求いたしますので、その点については影響ないということでございます。

○副議長（野呂國四郎） 以上をもって山田善治議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○副議長（野呂國四郎） これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時56分 散会

平成22年五所川原市議会第4回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

平成22年9月15日（水）午前10時開議

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | 議案第 86号 | 平成21年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 2 | 議案第 87号 | 平成21年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 3 | 議案第 88号 | 平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 4 | 議案第 89号 | 平成21年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 5 | 議案第 90号 | 平成21年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 議案第 91号 | 平成21年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 議案第 92号 | 平成21年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 議案第 93号 | 平成21年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 議案第 94号 | 平成21年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議案第 95号 | 平成21年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 議案第 96号 | 平成21年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 議案第 97号 | 平成21年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第13 | 議案第 98号 | 平成21年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第14 | 議案第 99号 | 平成21年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 第15 議案第100号 平成21年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第101号 平成21年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第102号 平成21年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第103号 平成21年度五所川原市神山財産区歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第104号 平成21年度五所川原市松野木財産区歳入歳出決算の認定について
- 第20 議案第105号 平成21年度五所川原市戸沢財産区歳入歳出決算の認定について
- 第21 議案第106号 平成21年度五所川原市病院事業会計決算の認定について
- 第22 議案第107号 平成21年度五所川原市水道事業会計決算の認定について
- 第23 議案第108号 平成21年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第24 議案第109号 平成22年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第110号 平成22年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第111号 平成22年度五所川原市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第112号 平成22年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第113号 平成22年度五所川原市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第122号 平成22年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）
- 第30 議案第114号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 第31 議案第115号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第116号 五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第117号 五所川原市特定商業集積を構成する商業基盤施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例の制定について

第34 議案第118号 五所川原市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第35 議案第119号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第36 議案第120号 財産の取得について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（29名）

| | | | | | | | |
|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 花田 | 進 | 議員 | 2番 | 井上 | 浩 | 議員 |
| 3番 | 片山 | 英幸 | 議員 | 4番 | 齊藤 | 一郎 | 議員 |
| 5番 | 山田 | 善治 | 議員 | 6番 | 鳴海 | 初男 | 議員 |
| 7番 | 吉岡 | 良浩 | 議員 | 8番 | 成田 | 和美 | 議員 |
| 9番 | 秋元 | 洋子 | 議員 | 11番 | 伊藤 | 永慈 | 議員 |
| 12番 | 木村 | 博 | 議員 | 13番 | 田中 | 賢一 | 議員 |
| 14番 | 山口 | 孝夫 | 議員 | 15番 | 古川 | 幸治 | 議員 |
| 16番 | 平山 | 秀直 | 議員 | 17番 | 松野 | 武司 | 議員 |
| 18番 | 寺田 | 武造 | 議員 | 19番 | 稲葉 | 好彦 | 議員 |
| 20番 | 磯邊 | 勇司 | 議員 | 21番 | 阿部 | 春市 | 議員 |
| 22番 | 桑田 | 茂 | 議員 | 23番 | 福士 | 寛美 | 議員 |
| 24番 | 木村 | 清一 | 議員 | 25番 | 加藤 | 磐 | 議員 |
| 26番 | 野呂 | 國四郎 | 議員 | 27番 | 三潟 | 春樹 | 議員 |
| 28番 | 川浪 | 茂浩 | 議員 | 29番 | 工藤 | 武則 | 議員 |
| 30番 | 葛西 | 収三 | 議員 | | | | |

◎欠席議員（1名）

10番 高杉利彦 議員

◎説明のため出席した者（29名）

| | | |
|----|---|------|
| 市 | 長 | 平山誠敏 |
| 副市 | 長 | 三上裕行 |

| | |
|-----------------|-------|
| 總務部長 | 佐藤方信 |
| 財政部長 | 佐藤文治 |
| 民生部長 | 三上隆勝 |
| 福祉部長 | 工藤勝淳 |
| 經濟部長 | 島谷金光 |
| 建設部長 | 黒滝金勇 |
| 上下水道部長 | 高橋勇公 |
| 西北中央病院 事務局長 | 平山耕一 |
| 會計管理者 | 関秀三 |
| 教育委員長 | 阿部育也 |
| 教育長 | 木下巽 |
| 教育部長 | 福井定治 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 川浪太刀男 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 小田桐宏之 |
| 監査委員 | 山本將雄 |
| 監査委員 事務局長 | 工藤雄三 |
| 農業委員会 委員長 | 太田昭市 |
| 農業委員 事務局長 | 小山内洋一 |
| 企画課長 | 松橋洋 |
| 財政課長 | 佐藤明 |
| 市民課長 | 石戸谷鏡治 |
| 保護福祉課長 | 今眞 |
| 商工観光課長 | 中谷昌志 |
| 土木課長 | 菊池司 |
| 上下水道部 総務課長 | 成田良逸 |
| 西北中央病院 管理課長 | 松野昇 |
| 教育総務課長 | 須藤一正 |

◎職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|---------|
| 事務局 長 | 岩 川 静 子 |
| 次長・議事係長 | 竹 内 拓 人 |
| 議 事 係 | 山 中 健 聖 |

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第 1 議案第 86号から

日程第36 議案第120号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第86号から日程第36、議案第120号までの36件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。日程第1、議案第86号 平成21年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第29、議案第122号 平成22年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）までの29件については、全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の29件については全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、日程第30、議案第114号から日程第36、議案第120号までの7件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明16日から26日までの11日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、11日間は休会とすることに決しました。
次回は来る27日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時17分 散会

平成 22 年五所川原市議会第 4 回定例会会議録（第 5 号）

◎議事日程

平成 22 年 9 月 27 日（月）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 121 号 協元財産区管理委員の選任について
- 第 2 議案第 114 号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 115 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 116 号 五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 117 号 五所川原市特定商業集積を構成する商業基盤施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第 6 議案第 120 号 財産の取得について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 7 議案第 118 号 五所川原市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 8 議案第 119 号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 9 議案第 86 号 平成 21 年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第 87 号 平成 21 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第 88 号 平成 21 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第 89 号 平成 21 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第 90 号 平成 21 年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第14 議案第 91号 平成21年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第 92号 平成21年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第 93号 平成21年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第 94号 平成21年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第 95号 平成21年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第 96号 平成21年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 議案第 97号 平成21年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 議案第 98号 平成21年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 議案第 99号 平成21年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 議案第100号 平成21年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 議案第101号 平成21年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 議案第102号 平成21年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 議案第103号 平成21年度五所川原市神山財産区歳入歳出決算の認定について
- 第27 議案第104号 平成21年度五所川原市松野木財産区歳入歳出決算の認定について
- 第28 議案第105号 平成21年度五所川原市戸沢財産区歳入歳出決算の認定について
- 第29 議案第106号 平成21年度五所川原市病院事業会計決算の認定について
- 第30 議案第107号 平成21年度五所川原市水道事業会計決算の認定について

- 第31 議案第108号 平成21年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第32 議案第109号 平成22年度五所川原市一般会計補正予算(第2号)
- 第33 議案第110号 平成22年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第34 議案第111号 平成22年度五所川原市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第35 議案第112号 平成22年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第36 議案第113号 平成22年度五所川原市病院事業会計補正予算(第1号)
- 第37 議案第122号 平成22年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)
(予算決算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
-

◎本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員(28名)

| | |
|--------------|---------------|
| 1番 花田 進 議員 | 2番 井上 浩 議員 |
| 4番 齊藤 一郎 議員 | 5番 山田 善治 議員 |
| 6番 鳴海 初男 議員 | 7番 吉岡 良浩 議員 |
| 8番 成田 和美 議員 | 9番 秋元 洋子 議員 |
| 11番 伊藤 永慈 議員 | 12番 木村 博 議員 |
| 13番 田中 賢一 議員 | 14番 山口 孝夫 議員 |
| 15番 古川 幸治 議員 | 16番 平山 秀直 議員 |
| 17番 松野 武司 議員 | 18番 寺田 武造 議員 |
| 19番 稲葉 好彦 議員 | 20番 磯邊 勇司 議員 |
| 21番 阿部 春市 議員 | 22番 桑田 茂 議員 |
| 23番 福士 寛美 議員 | 24番 木村 清一 議員 |
| 25番 加藤 磐 議員 | 26番 野呂 國四郎 議員 |
| 27番 三潟 春樹 議員 | 28番 川浪 茂浩 議員 |
| 29番 工藤 武則 議員 | 30番 葛西 収三 議員 |

◎欠席議員(2名)

| | |
|-------------|--------------|
| 3番 片山 英幸 議員 | 10番 高杉 利彦 議員 |
|-------------|--------------|

◎説明のため出席した者（29名）

| | |
|--------------------|---------|
| 市 長 | 平 山 誠 敏 |
| 副 市 長 | 三 上 裕 行 |
| 総 務 部 長 | 佐 藤 方 信 |
| 財 政 部 長 | 佐 藤 文 治 |
| 民 生 部 長 | 三 上 隆 |
| 福 祉 部 長 | 工 藤 勝 |
| 経 済 部 長 | 島 谷 淳 |
| 建 設 部 長 | 黒 滝 金 光 |
| 上下水道部長 | 高 橋 勇 公 |
| 西北中央病院 事務局長 | 平 山 耕 一 |
| 会計管理者 | 関 秀 三 |
| 教育委員長 | 阿 部 育 也 |
| 教 育 長 | 木 下 巽 |
| 教 育 部 長 | 福 井 定 治 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 川 浪 太刀男 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 小田桐 宏 之 |
| 監 査 委 員 | 山 本 將 雄 |
| 監 査 委 員 事務局 長 | 工 藤 雄 三 |
| 農業委員会会長 | 太 田 昭 市 |
| 農 業 委 員 会 事務局 長 | 小山内 洋 一 |
| 人 事 課 長 | 前 田 晃 |
| 財 政 課 長 | 佐 藤 明 |
| 市 民 課 長 | 石戸谷 鏡 治 |
| 保護福祉課長 | 今 眞 |
| 商工観光課長 | 中 谷 昌 志 |
| 土 木 課 長 | 菊 池 司 |

| | |
|----------------|------|
| 上下水道部 総務課長 | 成田良逸 |
| 西北中央病院 管理課長 | 松野昇 |
| 社会教育課長 | 井沼清英 |

◎職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|------|
| 事務局長 | 岩川静子 |
| 次長・議事係長 | 竹内拓人 |
| 議事係 | 山中健聖 |

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第121号

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第121号 協元財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

◎日程第2 議案第114号から

日程第6 議案第120号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第2、議案第114号から日程第6、議案第120号までの5件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（三淵春樹） 一登壇一

皆さん、おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案5件について、去る9月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第114号 五所川原市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について、本件は市の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名、経歴、政見等及び写真を掲載した選挙公報を発行するため提案するものであり、掲載を受けようとするときは、当該選挙の告示があった日に選挙管理委員会に申請するものとし、掲載文は原文のまま掲載するものであり、選挙公報は選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に選挙期日の前日までに配布するものであるとの説明に対し、申請の必要性、受け付け時間及び掲載文の文字数について質疑があり、申請は候補者の自由であること、受け付け時間は告示日の午後5時までであること、掲載文の文字数は制限がないこと等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は来年度予定の下水道事業の公営企業会計導入に伴い、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の3事業を統一して効率的な経営をするため、五所川原市水道事業経営審議委員会及び五所川原市工業用水道事業経営審議委員会を廃止し、新たに五所川原市上下水道事業等経営審議会を設置するとともに、所要の改正をするため提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号 五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、本件は南部地区土地区画整理事業の施行による字の区域及び名称の変更に伴い、所要の改正をするものとし、平成23年1月1日から施行するため提案するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号 五所川原市特定商業集積を構成する商業基盤施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例の制定について、本件は中心市街地の活性化に関する法律の施行により、商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講ずる観点から、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法が廃止されたことに伴い、条例を廃止するため提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号 財産の取得について、本件は職員が業務で使用する事務処理用ソフトウェア等一式を購入するものであり、株式会社ビジネスサービスと契約を締結す

るため、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、現在市保有のパソコン台数について質疑があり、小中学校の分を含め1,100台であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決いただきますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第7 議案第118号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第7、議案第118号を議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長（山口孝夫） 一登壇一

おはようございます。本定例会で経済常任委員会に付託されました議案1件について、去る15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

議案第118号 五所川原市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は南部地区土地区画整理事業の施行による字の区域及び名称の変更に伴い、選挙区の区域を変更するため提案するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第8 議案第119号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第8、議案第119号を議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（成田和美） 一登壇一

皆さん、おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案1件について、去る9月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第119号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は、介護保険料の延滞金について、市税の延滞金と同様の取り扱いとすることで、被保険者の負担をふやさないようにするために条例の一部改正するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決いただきますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第 86号から

日程第37 議案第122号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第9、議案第86号から日程第37、議案第122号までの29件を一括議題といたします。

本件に関し、予算決算特別委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長。

○予算決算特別委員長（吉岡良浩） 一登壇一

おはようございます。去る15日の本会議において設置されました予算決算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖、私、吉岡良浩が、副委員長に古川幸治委員が選任され、翌16日及び17日に付託されました議案29件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は議員全員をもって構成されておりますので、議案の内容、その他の詳細については省略させていただき、審議順に審査過程で寄せられた質疑の主なるものを箇条的に申し上げますので、御了承願います。

議案第86号 平成21年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について、本件については、お手元に配付しております資料のとおり審議過程において質疑があり、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。なお、歳出における非常勤職員の賃金支払い状況については、会計及び款項目が多岐にわたるため、答弁にかわる資料の提出を求めておりましたが、24日に委員会に提出され、本日委員全員に配付いたしましたことを御報告いたします。

次に、議案第87号 平成21年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、黒字の要因について、医療費の減免、減額制度の適用についての質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第88号 平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第105号 平成21年度五所川原市戸沢財産区歳入歳出決算の認定についてまでの18件については、さしたる質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第106号 平成21年度五所川原市病院事業会計決算の認定については、患者数減少の原因及び今後の対策について、待ち時間の短縮について、企業債の借りかえについて、決算審査意見書の内容について等の質疑があり、採決の結果、賛成多数によ

り認定すべきものと決しました。

次に、議案第107号 平成21年度五所川原市水道事業会計決算の認定については、減債積立金及び建設改良積立金の法的根拠について、建設改良工事における指名入札参加業者数及び落札業者数について、企業債の借りかえについて質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第108号 平成21年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第109号 平成22年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）については、青森りんご活用商品開発事業委託料の内容についての質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 平成22年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてから議案第113号 平成22年度五所川原市病院事業会計補正予算（第1号）についてまでの4件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 平成22年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）については、新型インフルエンザ予防接種に係る市民への周知方法及び助成方法についての質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

発言の通告がありますので、許可いたします。

2番、井上浩議員。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

おはようございます。予算決算特別委員長報告のうちの議案第86号 平成21年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する一部反対討論を行います。

反対しますのは、一般会計歳出決算の各款、各項、各目にかかわります2節給料、3節職員手当等、4節共済費、7節賃金、13節委託料等、人件費総体のありようについてです。集中改革プランの推進について、当市では積極的かつ意欲的な姿勢を示されていますが、財政面での実効性、一番には職員定数との関連につきまして再考される視点が

必要かと感じていますので、あえて反対をさせていただきます。

なお、私の反対討論は、職員組合の皆さんや当事者であります職員の皆様方との合議ではなく、あくまでも市民の皆様方に対し、議会に報告されています決算資料に基づくものでございますことを冒頭に表明させていただきます。

反対討論の趣旨は、当市の人件費総体のありようにつきまして、同一価値労働、同一賃金原則を貫いていくためには、この人件費総体の決算を現時点では認定をするわけにはいかないため、反対するというものです。より具体的には、各款、各項、各目にかかわります7節賃金の決算を認定するわけにはいきません。といいますのも、7節賃金を規定する根拠について、極めてわかりにくくなっています現行法の事情があり、現状を追認するわけにはまいりません。そのため、まず現行法について確認をさせていただきたいと思います。

地方自治法第172条、前11条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。3、第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時または非常勤の職については、この限りではない。これがまず1番の根拠法でございます。

次に、地方公務員法第3条の第3項では、特別職は次に掲げる職とするとの規定を定めています。3として、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職。4として、地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの。

今回、私が問題にしていますのは、より直接的に同法の第22条5項、臨時的任用の取り扱いについて疑義があるからです。同条5項では、当市のように人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は緊急の場合または臨時の職に関する場合には、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者はその任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないとなっています。

さらに、同条7項では、前5項に定めるもののほか、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用するということです。

さらに、同法の第28条の5項では、任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職で、その職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第3項及び次条第2項において同じ。)に採用することができるとし、さらに前項の規定により採用された職員の任期については、前

条第2項から第4項までの規定を準用する、短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第28条の2第1項から第3項までの規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとするを定めています。

しかしながら、現実的にはどの条項で任用をしたのか、されたのか、判明をしないケースが多くあるようでございます。

この地公法を受けまして、当市の職員の給与に関する条例では、臨時及び非常勤の職員の給与につきまして、第33条で臨時及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与については、他の一般職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定めるとしています。

また、この地公法を受けまして、当市の臨時的任用職員管理規程では、臨時職員の区分及び定義につきまして、第2条で臨時職員は、期限付臨時職員、日日雇用職員及び非常勤職員に区分し、それぞれの意義は次に定めるとおりとする。1として、期限付臨時職員、任用期間が六月以下の臨時の職に任用される者。2として、日日雇用職員、市の直営工事の現場人夫及びこれに準ずる人夫で六月未満の雇用予定期間の範囲内で日日雇用される者。3として、非常勤職員、勤務時間が1週27時間の範囲内で任用される者。

当市の給与条例と臨時的任用職員管理規程により、臨時及び非常勤の職員の給与について、他の一般職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者たる市長は次を定めています。人事課より議員各位に伝達されました期限付き臨時職員、非常勤職員職員賃金表(本庁等)です。以下のとおりとなっています。フルタイム職員、単価1日でございますが、一般事務系5,440円、一般労務系5,680円、保健師、看護師、栄養士等の方々7,920円、介護支援専門員9,600円。しかしながら、本日議会、決算特別委員会に報告をされました資料を見ますと、このほかにもフルタイム職員の1日単価5,480円、さらには7,200円もあるようでございます。また、パートタイム職員、週27時間以下、単価1時間、一般事務系680円、一般労務系710円、運転手990円、保健師、看護師、栄養士990円、准看護師970円、学校教育支援員等1,000円。やはりパートタイム職員におかれましても、本日部長より提出されました資料に基づきますと、単価1時間890円、900円という事例もあるようでございます。

以上が私が今議会での一般質問及び決算特別委員会で問題指摘をしてきました、当市で働いていらっしゃる臨時職員、非常勤職員の皆様方に関する関係規定であります。

私の今議会における一般質問及び決算委員会での議論で既に指摘していますように、職場の職員の皆さん方の非正規化増加の真の理由は、人件費コストの圧縮にあります。そればかりではなく、行政にかかわる人件費コストを見えにくくする効果も発揮してい

ます。今回の各部、各課報告で明らかになりましたように、臨時職員、非常勤職員の皆様方の多くの労働実態は、非常勤でも臨時でもなく、臨時職員、非常勤等職員との呼び名はふさわしい表現ではないと思います。自治体行政の欠くことのできない一翼を担っていらっしゃるの方々に対して私は、民間においても非正規労働者問題がクローズアップされている今日の状況も踏まえながら、象徴的な意味も込めまして非正規職員と呼ばせていただきました。

人件費が正規職員のみで表示され、非正規職員分は事業費や物件費に埋め込まれています。地方財政制度（基準財政需要額）にも非正規職員の人件費は明示されず、算定根拠も示されません。国の制度とはいえ、財政上では非正規職員は物として扱われているのです。私は、これではいけないと率直に感じましたので、異例な手法でしたが、一般質問で各課が採用している臨時職員、非常勤職員の実態報告につき、決算特別委員会開催日までの資料提供を求めました。といいますのは、当市の臨時的任用職員管理規程では、第4条、年間任用計画の承認として、課長等は、4月1日から翌年3月31日までの間に、期限付臨時職員、日日雇用職員及び非常勤職員の任用を必要とする場合は、毎年2月末日までに年間臨時職員任用計画（一部変更計画）書により、年間臨時職員任用計画を人事課長に提出しなければならないとされています。人事課長は、前項の計画書の提出があったときは、財政課長に合議後、市長の承認を受けなければならないものであり、課長等は、やむを得ない理由により、前項の規定により承認を受けた計画書の一部を変更しようとするときは、あらかじめ計画書により変更後の年間臨時職員任用計画を人事課長に提出しなければならないと定められています。この管理規定に基づきますと、議会、議員から年間臨時職員任用計画に基づく任用状況資料の提出要請を受けた場合には、常時集計されているわけですので、即座に回答できるはずなのであります。ましてや、私が求めましたのは、今年の決算に関するものです。

昨年度は、国の緊急雇用政策により、当初予算に7節賃金相当額が大きく上積みをされていますが、この基本は変わらないと思います。提出された資料でも、当初予算での一般財源充当分と緊急雇用政策充当分の不用額の出方に違いがはっきりとあらわれていますので、各課並びに財政当局におかれましては、現状を十二分に把握をされての行政執行を行っていると感じています。しかし、議会に提出された資料は、目ごとの執行額、目的別区分名称、事業番号名称の一覧表と期限付き臨時職員、非常勤職員職員賃金表のみでした。私が求めましたのは、一般質問で次の指摘を行ったことに基づくものです。

「形はどうであれ、市役所で働く方々と使用者たる市長との関係は、労働契約に基づく労使関係と考えています。ところが、以下に述べます実情に反して、労働契約とはとら

えず、市役所の長である使用者、すなわち任命権者による一種の行政処分である任用行為とみなしているのではないのでしょうか」という疑問からの指摘でありました。こうしたことから、決算委員会の質疑で、私は各課からの説明報告を求めました。24日に至り、文書資料として全体の報告が議会に届けられたものです。私は、この一連の経過につきまして、行政組織規則第26条に規定する課長等の皆さん方、つまり任用計画提出者、さらには承認及び任命権者の議会に対する基本姿勢に疑問を感じざるを得ません。

そこで、事実上、決算委員会での委員の判断がかなわず、賛否を保留せざるを得なかったということにつき、じくじたる思いをぬぐい去ることができません。といいますのも、当県及び県内10市ではまだ取り組まれた事例はございませんが、他県、他市では決算委員会開会中に決算審査室を開き、庁内外のすべての伝票を審査にかけているところもございます。討論の冒頭ですが、このことについては強く申し述べておきます。

さて、一般質問や決算委員会で、財政課及び人事課、総務部長と討論しましたが、改めて臨時職員、非常勤職員の実態把握に私がなぜかくもこだわるのか申し述べたいと思います。とりわけ財政当局におかれましては、資料提供がないままの決算委員会で、総合的に財政当局としてもフルタイムの職員の存在につきまして是認される意見を述べられていますので、これからの当市の人事起案につき、以下提言させていただきたいと思います。骨子は以下の4点でございます。その1は、臨時、非常勤職員の任用の実態と制度の間の乖離の解消であります。2点目は、臨時、非常勤職員の雇用の安定と処遇確保でございます。3点目は、ワークシェアリングの受け皿となる任用制度の整備でございます。4点目は、就業意識の多様化、両立支援、自己啓発など、雇用者側の要望と社会的な要請に対応しました任用制度の構築を図るための本格的短時間勤務職員制度の強化でございます。

私が所属をいたします全日本自治団体労働組合、自治労本部で、臨時職員、非常勤職員の問題に取り組んでいます北川啓子さんは、次のように指摘をされ、私も全く同感です。「市民や利用者から見れば、自治体の施設や機関にいる人はすべて自治体の職員である。子供たちにとって大切なのは、優しい保育士の先生であって、正規職員か非正規職員かではない。相談者にとっても、親身になって一緒に考えてくれる相談員が必要なのであって、その人が正規か非正規かは問題ではない。非正規職員も住民から信頼され、仕事に責任とプライドを持って働いている。しかし、住民の気持ちと働く者の努力、能力を全く無視して扱っているのが今の自治体の現状である。人は、経験を積み重ねて成長していくものである。幾ら資格を取ったから、あるいは採用試験に受かったからといって、最初からその仕事のプロであるわけでもない。また、その人がどれくらいその仕

事に精通したか、能力があるかということは、正規職員か非正規職員かの雇用形態で分けられるものではない。自治体の仕事の多くは、人と人のコミュニケーションである。人対人の仕事はマニュアルどおりにはいかない。また、教科書だけですべてを覚えられるものでもない。先輩から教えられ、経験を積み、育つものである。どの仕事でも、その仕事に精通するには時間がかかる。どんな簡単な仕事でも、始めたその日にすべてをできるようになるわけではない。一つの仕事を覚え、なれるまでには時間がかかり、その時間や経験が効率のよいミスが少ない仕事、安全な職場へとつながる。今の自治体の非正規職員制度には、そのような考えが全く見られない。これは、非正規職員だけの問題ではなく、正規職員にも言えることである。新入職員が正規職員だという理由で実力以上の仕事を任せられ、プレッシャーをかけられる。人を育てるのには時間がかかる。その時間に支払った賃金は住民の税金である。住民の税金で育てた人材を簡単に切り捨てる今の状況は、本当に無駄のない税金の使い方なのかと疑問に思う。雇用が安定しない職員の増加で起きている問題のツケは、必ず住民である私たちに回ってくる。よいサービスをするには、それなりの人数と人材が必要であることを自治体は住民に説明すべきだと思う」、私はこの指摘につきまして、同じ仕事をしながら正規職員、非正規職員となっている今の現状について、何としても克服していかねばならないと感じさせられています。こうした現状及びこれからの課題につきまして、私は真剣に考えねばならないと思います。

9月24日付で総務部長より議会に提出された資料を解析し、私は次を知ることができました。臨時、非常勤等職員の正しい位置づけと雇用の安定と労働条件確保が必要ということです。当市の行政は、常勤職員と臨時、非常勤の混合で担われている実態にあると言ってよいと感じました。一般財源を対象に確認しましたところ、フルタイムで28人、決算額1億1,090万7,979円、パート職員で56人、決算額4,773万114円、日々雇用で83人、決算額2,170万5,812円でした。国、県や保険料と分担して、一般財源から充当されているものは対象としませんでしたのでいささか不正確ではありますが、167人の方、1億8,034万3,905円という一般財源からの充当額は、一般職員463人と比べましても決して小さいものとは言えないと思います。とりわけ特定の職種では、ほとんど全員か半数以上が臨時、非常勤という実態にあり、欠くことのできない戦力となっていることは否めないと思います。臨時、非常勤等職員の皆様の2割ほどはフルタイムかそれに近い勤務となっており、臨時、非常勤のかなりの方々は、既に基幹的労働力となっていると思います。一方、賃金は日給、時給型が混在していますが、臨時、非常勤の多くの方々は年収200万円以下であり、いわゆるワーキングプアに該当する労働者となっています。

そこで、今後の課題として、私は次の2点を指摘しておきます。議会に配付された資料の各ページには、基本賃金のほか、通勤手当相当分、時間外手当及び臨時加給金を支給の場合ありとされています。当市において、非正規職員の賃金も人件費として考えていらっしゃる事のあかしたと私は理解をしています。同時にこうした対応をされてこられましたことに、改めて市当局には敬意を表したいと思います。つけ加えれば、こうした当然の考え方を市民の皆様方の理解を得る中で堂々と主張していただき、今以上にこうした対応を拡充をしていただきたいと思っております。

今議会では、一般会計歳出決算、各款、各項、各目にかかわります13節委託料につきましては、討論することができませんでしたが、指定管理者制度導入により大変な問題が全国で発生していますので、この点につきましては今後の課題として別途議論させていただきますことをお願いをいたしまして、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（齊藤一郎） 次に、1番、花田進議員。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

おはようございます。議案第86号 平成21年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から発言します。

平成21年度の予算審議で、五所川原市一般会計に反対の討論をしました。その論点は、1つは地域振興基金造成が提案され、20億円を造成するためには自主財源として3年間で1億円を拠出しなければなりません。それだけ市の自主的な事業が削減されることにつながり、市の活性化の妨げになること、2つ目はオルテンシアの管理委託が提案されましたが、市の文化事業は公民館を初め市が責任を負うべきものであり、当面は経費の削減にもならないことを指摘しました。今議会では、予算決算特別委員会で8億3,000万円の不用額が発生しており、幾つかの項目について、その発生要因などについて質疑を行いました。景気が低迷し、仕事のない市民が大勢いる中で、市の活性化のために市独自の事業提案が必要とされています。そのために、一般質問では住宅リフォーム助成事業も提案させていただきました。以上述べましたように、予算に反対し、それが実施された決算には当然反対するものであります。市長及び理事者職員に提言します。これまでの慣例に縛られることなく、大胆な政策提案を行い、市の活性化を図るときであります。

次に、議案第106号 平成21年度五所川原市病院事業会計決算の認定について、反対の立場から発言します。平成21年度の病院会計予算には賛成しましたが、不良債務比率が前年度の5.4%から7.2%に拡大した決算については、容易に賛成できるものではありません。

ません。ここで全議員が賛成することは、不良債務を拡大していることを議会として容認することになります。不良債務は、流動資産より流動負債が上回ることにより発生しますが、その根源は患者数の減少にあると言えるのではないのでしょうか。一般的には、医師の減少が患者数の原因とされています。西北中央病院は医師不足ではありますが、医師は総体としては減っていない中で発生しているわけであります。薬が長期に投薬することが可能になったこと、経済状況が悪くなり、通院を控える傾向などもあるかもしれませんが、その原因を深く究明する必要があります。平成25年度には、中核病院が完成します。この中核となるのが西北中央病院であります。患者の案内など、病院ボランティア制度に参加する市民も生まれております。このような方々の市民のための病院という思いを生かすためにも、医師、看護師など、職員の一層の奮起を願うものであります。

私の趣旨を御理解いただき、多くの議員に賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第86号から議案第108号までの23件は認定、議案第109号から議案第113号まで及び議案第122号の6件はいずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第86号及び議案第106号に反対討論がありましたので、原案について起立により採決いたします。

まず、議案第86号 平成21年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について、本件を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、議案第106号 平成21年度五所川原市病院事業会計決算の認定について、本件を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、ただいま認定された2件を除く27件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの27件は委員長報告のとおり決しました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

◎市長あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会も齊藤議長を初め吉岡予算決算特別委員長及び各常任委員長並びに議員各位の御協力によりまして、全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

特に来月から実施する新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業については、本定例会で予算措置の議決を賜っておりますが、当職といたしましては新年度から中学1年生の女子生徒を対象とした子宮頸がん予防ワクチンの無料接種を実施したいと考えております。

さて、12月4日の東北新幹線全線開業がいよいよ目前に迫り、東北新幹線の新ダイヤも発表されたところでありますが、去る9月19日には、千葉県浦安市で開催されたウラヤスフェスティバルに五所川原農林高校の立佞武多「閻魔大王」が出陣し、各地から出陣した山車の中であって、ひととき大きな歓声を浴びたところであります。

また、10月末に開催される青森4大祭り競演には、立佞武多「又鬼」が原宿表参道に出陣することとなっており、首都圏からの誘客につながるものと大いに期待いたしております。

加えて、これも今定例会で予算措置の議決を賜った2010ソウル世界灯フェスティバル参加事業では、10メートルとミニサイズではありますが、初めて立佞武多が海外に出陣し、本市観光のPRを行うこととなっており、11月初旬には当職も韓国ソウルに出向き、外国人観光客の誘客に向けてトップセールスを実施してまいります。

今後とも市民生活の安心、安全を第一に、また本市を含めた西北五圏域の観光振興、地域の発展につなげるため、全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員各位には特段の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、秋の気配が日ごとに色濃くなり、朝夕はめっきり涼しくなっております。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市勢伸展のためますます御活躍

されますよう祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成22年五所川原市議会第4回定例会を閉会いたします。
午前11時08分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年9月27日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 野 呂 國 四 郎

五所川原市議会議員 葛 西 収 三

五所川原市議会議員 花 田 進

五所川原市議会議員 井 上 浩